

第11回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時 平成14年5月9日(木) 午前10時から午後5時10分まで
開催場所 長野県庁講堂
出席委員 宮地委員長以下14名全員出席

田中治水・利水検討室長

定刻となりましたので、ただいまから第11回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会に当たりまして、宮地委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

宮地委員長

それでは、第11回の委員会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。前回の委員会におきましては、9つの河川流域の審議方針が決定されたところでございますが、浅川、砥川についても答申がだんだん時間的に切迫してまいりまして、近々、答申を行うことを考えております。また、他の河川につきましても、部会での審議を行う河川流域、委員会で直接審議する河川流域、それぞれちょっと分かれておりますけれども、いずれも早い時期に答申できるように努力をしたいと考えております。今回の委員会では、部会を新しく設置を致しました3部会、この審議材料となるワーキンググループからの報告を頂き、それに続いて当面の緊急の目標であります浅川、砥川流域の答申の方向を審議して参りたいと考えております。本日は特に財政ワーキンググループからのご報告も頂くことになっておりますので、それもお聞き頂きますし、前回お願い致しました答申に向けての論点を整理したものを用意致しました。それを参考として、ひとつ具体的な答申の起草等についてお考えを頂きたいと、こう考えております。大変、あわただしい日程になりますけれども、ひとつ今までに増して建設的なご審議をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございます。只今の出席委員は14名中12名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。なお松岡委員、宮澤委員は遅れてご出席ということで連絡を頂いております。それでは、議事に入る前に資料の確認をさせて頂きたいと思いますが、右肩に振ってございます資料1の1、流域森林の変遷調査、1の2、森林の保水力調査、それから2の1、利水ワーキンググループの関係ですが、報告ということで、黒沢川関係、それから資料2の2で、郷土沢川、それから2の3で上川ということです。それと資料3は配布してございません。資料4ですが、答申作成の為の論点整理ということでお願いしたいと思います。それから資料5、国土交通省河川局からの回答、資料6、砥川の基本高水流量決定に用いられた計画降雨群の選定について。それから資料7、基本高水に関する考え方。それから資料8ですが、河川改修単独案について。以上でございますが、ご確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、議事の方をお願いしたいと思います。

宮地委員長

それでは、最初に本日の議事録の署名人を指名致します。今回は浜委員と藤原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。始めにこの次第でございますように、現在審議中の3河川について、ワーキンググループの報告をお願いいたします。ただちょっとお願ひを申し上げますが、森林、利水ともに、いろいろと前回のご報告も大変時間がかかりましたが、それで手法等について同じものがございましたら、その辺は委員の方ご存知だと思いますので、結果のポイントについて、なるべく簡明にご説明を頂けたらと考えております。森林と利水、それから基本高水の方も今日入れてよろしゅうございませうか。

大熊委員

若干、簡単に説明します。

宮地委員長

それでは、そういうふうに進めていきたいと思いますので、ご報告をよろしく申し上げます。まずは森林ワーキンググループの植木座長からお願いを申し上げます。

植木委員

それでは、森林ワーキンググループの方から報告を致します。できるだけ手短かにということですので、掻い摘んで説明致したいと思います。報告書は森林の変遷調査の問題、それから保水力調査の2点です。対象が黒沢川、郷土沢川、上川でございます。それで森林の変遷についてまず説明いたしますが、既に前回、手法等については説明しておりますので、具体的な流域について説明したいと思います。資料の3ページから入らせて頂きます。

まず黒沢川でございますが、変遷調査として、過去から現在、どのように森林が変わっているのかということで、およそ30年間の流れの中で見てみました。土地利用の変化で言いますと、この黒沢川ではほとんどが森林で覆われていると、この表にありますように99.8%、ほとんど100%が森林であるという土地利用状況でございます。更に、この森林の中身について、変化について見てみますと、次のページでございますが、林種別で見ますと、人工林と天然林がございまして、ほぼ同じくらいの面積があります。若干、天然林の方が多いのかなということですが、林分発達段階の状況をみますと、以前、30年前は林分成立段階がおよそ71haあったものが、現在はほとんどそれで成熟しておりまして、若齢段階に移行しているということになります。その結果、現在成熟老齢段階が314haというふうな割合を占めていると。極めてこの30年間に於いて、森林そのものが林齢の高い方向へ当然であります向かっているということです。それから林種別で見ますと、人工林ではカラマツが多いということが言えます。また、天然林におきましては、その他、針葉樹、黒沢川の上流が特に天然の針葉樹林が多い訳ですが、この辺が主流を占めているということになります。更にこの森林の変化の問題とそれから崩壊地の変化について見てみました。5ページです。ここを見ますと1973年の段階から1994年の段階でどのような崩壊地が確認されたかということでございます。空中写真を用いて、概ね0.1ha以上のものをカウントしてございますが、73年の段階においても、現在の段階においても、林分成立段階、いわゆる10年生以下の林分においては、崩壊地は認められない。ただし10年からだいたい30、40年くらいの若齢林のところにおいては、73年では3カ所、94年の段階では1箇所と、さらにそれよりも高齢な林分において、73年では3箇所、現在では5箇所というふうになっております。この辺の増えた原因、決して崩壊が森林、基本的には森林がある程度成長することによって、土壌の緊迫力等は高まっていくということは前回も説明しておりますが、むしろ森林を超えたところのエネルギーといいますか、力といいますか、いわゆる土壌そのものを、すぼんと取っていくような傾向がもしかしたらこの黒沢川では多少あるのかというような気が致します。

それから、郷土沢川に移ります。郷土沢も72年から96年のおよそ24年間の流域の変化を見てみました。土地利用の変化ですが、ほとんど変わっておりません。といいますか、100%が森林でございます。また森林の変化を表の3の5で示しておりますが、林種別で言いますと、人工林は24年前と現在ではほとんど変わらない。天然林が増えて、伐採跡地が減ったということになります。林分発達段階では1972年の段階では林分成立段階、いわゆる、10年生以下では、およそ50ha、全体の4分の1を占めていた訳です。現在においては、その極めて若い林分は存在しません。それに伴いまして、若齢段階の森林が若干増え、更に成熟、老齢段階という高齢の林分が前回、72年の21haですね、1割から現在61haと3割を占めるに至っています。それから林種別で言いますと、人工林のカラマツが伐採されまして、かわってヒノキが植えられている。天然林におきましては、前回、広葉樹37haから、現在70haまで増えているということが特徴

として挙げられます。伐採跡地は現在は全て林地となっているということになります。それから郷土沢の崩壊地の変化について、次の7ページに示しております。1972年の段階では林分成立段階、それから若齢段階、成熟老齢段階、併せて4箇所の崩壊地が確認されました。面積では0.5haです。これが1996年では特に若齢段階が14箇所認められております。1996年の崩壊地、14箇所は、1972年以降新たに13箇所が発生したものだということに予想されます。発生場所は流域の上部、場所的には流域の南側に集中しているということでございます。この部分は若齢のところが多ございまして、ヒノキ、或いは、広葉樹、両面に渡っての崩壊地が認められているということで、多分この辺は松島(信)委員がご存知だと思うんですが、土壌が極めて脆弱な花崗岩地帯だったと思うんですが、脆いところでございます。また、斜面も急でございますので、そういう土砂崩壊というのは森林の発達段階というよりも、元々もっている地質の問題がかなり大きな部分を占めるのかということに思われます。若齢段階が特に多いというのは、以前あった森林が伐採されて、残された伐根がある程度、まだ土壌を押える力はあるんですが、これが伐採されていくとことによって、急速に根の緊縛力が落ちてくると、そして新たに植えられた造林木が生育していく訳ですが、まだ、若い段階では、新たな森林の緊縛力がまだ弱いということに特に10年から20年というのは、極めて弱い土壌の緊縛力ということになります。どの林分でもそうなんですが、若齢段階では崩壊地が多く見られるということがあります。特にこの郷土沢では、ダムの集水域の面積はそれほど多くは無いんですが、崩壊箇所数が結構多いということです。ですから、基本的に崩壊しやすい場所なのかなということに理解されます。

続きまして、上川の方に移ります。上川も同様に30年間の森林の変遷を見たものです。大方、上川の上流域、ダムよりも上流域ですが、90%以上が森林でございます。他に草地が若干見られますが、今、説明しました他の2流域と同様に森林地帯がほとんどであるということに思われます。29年間の土地利用変化の大部分は草地から森林への転換であったということに判断しております。森林に変化を具体的に見ますと、9ページでございます。林種別に見ますと、天然林が非常に多いということです。だいたい2000haの森林面積に対して、天然林が1300haというような、7割から75%くらいの天然林が存在しているということになります。また林分発達段階も先程述べた2流域と同様に、林分成立段階はどんどん減っております。その分若齢段階、或いは、それ以上の成熟老齢段階に向かっていると、成熟化が進んでいるということが言えます。樹種別の配分でございますが、人口林では圧倒的にカラマツが多いということが言えます。天然林では、その他針葉樹、特に上流域ですから、亜高山帯性の針葉樹林がここでは、増えているということなんですが、前回では林分成立段階ということでカウントしたものが、これが生育したことによって、天然林の針葉樹林というような形で、現在認められているということが言えます。それから、崩壊との関係でございます。1971年の段階では、崩壊箇所数は4箇所、面積でいいますと0.97haでございましたが、今回、2000年の空中写真を確認しましたところ、箇所数が3箇所、面積が0.51haということで、極めて安定している部分でございます。

それから11ページ以降でございますが、ここは森林の変化とそれから森林の諸機能、災害との関係、或いは、土砂流出との関係を見ております。ここで、特に見て頂ければと思いますのが、15ページから16ページに掛けてでございます。ここは、年間のそれぞれの雨量と、それから災害があった年を示しておりますが、災害があった年は黒く塗っております。森林が生育したことによって、成熟したことによって、災害が減るかどうかということは常に課題としてあるんですが、なかなかこの辺は、検討するには更に詳細な部分で要因を必要とするんですが、ここでも単純な見方をすれば、雨量と森林の生育との関係では、相関が見られないということです。ただし、特に注目して頂きたいのは、15ページの下ですね、これが郷土沢、次のページの上川なんですが、戦後、災害が発生しております。多分、予想でございますが、我が国、どこでもそうなんですが、戦後の皆伐、それから伐採量の増大というものが30年代からありまして、森林は急速に変わっていきます。その結果、裸地化が増えたり、若齢林が多くなっていくというようなところから、

30年代以降、30年代から40年にかけて、もしかしたら、そういった森林の伐採圧が結果的には、こういった災害を生んだ可能性もあるのかなと、今言った2流域は、特に戦後1965年以降、そういった災害が見られております。それから土砂流出量をその後17ページ以降示してあります。17ページ以降の土砂流出量についてですが、表の4の4、黒沢川、黒沢川の1973年と1994年の土砂流出量を数値的に見てみました。森林が成立する、或いは、成熟化に向かうことによって、土砂流出は基本的には抑えられていくというのが、我々の見解でございます、ここで見てもお分かりのとおり、1973年の時点では、黒沢川では流出量が326m³あったものが1994年では、301m³に減っているということが試算されました。また同様に郷土沢でございますが、1972年の時点では、608m³の流出量土砂が、96年におきましては、145m³と、相当量の土砂流出が抑えられているというような試算結果でございます、さらに上川についてでございますが、これも同様に1971年の段階ではおよそ、2000m³の土砂が流出しただろうと算定されますが、2000年においては、1480m³というふうに、いずれも、土砂流出量は減少する傾向にあるだろうというような計算結果でございます。以上が、この森林の変遷、だいたい25年から30年にかけての空中写真を利用して、纏めた結果でございます。なかなか空中写真での判読というのは難しいですが、ある程度これを基礎として、部会等でいろいろと議論して頂ければと思っております。

次に森林の保水力調査について説明致します。資料の1の2をご覧ください。これも手法等はすべて省きます。具体的に黒沢川、それから郷土沢、それから上川の3流域がどの位の森林の保水力をもっているかという点についてのみ説明致します。1ページをご覧ください、1ページ黒沢川でございます。1ページの特に3の部分、有効貯留量でございます。樹冠遮断量は、雨量相当で15mmという計算結果です。更に、土壌の部分について、表層土壌A層とB層、それから下層のC層をあわせた場合には雨量相当で、この土壌中に貯留可能な水分量の最大可能量は216mmというふうに計算されました。これらを考慮して、雨が降った時点での水分保留量を計算しました。常に乾燥しているという訳ではございませんので、土壌中にはある程度の水分が含まれているということを考えまして、その係数を0.4から0.6と致しまして計算しました。その結果、黒沢川では有効貯留量、雨量相当で101mmから145mmという計算結果でございます。前回も説明しておりますが、更に基岩部分の浸透があればですね、これよりも更に数値は大きくなるものというふうに予想しております。それから、郷土沢について説明致します。7ページでございます。同様に郷土沢流域の有効貯留量でございます。樹冠遮断量は、雨量相当で11mm、土壌A層、B層、C層を併せた最大貯留可能量は雨量相当で221mmでございます。それを降雨時の水分保留量を考慮しまして、計算しました結果、この郷土沢では99mmから144mmの保水能力をもっているだろうというふうに予想致しました。更に、上川でございます。上川は13ページでございます。上川流域におきましては、樹冠遮断量雨量相当で約11mm、表層土壌、下層土壌併せた最大可能量は、193mm、その結果、有効貯留量は雨量相当で88mmから127mmというふうな計算結果でございます。くわしい内容につきましては、それぞれ後ろに載せました資料をご覧ください。大変、早口で掻い摘んで説明して、ちょっと理解できない部分があったかと思っております、以上で、報告を終わりたいと思っております。

宮地委員長

どうもありがとうございました。大変、急がせましたんですが、ポイントを得たご説明を頂きまして、ありがとうございました。何か、差し当たって、ご質問ございましょうか。はい、どうぞ。

大熊委員

質問というよりコメントですけれども、先程の森林の変遷と災害がどう変化したかということで、先程15ページ、16ページ、前の方の資料、1の1の資料でご説明があったんですけど、もうひとつ災害が増えたかどうかという件に関しては、戦後、やはり、人口が増えてきて、川沿いにそれまで住んでなかったところに家が建ったりしているという実態

もありますので、その辺の人口増加といったようなことも踏まえて評価しないと、森林だけでは、この災害が増えたということは言えないのではないかというふうに思いましたので、一言。

宮地委員長

ありがとうございました。それでは今のことで、森林の方は3部会の方にこの見解をお渡しして、ご議論頂く、よろしゅうございましょうか。それでは、そういうふうに致します。どうもありがとうございました。それでは次に利水ワーキンググループのご報告をお願い致します。

浜委員

それでは利水ワーキンググループから報告致します。先日も夜11時までワーキンググループを開催を致しました。しかし、時間の都合上、掻い摘んでの説明にさせて頂きたいと思えます。本日報告致しますのは、黒沢川、それから三郷村と郷土沢に関わる豊丘村の上水道の需要の予測、それから水源対策の案、更に上川の農業用水の取水状況の、この3点についてご報告致します。まず上水道の需要予測から報告を申し上げますけれども、給水量の予測について、詳細に報告をする為に、資料の準備を致しましたけれども、短時間での報告ということでございますので、業者からの説明というものは今回は省略をさせて頂き、もし私の説明の中で不足等がございましたら、一から、前回、砥川、浅川のような形で、コンサルの方から説明をさせて頂くということで、よろしゅうございましょうか。

○宮地委員長

結構です。

○浜委員

それでは、調査ですけれども、計画給水人口、及び計画給水量については、先程申し上げましたコンサルタントに委託調査をさせました。調査方法につきましては、人口、産業などの社会的な条件、それから自治体の振興計画、水道の特性等の状況を把握致しまして、平成32年、これを目標に計画給水量を予測致しました。

資料2の1をご覧ください。これは三郷村の需要予測の資料でございますが、人口、及び給水量を社会的要因、トレンド法、コーホート法などによりまして、予測したものが、10ページにパターン1から4までございます。10ページをお開きください。パターン1の左の覧、これが現在の村の計画量を示したものでございます。今回の予測では4つのパターンの内、最低でも現計画と同量、最大では900m³大きくなっているという数字が出ております。同じく資料2の2、これの10ページをお開き下さい。これは、豊丘村の給水量の予測でございます。豊丘村の場合も村の現計画との差は小さいものでありますが、今回の予測の方が豊丘の場合は上回っているという数字がでております。

次に水源対策でございます。黒沢川と郷土沢流域に関する水源対策につきまして検討致しました。資料2の1に戻って頂き、25ページ、2の1に戻って頂き、この横長のものがございます。これも浅川、砥川、前に報告を致しました通り、これと同様に5つの水源対策の工法、或いは、課題、経費、水道料金への影響について整理をした訳でございます。黒沢川では特に地下水の利用、それから農業用水からの転用ということが大きな論点になるかと思う訳ですが、いずれもこれ、記載の通り課題がありますので新たな水源の現実性などにつきましては、これは是非部会で大いに論議をして頂きたいと、このように思えます。次に資料2の2、郷土沢、これにつきましてもこの横長のペーパーでございますけれども、同じように、5つの水源の対策の工法、課題、経費、水道料金への影響ということで記載をされておりますので、これも部会で是非とも論議をして頂きたいと思う訳でございます。

それから、3点目、上川の利水でございます。上川におきましては、上水道の利水計画はございません。第1回の部会におきまして、農業用水の取水について課題が出されまし

たので、農業用水の取水状況等について調査を致しました。資料は2の3でございます。2の3をご覧ください。農業用水に関する資料でございますけれども、ご覧の通り、非常に多くの農業取水というものが入り乱れているということがお分かりでございます。これにつきましては詳細、幹事から説明をして頂きますので、よろしゅうございますか。では幹事の方でお願い致します。

宮地委員長

それでは、幹事、お願いを致します。

幹事（諏訪建設事務所）

諏訪建設事務所です。先程紹介がありましたように、図面の方を見て説明させていただきます。太く二重線で引いたところが上川です。その他の一本線が支川になっております。その後ろに付いている、2ページについているのが柳川だけを抽出したものでございます。蓼科ダムの取水口から1 km程下のところに大河原堰というのがございます。この大河原というのが図面では3 1 3と数字の書いたやつでございます。これにつきましては、滝の湯川から取水をしまして、また、その下の上川で取水をして、その後、角名川を渡りまして、その後、柳川へ落ちまして、それをまた柳川から大河原堰として取水しております、その下、1 km程下で上川で取っております滝の湯堰も滝の湯川から取水を致しまして、その後また上川から取水をしまして、角名川を、これも水路橋で渡りまして、その後、上川に戻るようになっております。利水計算上では、このものにつきまして、補給をすると、全てを補給をするということではなくて、その3 1 3の面積、灌漑面積に対しまして、半分を上川から補給するという計画になってございます。それで、基本的には、正常流量として設定しておりますのが、河川の機能を維持する為の、いわゆる、維持流量と読んでいるものに、この利水容量を足したものを正常流量として設定してダムで補給するというところで、不特定容量を算出してございます。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。

浜委員

それでは、引き続き、上川につきましては、ご覧のように大変複雑な多岐に渡る農業用水路の関係がご覧になれると思います。昨日もこの説明だけで、約2時間くらい掛かった訳でございます。大変難しい状況下にある訳です。以上、この上水道の水需要の予測、それから水源対策案、上川の関係の農業用水、3点につきまして、報告致す訳でございますが、これらについて各部会に報告したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

宮地委員長

ありがとうございます。只今の利水のご報告、ご質問でございますでしょうか。短時間で誠に申し訳ございませんですが、よろしゅうございますか。それでは、これも部会の方でひとつお渡しをして、これをもとにご議論頂きたい。お願いを致します。それぞれの部長さん、ひとつ、よろしくお申し上げます。はい、それでは、森林と利水、終わりましたが、もうひとつ基本高水の方はなんだか、ご報告があるようなので、ひとつお願いを致します。

大熊委員

基本高水ワーキンググループも昨晩行いました。それで、それぞれの川に部会におられる基本高水の報告は前、浅川、砥川でやって頂いたように、事務局の方から従来の方法論についてご説明頂く予定にしております。一応、ほぼ、その資料は出来上がっているところがあります。その説明を受けたあと、今日の資料7がございましてけれども、資料7を我々の基本高水ワーキンググループの方からの見解ということで補足説明をさせて頂こうという

ふうと考えております。今まで、ここでご報告申し上げてきた内容を再整理したという形でございますので、今まで提出した資料等が重複しております、ただ、松岡委員は一応、連名はしないということでございます。理由については、松岡委員が来られたら、ご本人から説明頂ければと思っております。趣旨は前回の検討委員会でも、河川課見解という形で、基本高水について再度ご説明がございましたけれども、お話し聞いていると基本高水の決め方というのは、大変科学的で正しいんだというように、私は受け取ったんですけども、我々の基本高水ワーキンググループとしては、基本高水というのは、様々な誤差があったり、判断を入れたりということで、必ずしも、一義的に唯一解が出てくるような科学的根拠をもったそういう手法ではないということで、基本高水を選ぶという時には、かなり判断が入った選択の問題であるということ再度、強調した形でこの補足説明をさせて頂く形になっております。以上です。

宮地委員長

今までのことをお纏めになったということでございますが、多分、基本高水はこれからも議論があると思いますが、それに全部共通することだと思っておりますが、部会の方にはお話し頂きたい。何かご質問ございますか、よろしゅうございますか。基本高水のご意見も部会にお渡しをして、ご議論、どうぞ。

竹内委員

今の基本高水ワーキンググループからの大熊委員、高田委員からの見解ということですが、これはあとにも論議する場所、今日まだあるんでしょうか。今のは、報告して部会に反映しろということですけども、一応、2人の見解ということにして、だから、見解ですから、見解に対して、私どもとしてもまた申し上げたいこといろいろあるんですけども、これはどこで論議するんですか。

宮地委員長

この見解を論議するということですか。

竹内委員

それは今日やらないんですかね。

宮地委員長

私、思うんですが、高水の問題はあとで直接、浅川、砥川のところで論点整理のところに入っておりますので、その辺に、この話しは各論というよりも、むしろ全体の話しになっていると思っております。ですから、その辺でやはり、議論になるんじゃないでしょうか、と思うんですがいかがでしょうか。

竹内委員

その時にさせて頂くということですね。

宮地委員長

いかがでしょう、大熊委員

大熊委員

浅川、砥川の議論をする時に、その根底にこれがありますので、十分議論できると思っております。

宮地委員長

私、今ワーキンググループの話なもんですから、ここへ出しましたんですが。

大熊委員

ちょっと補足しておきますけれども、松岡委員も基本的には、これに則って、郷土沢部会では、補足説明して頂くという了解は得ております。

宮地委員長

それでは、部会にもお話しを頂くとして、今日の論点整理の中でもこういう話しは当然出てくると思いますので、その辺でご意見あったら、また言って頂く、いかがでしょうか。以上で、よろしゅうございますでしょうか。ご協力を頂きましてので、予定とおり、割に進んだんでございますが、それでは以上で、ワーキンググループのご報告、今の基本高水の話は、あとで尻尾を引くだろうと思いますけれども、いよいよ今日の本題の論点整理の問題に入って参りたいと思います。この論点整理につきまして、実は、前回お願い致しまして、皆さんからご意見、或いは、ポイントの指摘を頂きました。それがお手元の資料の4にあります。これは実は、お詫びをしなければいけないのですが、前回、私、今まで議論していなかったポイントもありましょうし、あるということは、まずポイントだったんですが、そのときに全体的なこれから答申を出す上で、触れなければいけない論点も、そういうものもあるかと、その辺の区別も私、あまり明確に申し上げませんでしたので、実はご覧の通り、あと、各委員のご意見も実にまちまちでございました。それで、それを元にしまして、実は私と事務局が相談致しまして、とにかく項目をずらっと並べまして、その中で両河川に、浅川と砥川の両河川に共通した部分とそれぞれの河川に特有の問題と、ちょっと分けてみました。そこに各委員からのどういう方が、どの点に言及されておるか、或いは、問題に意見を述べたいと思っておられるか、ずっと書き上げました。但し、私よく見ますと、この中には、多分、いろいろな部会とか、部会での議論の中で、既にお話しを頂いているご意見もあるように見受けました。そうでなしに全然、新しい問題もございまして、その辺、これから論点整理がよろしいということになれば、この中でだんだん議論を進めていきたいと思いますが、各委員にご発言を頂く時に、既にいろいろなところでお話しになっているというような議論の重複はなるべく避けたい、内容的には、新しくご発言なさる方は止むを得ませんけれども、既にご自分で発言なさっておいたら、その辺は是非ポイントだけに抑えて頂きたい。或いは、それぞれの委員がお書きになっているご意見も具体的に全部ついておりますので、その辺をご指摘頂いて、なるべく、要領よく議論を進めて参りたいと思うんでございますが、いかがでございましょうか。これ既にお手元にお渡ししてありますので、一応、お目を通しかと思うんですが、そういう進め方で、よろしゅうございますでしょうか。いかがでしょうか、今申し上げましたことを是非とも念頭において、話しを進めて参りたいと思っております。それから、申し訳でございませぬ。まだ財政ワーキンググループのご報告を頂いておらんのでございますが、それがまた非常に重要な問題であると思っておりますが、実は今財政ワーキンググループの宮澤委員、ご都合で午後しか出てこれないということをおっしゃっておられますから、松岡委員も午後でないと出席できんと、こうおっしゃっておられますので、暫らくこの論点整理の方に議論を集中しておきまして、財政の話は、新しい話しが多ございますので、午後に少し集中をして議論したい、そのように考えています。五十嵐委員、そういう方向でよろしゅうございましょうか。皆さん、よろしゅうございますか。それでは、そういう方向で少し議論を進めさせて頂きまして、お願いを致します。そこで、やはり、私これ見ておまして、こういうまとめ方をしてみたんですが、論点ではやはり、治水の基本高水の話がずっと皆さん方に、一応、書いておられる。それで、そこら辺から入っていかないといけないかな。この治水の共通点、基本高水河川改修計画の問題点の検討、私書いておりますが、こんな問題がございまして、いかがでございましょう。まず治水の問題についてちょっと入って行ってよろしゅうございますか。実はこの基本高水の妥当性については、私の名前がここに一番上がっておりますが、前回、私は部会に属しておりませんので、この問題についてあまり発言する機会がございませぬでしたので、ひとつこれを機会に、委員長としてではなくて、一人の委員として是非、私の考えを聞いて頂きたい、そう思いますので、申し訳ありませんが、私初めて喋りますが、お聞き頂きたいと思っております。資料元にして、なる

べく簡潔に、失礼致しました。その前に、申し訳ございません。私、間違いました。実は前回の委員会で竹内委員から国土交通省の見解を聞いてくれと、こういうご質問がございました。これについて資料5がございませぬ。これは先にやっておいた方がよろしいと思っておりますので、それから入ります。恐れ入ります。それでは、この資料5について、これは幹事会、事務局の方からご説明頂きましょうか。お願いいたします。

事務局（治水・利水検討室）

河川課治水・利水検討室の荻野です。お手元に配布されております資料の5をご覧ください。前回、今、委員長から説明ありましたように、第10回の委員会で竹内委員から提出されました、基本高水決定に関する県及び国への質問に対しての国土交通省河川局からの回答を昨日5月8日に国土交通省へ出向きまして、資料の通り、文書で頂いて参りましたので、ここで報告致します。内容について、読み上げます。

1、大熊委員案に関して

- (1) 4月11日の第9回検討委員会において、県から奥裾花ダムにおける事例が説明されたが、降雨により流出結果が2～3倍になることがありうるのか。大熊委員は40～50%が科学的に判断できる範疇である、と言っているが、どうなのか。
- (2) 大熊委員、高田委員は降雨時間をそのままに、降雨量だけ引き伸ばしたため、計画規模より高い確率降雨となってしまう、と主張しているが、この意見に対する見解は。また、河川砂防技術基準（案）では、どのように取り扱っているか。
- (3) 大熊委員、高田委員提案の総雨量と継続時間の確率関係図について、4月11日の第9回検討委員会において、松岡委員からデータの取り扱いについて異議がある旨の発言があったが、これについての見解は、という質問に対しての答えと致しまして、
 1. 大熊委員、高田委員の主張の趣旨は、実績降雨量を計画降雨量まで引き伸ばした際、計画降雨の中で、まとまって降っている部分（大熊委員の指摘している例では、約10時間～30時間）の降雨量が、その部分の継続時間に対応する確率雨量（計画規模の確率）と比べて過大となっており、その結果、流量が過大に算出されているのではないかということと思われる。
 2. まず基本高水を決定するに当たっては、計画規模に対応する適正なピーク流量を設定するという観点から、総合的に検討を進めることが必要である。このような観点から、計画降雨として妥当かどうかの判断を行うに当たり、河川のピーク流量は、数時間の洪水到達時間内の影響を大きく受ける中小河川においては、計画降雨における短時間の降雨量が計画規模のそれと比べて著しく差異がないかどうかを判断することが必要であり、また、あわせて、洪水到達時間内の降雨強度を用いる合理式により、ピーク流量が妥当かどうかの確認も重要である。
 3. 浅川、砥川のいずれについても、計画降雨における洪水到達時間内の降雨量は近傍の観測所のデータから求められた100分の1の洪水到達時間内の降雨量とほぼ同じか、それ以下となっており、選定された計画降雨は治水計画考慮せざるをえないものと考えられる。
 4. また、それぞれの河川において、計画降雨から貯留関数法で求められた最大流量は、合理式から求められた最大流量とほぼ同じか、それ以下となっており、さらに県内の他の河川の比流量と比較しても、妥当なものとなっている。
 5. 以上のようなことから、長野県の用いた手法は適正なものと考えている。
 6. なお、降雨量が同一であっても、降雨の地域分布や時間分布が異なれば、流出量が大きくなることは実際に観測されたデータからも明らかとなっており、同一降雨量に対するピーク流量の差が40から50%程度の開きであれば、科学的と言い得るのはなんら根拠がない。（長野県河川課が第10回治水・利水ダム等検討委員会に提出した資料参照）
 7. また松岡委員が4月11日の検討委員会で、データの取り扱いについて触れたとのことですが、そもそも日雨量（9時から翌日9時までの雨量）と、24時間雨量（任意の24時間の最大雨量）では、24時間雨量が日雨量よりも大きくなるのは常識である。

よって、大熊委員、高田委員提案の降雨継続時間と確率降雨との関係を示した図において、浅川の100分の1確率の流域平均雨量をそのまま、流域平均の100分の1確率の24時間雨量とすること自体、不適切である。さらに、各継続時間毎の流域平均雨量と特定の観測所の各継続時間毎の雨量との差分は異なるものであり、長野観測所の100分の1確率の24時間雨量と浅川の100分の1確率の流域平均日雨量の差分をそのまま、長野観測所の他の継続時間の100分の1確率雨量から差し引くことも不適切である。

次の質問と致しまして、安全度について、

- (1) 仮に基本高水流量を下げた場合に、隣接した河川、例えば、裾花川や横河川と比較して治水安全度のバランスが取れなくなり、こうした状況を河川管理者である県はどう考えるのか。また国は河川整備計画策定協議の中で、どのような判断をされるのか。
- (2) 基本高水流量を下げた計画とした代替案、治水安全度を下げた代替案を採用し、仮に災害が発生した場合、責任の所在、損害賠償等を含め、はどうなるのか。
 1. 砥川部会において説明した通り、治水計画を立案する上で、考慮せざるを得ない対象降雨から求められた最大流量が、他の手法による方法とも比べ、妥当な値と判断されるにも関わらず、基本高水を下げることは、安全度を下げることと同義である。
 2. 河川整備計画の認可に当たっては目標とされる水準が、当該河川の重要性、所管地域内の他の河川とのバランス、近年の災害の発生状況等を考慮して設定されていることが判断の基準となっている。
 3. いずれにしても、県が策定した河川整備計画の案が国へ提出された段階において、判断することとなる。
 4. 災害が発生し、河川管理の瑕疵の有無について問われた場合の判断基準は、大東水害訴訟最高裁判決等によって示されており、これによれば、河川管理の特性に由来する財政的、技術的、及び社会的諸制約の元での同種、同規模の河川の管理の一般水準等に照らして、通常、有すべき安全性を備えているか否かが、判断基準とされており、これを備えていないと認められるに至った場合には、河川管理に瑕疵があるとして、河川管理者は国賠法上の損害賠償責任を問われる可能性がある。
 5. なお、そもそも河川管理者としては、損害賠償責任を問われることのないよう、適正な河川整備に努めることが第一義的に重要であると考えます。

次の質問としまして、全国の一級河川で既往最大洪水流量をもって基本高水流量としている河川や、引き延ばし率を用いずに流量を算定する手法を用いている河川など、河川により計画規模が違う理由について。これに対する答えとしまして、

1. 直轄河川の計画規模はかつては既往最大流量を重視して決められてきたのが一般的であったが近年は河川の大きさや、計画の対象となる地域の社会的、経済的重要性想定される災害の質量などを考慮し、全国的なバランスを考慮して決定されている。
2. 全国の主要な河川の計画規模については昭和50年前後から見直しを行ってきているところであり、見直し後は河川の重要度に応じて、100年から200年に一回程度の頻度で発生する洪水の規模としている。

以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。これは、ご質問に対するご返事でございますので、どうでしょうか、これから先の論点整理の中で、多分、出てくるだろうと思っておりますが、はい、どうぞ。

五十嵐委員

今、国土交通省の見解が述べられましたけれども、同じようなことをこちら側も聞いて、また土木部が河川局に言って、回答がもらってもらえるのでしょうか。例えば、大熊委員

が出ております、先程の基本高水に関する考え方の資料の中に、別紙3というのがございます。これは公共事業の見直し基準に基づきまして、ダム事業について、中止、継続等の判断をしたものであります。これは基本高水からいいますと、建設省河川局の、ここで用いている基本高水に基づきまして計算し、それで必要だと思われるダムだと思えますけれども、これが様々なに中止されています。つまり、ある合理的水準ということがあれば、中止ということが本当にあり得るのかどうか。上に1・2・3・4・5の要件が書いてありますけれども、この要件以外になんで考えていけないのか、ということの一つ一つのダムについて全部聞いて欲しいということです。2番目は中止になっていませんけれども、例えば、吉野川というのがあります、ここではダムを巡って非常に大きな論議があります。事実上、住民投票によって、吉野川ダムについて、住民がNoと言いました。徳島市もNoと言います。県知事もNoと言って公約をしております。そういう場合に、そういう事情によって、中止するということが有り得るのかどうか。3番目は仮に先程の竹内委員の質問がありました、損害賠償とありますけれども、もし災害起きたら、全部、国の方は損害賠償するということなんでしょうか、という3つについて、この次の答申の原案作成まで、17日までですか。国土交通省から全部、返事もらえるでしょうか。もし返事間に合わなかったら、ここに国土交通省呼んで、全部言ってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

宮地委員長

いかがでございましょう。今のような質問、大熊委員のご質問に対するご返事、それに対してまたこういうご質問が出る訳ですが。

五十嵐委員

少なくとも、国土交通省、極めて越権だと思っています。損害賠償の判断について、裁判所のごとき、国土交通省が判断する。極めて越権だと思うし、そういうことを質問している質問の仕方も非常に無礼だと私は思っております。もしそうであれば、ここでこの中止された流域で災害が起これば、全部損害賠償するのかどうか聞いて下さい。

宮地委員長

いかがでしょうか。只今のご質問はやはり、一応、国土交通省に聞いてみたらどうでしょうかね。

五十嵐委員

呼んだらいかがですか、全部、私に10項目くらい質問させて下さい。ここに呼んで。

宮地委員長

いかがでございましょう。今のご質問を少なくとも国土交通省に出してもらおう。それはいかがでしょう。お願いできますか。委員の方、よろしゅうございます。出して頂くことは。よろしゅうございますか。それでは委員会の要望ですから、お願い致します。今の質問項目について、もう一度、事務局の方、五十嵐先生とよく打ち合わせて、質問項目をはっきりさせて下さい。

五十嵐委員

24日が答申の最終答申の最後になります。17日までに間に合わないと、最終答申に間に合いません。その日程も考慮に入れて、なお、不十分な場合には再質問が許されると、ここに呼んできてもらうという前提で聞いてきて下さい。

宮地委員長

それではその点、よろしく申し上げます。それでは、今のような、まずスムーズな延長に入って参りますが、論点整理の中の基本高水の話については話して頂きます。冒頭に申

しましたように、私、今の話しとつい反対のようなことを申し上げますけれども、ひとつ私の意見としてお聞き頂きたい。資料は、6でございます。なるべく絵を見ながら、お話しをしたいと思しますので、ひとつお聞き下さい。基本的に申しますと、砥川も浅川も計画降雨の選定があまり妥当ではないと、こういうことを申し上げたいでございます。1、2ページにまず、私一番初めに考えたものですから、砥川のことについて、こういう論法はどうだろうかと考えました。つまり降雨時間から見た時に、3行目くらいに書いてありますが、砥川の17計画降雨群は2日降雨として取り扱うのが適当な群と、1日降雨、或いは、近接した1日降雨として扱うのが適当と思われる群が混在している、つまり2日に計画としてやっているといいながら、1日程度で扱った方が妥当と思われるものが計画降雨の中に入っている。それを一緒に扱って良いのかということでございます。それで、あとは絵を見ながらご覧頂きたいと思いますが、次の3ページ、4ページ、5ページの表をちょうど見開きになっておりますので、見て頂きます。私は直接に疑問に思いましたのは、直感的に言って、例えば、2日間だらだらと降っている雨と、例えば、9番なんかは典型なんでございますが、非常に短い時間しか降っていない雨があると、そういうものを一緒に入れて計画して良いんだらうか。それから14、15、16、17というような降雨を見ますと、この辺は非常に大きな時間間隔がございます。砥川というのは80分経つと、水が出てしまう。そういうものが例えば、10数時間の間隔を空けたような、数字で、計画で話していいのかどうか、そういうことでございます。それで、ちょっとこれでマークをして頂くと非常に分かりが良いと思うんですが、まず一日降雨、具体的に言えば、次の通りである、ということですが、降雨の継続時間が30時間以下であるか、或いは、2つの降雨間の時間間隔がかなり大きくて、別の短時間降雨として取り扱うのが適当と考えられる7降雨。図を見て頂くと、割に一目瞭然だと思えますが、ちょっとマークをして頂くと分かりますが、例えば、8番と9番、それから14、15、16、17です。こういうものはどうも1日降雨の正確にはこういうものをもっているのではないかと、こう思いました。残りの方は割にご覧の通り、雨が続いております。降雨の継続時間はあとの方に、7ページに、ちゃんと出ておりますので、ご参照下さい。それで実は、こうやって2つに分けて頂きますと、今マークして頂いた8、9、14、15、16、17、これが割に高い基本高水を出しておるということでございます。平均値を出したので、ちょっとまずいかもかもしれませんが、A1の7降雨というのは基本高水のピーク流量の平均を取りまして、194.3m³/s、それに対して、2日降雨群の10洪水の方は平均して150m³/sくらいしかなっていない。つまり、2日間で1日しか降らんような雨を2日間で計算しているから、こう延びるのではないかという感じを私はもちました。実際に6ページに基本高水がずっと書いておりますので、マークをして頂けば分かるのですが、今の1日降雨、8番と9番と14、15、16、17と、こう見て頂きますと、実はこの17降雨の中で、トップ流量が200m³を超しているやつが4つあるんでございますが、その内の3つは1日降雨の中に入っておる。たったひとつ、2日降雨の方で高いのを出しておりますのは、2番目でございます。2番の260というやつでございますが、これは10降雨の中で飛びぬけて高い、一発だけ飛び抜けている訳でございます。2以外はすべて180m³/s以下であります、そういうことであります。この話しは1日の雨を2日で決定したからではないかと、こういうふうには私は推測を致しました。それで実際、砥川、他の9河川が全部、1日降雨計画で、基本高水を出しております。それに対して、砥川だけ2日計画でやっている。なぜこうやったんだらうかという私は疑問をもちました。諏訪建設事務所によりますと、平成5年以前は1日降雨の計画で計算していた。それに対し、平成5年から2日計画に切り替えた、こういうお話しでございます。そこでちょっとまた面白い、奇妙なことなんです、6ページの表を見て頂きますと、14、15、16、17という降雨がございまして、これは全て平成5年8月から9月、4つともその1年間の中の8月と9月に集中しております。この年はどういう年であったかと申し上げますと、砥川の計画が設計認可という言葉を使うらしいんですが、設計認可になったのは、この平成5年でございます。それ以前の69年の降雨でやっているはずなんです、それでは、以前の降雨に比べて17の内4つが平成5年に集中しているのは、これはどういうふうになっているのかなという、

私は素朴な直感でございます。このことについては、またあとで申し上げます。まったく同じ視点から浅川の方に着目してみました。それは資料の9、10ページをご覧くださいと、書いてございます。説明は8ページにございますが、同じことでございますから、9ページの絵を見て頂きますと、絵の番号が振ってありますが、1から10までございますが、この内で非常に明らかなのは1番と10番、こういう非常に短時間の降雨でございます。1番は降雨継続時間は9時間しかない。9番は11時間。その他、たっぴり1日降っていると思ってよろしいと思います。1番と10番に、次の12ページの表でございます。基本高水の計算の結果を見て頂きますと、1番と10番にマークをして頂きますと、はつきり致します。1番が415m³/s、10番が440m³/s、こういうことになっております。つまり、実質は半日、或いは、それ以下の雨しか降っていないものを1日計算で計算している。これはまさに砥川の話と同じでありまして、1日しか降らないものを2日でやった、2分の1になった、まさに論旨は私は同じだと思っております。1番と10番は400m³/sを超す高水であります。ご覧頂けばわかると思いますが、それ以外は全て300m³/s、365というのが一番高いくらいでございます。格段の差がある、こういうことでございます。ですから、私は同じ視点から砥川の場合には、1日のものを2日にした。浅川の場合には半日のものを1日でやった。そういうことが非常に大きな影響を与えているのではないかとこの間に、私は思います。物理屋としますと、ああいう貯留関数法の数式というのは、非常に分かり易い、数式自身は分かり易い、計算もそんなに難しいものではないと思っております。しかし、問題はそこにどういうデータを叩き込むかと、その元のところでございます。多分、土木部のご説明は河川の計画降雨の選定には時間雨量と総降雨量、それから引き延ばし率、そういうものを基準に選定したと、こうおっしゃっておられましたけど、やはり、降雨パターンが1日のものを2日で計算するというのはちょっと無理ではないかと、こう思っております。以上、計画降雨の中に入っているものでございます。それに対して、実はちょっとこの間から長野市の発表もございましたのでちょっと付け足したいと思っております。それは8ページに、参考というところに書いてございます。2つございまして、1つはここでも盛んに話題になりました砥川の平成11年6月29日から30日の降雨でございます。この降雨を良く見てみますと、実は砥川部会では資料が配られておりましたけれども、この雨は実際2日は降っておりません。諏訪建設事務所に問い合わせたところは、11年6月の降雨は24時間雨量は176mmである。それから1日雨量は173mmである。これは9時9時です。それから2日雨量も176mmだといっております。パターンを見ますと、まさに1日しか降っておらないんであります。ですから、これがピーク流量320m³/sを出したということで、非常に部会でも議論がございましたのを、私聞いております。それに対して、その川の時には、偶然かもわかりませんが、実際の流量が測られておって、160m³/sしかでなかったと、こういう議論が部会では行われたと記憶しております。ですから、実際の流量が160m³/sくらい、ところがピーク流量は280を超しておると、こういう話しになります。やはり、私はこれは1日降雨で計算すれば良いものを2日で計算したからであろうと、これを言うと、ちょっと、それからあとの計算はちょっと素人だと言われるのを承知で言うのですが、2日計画の100年確率の降雨が248mm、それに対して1日計画の100年確率は168mmですから、248分の168になるかどうかわかりませんが、それをひとつの目安にすれば、数字が出てくると、これはあまりご信用を頂かない方が良くとも思います。これは素人の考えでございます。それから、もうひとつ、前回の委員会でお配り頂いた長野市の資料があります。昭和12年7月28日、これはほやほやのデータでございましたので、私、帰って調べてみました。そうしますと、前回の資料をお出し頂ければ、皆さんお持ちだと思って、添えてございませぬけれども、この降雨は、4時間雨が降りまして、空白が16時間ありました。そのあとに7.2時間の降雨があったようです。この数字は、目分量で勘定致しましたんですが、この降雨については確か、長野市のやつに書いてあったと思います。その時ピーク流量が415m³/sと375m³/s、つまり、県の今までの手法を用いて計算すると、という但し書きがついておりました。これもまさに浅川の今までの計算と同じことで、非常に短時間の降雨に1日計画をやるからこうなったのではないかと。試しに実は長野の方

には非常に親切なデータがついておりまして、4時間降雨の100年計画降雨量103mm、7時間計画では114mmと、こういう数字が付いておりました。試しに130分の103分とか130分の114やってみましたところの、これは試みの計算ですが、そうすると329という意味慎重な数字が出てきたという訳でございます。これはまったく参考までに記しました。要するに私が申し上げたいことは基本高水の算出に当たっては、時間雨量とか、総降雨量、引き延ばし率、というものの他に、降雨継続時間と計算計画1日或いは、2日、そういうものとの整合性、つまり降雨パターンについて1日でやったら良いのか、2日でやったら良いのか、そういうことをよく考えた方が良い。データを計画降雨の選定を厳密にやった方が良いのではないか。そういうことをやらないで、機械的に数字をパターンにほうり込みますと、いろいろな結果が出るだろうと、これは私ども物理でやっている時には、大抵こういう公式では、機械的、盲目的適用は非常に避ける問題でございますので、これは私資料でございますけれども、そういう見解をもちましたので、ちょっとお話しをさせて頂きました。以上でございます。あのご質問も多分どこかであるかと思いますが、私のものだけにあまり時間取る訳にも参りませんが、後程のいろいろなところでご意見は承りたいと思っております。私、委員の一人として申し上げます。

それでは、今度は委員長の顔に戻りまして、会議を進めさせて頂きます。それでは、論点整理について、私だけ長々と喋っておって、俺の話しを制限すると言われると非常に困るんでありますが、いまの基本高水のこと、今、竹内委員のご質問に対する国土交通省の話しもしございましたし、大熊委員、高田委員からの基本高水ワーキンググループのお話しもございました。そういうものを含めて、皆さん方のご意見出された方、書いてございます。この辺については是非、これだけは言っておきたいとか、或いは、ここはここに出ているから読んで欲しいとか、そういうような意味での、各委員、コメントがございましたら、どうぞ。石坂委員、どうぞ。

石坂委員

基本高水の問題で、ちょっとご質問と意見を申し上げたいと思うんですけど、今の委員長の話しにも触れられておりましたが、前回の検討委員会にご説明はありませんでしたけれども、長野市の見解ということで、昭和12年7月28、29の2日間の洪水で出た、被害が非常に出たと、この洪水の降雨パターンを採用すれば、ピーク流量415m³/sが想定されるので、現在の計画の450m³/sが妥当であるという見解が、市の正式な見解として市長が記者会見もされまして、今、市民の中に宣伝をされております。これと併せまして、前回、土木部から450m³/sは決して過大でないと、信頼性のおけるものというご説明と一緒に、私達、この間、浅川部会で勿論、全員がそういう意見ではありませんけれども、ダムによらない河川改修案を求める側の皆さんの意見として、やはり、基本高水に、限られたデータと降雨パターンの採用、今の委員長のお話しとダブる部分もあると思いますけれども、引き延ばし等の手法を使うことによって、結果として、過大になっているのではないかとということで、できることならば、雨量、水位、流量観測を正確にやり直して、信頼のできる基本高水の設定をしてほしいところですが、流量観測だけでも10年くらいのデータを取らないとデータとしては採用できないということですので、今から10年向こうにならないと浅川について一切手を付けられないことでも困りますので、現在のあるデータの中で、それではどう考えていったら良いだろうかとということで、部会でいろいろな意見が出まして、そういう議論の経過を経て、検討委員会に結果についてお任せし、いろいろな経過がありまして、330m³/sで計画をしてみようということになった訳ですが、それに対して、415m³/sが450m³/sのひとつの根拠として表明されておりますので、私は事務局にお伺いしたいんですけども、今まで浅川流域の河川改修や治水対策を考える場合に、浅川ダムの根拠となっている基本高水450m³/s、この算出をするに当たって、10の降雨パターンということがいつも提案されまして説明されてきました。流出解析もそれに基づいてやられています。その10の降雨パターンの中には、今回、長野市が記者会見までされましたこの昭和12年7月28、29の降雨パターンは採用されていないと思うんですけども、どうして採用されていないのか、お伺いしたいと思います。

す。

宮地委員長

只今のこと、いかかでございます。お答え頂けますか。はい、どうぞ。

幹事（浅川ダム建設事務所）

只今のご質問にお答え致します。石坂委員、ご指摘の通り、私どもの出してしております、流出解析、私ども県で進めておりますのは、昭和20年代以降の洪水を対象としております。雨量につきましては、昭和元年以降のものを採用して日雨量で100年確率130mmというものを決めておりますが、洪水量、流出に伴う流出解析につきましては、昭和20年代以降のものでございます。従いまして、この間の委員会で出されました長野市さんの昭和12年の7月洪水を含めて、流出解析の対象にはしておりません。なぜ20年代以降かということは、いろいろ確かな20年代以降を採用するということはどこにも書いてございませんが、流出解析やる上で、河川砂防技術基準等にも、最近のとが近年の、という言い方をされておまして、一般的に戦後といいますか、20年代以降の災害の状況等が分かるものということで、20年代以降を採用している例が多いのではないかと考えております。浅川もそのようにやっております。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

もうひとつ、ちょっと納得いかない、今のご返事なんです、確かにデータが十分に揃っていないこととか、その時降った雨の量だけでは、洪水や、洪水の被害の本当の原因については、私は解明できないと思っておりますので、その限りではデータの揃った最近のものを検討することがより相応しいと思えますけれども、この間、浅川の流域について、いろいろ洪水被害が起こった年のいろいろな状況について検討してみますと、必ずしも雨量が多かったということだけが原因ではなくて、天井川の改修がされていなかったこととか、都市化されている、いないの問題とか、河川改修の程度がどの程度であったのかとか、よく浅川ダムのパンフレットの表紙に航空写真に載っております、水にどっぷりと浸かった、あの時の昭和57、58年の、あの災害の時には三念沢川の護岸の改修が今と比べるとまったくなくなっていた。住宅側が低かったということも主要な原因だった訳で、浅川がなんかどっと溢れてああいうふうになったということかのように、いつも写真が使われることに対しては、もうすこし説明が要るのではないかと、私はいつもあの写真を見ておりますけど、そういう意味で河川改修の進み具合とか、天井川の状況とか、その他、いろいろな要因も含めて、総合的に判断しなければならないというふうに思っておりますので、雨量の雨の多さだけでは、いろいろ判断できないということがあろうかと思えますけれども、長野市が出して頂いた前回はただ配られただけで、ご説明もありませんでしたし、私も直接記者会見をお聞きした訳ではございませんので、詳しいこと分かりませんが、ペーパーで出された物を見ますと、単に古いということだけではなくて、今、宮地委員長からもご指摘がありました短時間に集中して降る、2つの山の降雨パターンなんですよ、やはり、降雨パターンの取り方によって、貯留関数法での計算結果が極端に大きくなる、やはり、象徴的な例だと思えます。河川砂防技術基準案の中でもそういう極端な計算結果が出るもの、特に2倍以上になっていくものについては、棄却をしていくということで、慎重に配慮しなければならない留意点として述べられていると思うんですけれども、私はちょっと専門家ではありませんので、これについてどういう計算結果でこうなるかということは結果のみ長野市さんのご発表の415m³/sと2つの目の山が375m³/s、これのみしか知り得る立場ではありませんけれども、それにしてもこの2つの極端に短時間の5、6時間降った雨が、間を空いているものを、2山になっている、こういうものを採用するということは現行の河川砂防技術基準案でも、棄却すべき対象になるパターンではないかと、印

象としてそんなふう思ったんですけど、その辺はいかがでしょうか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

幹事（浅川ダム建設事務所）

石坂委員のご指摘の通りでございまして、私ども若干、長野市さんの昭和12年の7月の出ましたんで検証致しましたところ、日雨量での引き延ばしにつきましては、2倍以下の1.49倍ということになりまして、日雨量に対する2倍という考え方の棄却の対象にはなりませんけれども、降雨継続時間、洪水到達時間が約2時間でございますので、引き延ばしあとの2時間の最大雨量を見ますと2時間最大雨量91.1mmということで、これは長野観測所における200年確率の2時間雨量89mmを上回ります為、第2の棄却条件と致しまして、この洪水到達時間の雨量の評価の上では棄却の対象ということで、これは計算結果ではございませぬけれども、従いまして、考えて、戦前の昭和12年の7月洪水を計画対象として13洪水と同じように抽出して、ピックアップした場合でも棄却されますので、検討する10洪水には残らない、こういうことでございます。

宮地委員長

はい、分かりました。

石坂委員

今、お伺いした上に立って、私の意見といいますか、もしご説明頂ければ、また事務局からもデータを示してのご説明が頂ければ大変有り難いし、私の疑問も解ける訳ですけれども、このような極端な例を基準にして415m³/s出る計算結果になるのだから、450m³/sは妥当であるという証明のされ方を記者会見でされてもやはり、住民は納得できないと思うんです。また逆に今一番心配されますのは、このあと、安全性の問題も論点の中で、大きな問題になるかと思えますけれども、判断をどうもっていくかは別として、浅川ダムの予定地、ダムサイト周辺は非常に危険な地域です。そのことがやはり、ダムを心配する住民の方の大きな不安の原因になっておりまして、この大きな2つの山のこの降雨パターンを例えば採用して、415m³/s出ているのだから450m³/sは妥当であると、450m³/s級のダムを造るといような根拠にした場合、例えば、昭和12年7月28、29の、この降雨パターンを採用するダム計画というのを考えた場合に、一つ目の山で415m³/sの計算結果が得られて、415m³/sが有り得ると、それから、2つめの山で375m³/sのピーク流量になって、2つめの山がくると、1つめの山でサーチャージ水位というんですか、一番の常時満水時を超えた、もっとピークの流量のところまで、いっぱいになったダムが、あの孔から流れ出す量を超えて、2つ目の山で溢れ出す。つまりオーバーフローの事態が起こった時に、それが起こるか起こらないかということも、是非、試算の結果を示して頂ければ、判断材料にしていきたいと思うんですけれども、貯水容量との関係で、オーバーフローの事態がこの降雨パターンを採用してものを考えていくということを予想されると思うんですね。そうなった時に一番心配しているダム災害の事態が起こって、ダムが壊れなくても、ダム周辺の、あの地すべり地や脆い地盤がオーバーフローの越流した水によって、大きな影響を受けて何らかの事態が起こったということになれば、これは上流、中流、下流の問題ではなくて、あの沿川全体に非常に大きな被害を及ぼすという、そういう結果になると思うんです。長野市さんが示された昭和12年7月28、29日の降雨パターンを採用して、これを基準に基本高水やものを考えるということになるのであれば、私はこの降雨パターンを採用した場合の治水容量の時間的推移、オーバーフローの事態が起こるのか、起こらないのか、その辺のデータや資料も示して頂いて、判断材料したいと思えますので、資料の提供を事務局をお願いしたいと思えます。

宮地委員長

石坂委員、私、先程この話し、参考というふうに申し上げたんですが、これは計画降雨の中に入っていないものですから、私は参考と申し上げたんです。それで、今の話しは私、率直に思っています、石坂委員のご意見、ご尤ものところもごさいますけれども、これは長野市がやったことをごさいますね。ですから、それは私どももよく考えなければいけないことをごさいますけれども、それを一途にいろいろな説明を求めるのは今の場合はちょっと置いといた方がいいのではないかという感じは、私は率直にもつんでごさいますが、どうでしょう。

石坂委員

今、ここでのご説明でなくとも結構ですが、しかし、市長さんという立場の方が、記者会見まで開いて市民に発表されていますので、これは市の公式見解ということに、市民には写ってはおりますので、私はこの検討委員会で報告書を纏めていくに当たっては、それをどう判断するかということを検討委員会として判断せざるを得ないということで、資料の提供をお願いしている訳です。今、それをここで議論しようということを行っている訳ではありませんけれども、お願いしたいと思います。

宮地委員長

竹内委員、どうぞ。

竹内委員

関連ですけれども、私もこれ前回、時間なかったもので、ちょっと補足したかったんですけど、しなかったんですが、長野市の方にこのことお聞きしましたところ、いわゆる既往最大相当という中で、この論議がされているということからすれば、この試算の結果について、415m³/sというのは、いわゆる、引き延ばしを用いないで、算定した結果であるという試算の仕方であると、そういう言い方をしているんですね。ですから、既往最大相当の計算ですと、こういう言い方されるんですよ。ですから、その辺はこの論議の中でいくと、極めて大事な問題、それは石坂委員言われましたけれども、今後の中ではっきり資料出して頂いて、それは説明を頂いた方が、それは大変重要な問題だと思います。それによっては、結果も全然変わってきますので。

宮地委員長

私、問題にするなど言った訳ではございません。今の竹内委員の話しも私意外に思ったんですが、新聞記事に書いてあったのと違うと、私は思います。あれには、県の手法と同じ手法で計算をしたと、これにも書いてあったと思いますがね、その辺やはり、はっきりさせておく為に、その辺をやはり、資料を出して頂くようにお願いできますか。どうぞ。

幹事（浅川ダム建設事務所）

今、竹内委員からお話しありましたように、私どもも確認致しますと、この雨につきましては、実績の雨で引き延ばしたものではありません。計算というのは、流出量の415m³/sですか、この洪水流出量は長野県のモデルを使って計算したということで雨そのものは実績でございます。それと今の資料提供につきましては、お金の、費用もちょっと掛かるものですのでね、幹事長なり、幹事さんの方で、お答え頂ければ

宮地委員長

何か、ご返事を頂けますか。長野市からデータを出して頂いて、それをやはり、見せてもらった方が良いと思います。長野市と対立するつもりは毛頭ないんですけども、重要な問題なりますし、どうぞ。

幹事（浅川ダム建設事務所）

石坂委員に確認したいんですが、治水容量の計算をしろということでございましょうか。

石坂委員

そうです。

幹事（浅川ダム建設事務所）

ダムに溜まる、どの位の雨がダムに溜まってきているのかという計算を下さいということでしょうか。

石坂委員

昭和12年7月28、9日型の降雨を採用した場合の、先程お話ししましたけれども、越流があるのかないのか、どの程度の治水容量が可能で、時間的にどう推移するのか、この降雨パターンに沿ってのデータを示して頂きたいという意味ですので、今の鎌田さんのお話の通りです。

宮地委員長

2つあるんですか。昭和12年のやつ、基本的な計算データを見せてもらうということと、それによって、水がダムを超えるかどうか、両方ですか。

石坂委員

そうです。なぜかと言いますと、そうしますと、今のダムの計画では間に合わないと思いますので。

宮地委員長

はい、連動してできますか。

幹事（河川課）

長野市さんの方から資料出して頂くということに関しては、また事務局の方から長野市さんと確認をして頂いて、出して頂けるかどうかの確認は、長野市さんのご判断になると思いますので、そこら辺は事務局の方で整理をすれば良いかと思います。それから、もう一点、昭和12年の今の415m³/s 出た試算結果を今の計画のダムに乗せて流出解析、洪水調節の方法、方式が取れるかどうかということを確認せよ、というお話しでしょうか。

石坂委員

ダム本体の治水容量がこの降雨パターンを当てはめて対応できるかどうか。

幹事（河川課）

対応できるかどうかの確認をして欲しいと。

石坂委員

そうです。

幹事（河川課）

それについてはまたお話しをさせて頂きながら検討させて頂くということで、あとの部分はですね。

宮地委員長

お願いいたします。2つ併せてお願いを致します。はい、それでは、他にどうぞ、高田委員。

高田委員

今の昭和12年の洪水の計算でも同じなのですが、第10回の委員会で大熊委員、高田委員の報告に対する県の見解というのを河川課は出しておられます。この辺のやり取りの中で、私は一番問題だと思うのは、県の出された数字というのが降雨と貯留関数法という計算モデルで出されているんです。それを県の方は一番普通の方法でやられているということを強調されて、この280m³/sなり450m³/sが妥当な値であると常に言われてきたんですが、降雨は良いとして、貯留関数法も一番良い道具立てであることは間違いない。ところが流量観測に関しては、非常に不十分です。これ3つが三位一体でないと、ある程度の信頼性のあるデータは出ないんです。この流量観測の不備は浅川でも常に指摘されています。砥川の方でもまず設置箇所が医王渡橋のところ、それとその蝶ヶ沢のところ砥川の本川にはありません。その設置箇所というのは非常に複雑な流況のところ、河床が非常に複雑になっているところです。医王渡橋のところというのは、2つに分かれた水が、流れが合わさった、非常に複雑なところです。ひとつは設置箇所のないところがある。設置箇所が非常に不十分、それと観測精度。砥川の場合は蝶ヶ沢のところ東俣川を全体を代表する場所として、蝶ヶ沢のところ基底流量を測っています。その測り方自体、非常に不十分で、水位と流量の関係が旨くいっていない。県の担当者はそれがどういう状態で測られているかも知らなかった。そういう状態です。この出された280m³/sと450m³/s、これは金科玉条のような形で県は常に正しさを主張されるんですが、私はそれはフェアな正しい姿勢とは思いません。今、石坂委員の言われたこともこれに含まれると思うんですが、出された数値に対する信頼性、どの辺に問題があるかということは県の方からも言ってくれるべきだと思います。砥川の場合は平成11年6月の雨を元にして、そういう値が出てきました。その値60m³/sで280m³/sという県の出された数値に対してはだいたいカバー率が60%くらい、そういうことで200m³/sという形が部会の委員の中から出された訳です。ですから、実物、今の415m³/sの場合でも実流量という点を抜きにして計算だけでやっているというのは技術の空洞化という感じがします。それで浅川でも砥川でも、地元の方が県の出された値に対して、非常に不信感をもっているという、そういう側面がある。ですから、この県の主張は、その正確な内容、この数値の前提がどういう状態で出されたものかということを確認して頂く必要が多分あるだろう。今の宮地委員長のお話しもそれを裏付ける疑問だと思うんです。その辺で私は県の見解というものが度々出されてきましたが、その前提条件というのをもうちょっと正確に正直な議論でやって頂きたいと、そういう希望をします。

宮地委員長

大熊委員、どうぞ。

大熊委員

今、高田委員のお話しにちょっと関連してですけれども、浅川にしる、それから砥川にしる、実測流量というのが大変きちんとしたものがないということで、流出解析の貯留関数のパラメーターを決める上で、大変、いろいろな問題があるのではないかとこのふうにご想像します。今まで私は流出モデルに関しては議論を避けてきたんですけど、やはり、ここで確認、ちょっと質問しておきたいんですけども、浅川流出解析のこの河川整備計画の参考資料の中に47ページに過去の10洪水の実績に対しての再現計算総括表というのがございます。このダム地点で見ますと、例えば、昭和25年に112mm降って、ダム地点で88m³/s、それから例えば、昭和34年8月で86mm降って70m³/sといったような数字が出されている訳です。こういう、これが実績だよという形で出されて、計算して出されている訳ですけれども、平成7年7月の降雨を見ますと、日雨量で154mmでしたが、くらい降っていて、19mm降っているピークが2つあり、3つ大きなピークがあるんですね。かなり大きな雨の降り方をしていて、過去の昭和25年、昭和34年の実績の雨の降り方からして、かなり大きな雨の降り方をしている訳ですけれども、この時の流出量が、

痕跡等から推定すると、ダム地点で5.5m/sだという数字になっている訳ですね。この開きについて、河川課はどういうふうに判断しているのか、それを説明して頂きたい。今でなくても良いですけど。

宮地委員長

今の質問があったということを河川課、あとでご用意願います。はい、藤原委員、どうぞ

藤原委員

今基本高水の話になっているんですけども、私、論点整理のところに戻らせて欲しいと思うんです。論点整理で、下の方ですけども、地質、ダムの安全性というところがあって、浅川も砥川もこの問題が書かれている訳です。私は論点整理で出したのは、浅川の場合もダム予定地の安全性について十分論議すべきであるというのは、浅川も砥川についても私は指摘している訳なんですけど、この論点整理の時に私の指摘がこの中に入っていないんですね。私は浅川部会で地すべり等技術検討委員会の報告書、それから地すべり等技術検討委員会の川上委員長ともうひとりの方とおいでになって、話しを伺い、更に奥西先生の話しも伺い、それから小坂先生の出された文書も読み、その後、松島(信)委員が、その前後いろいろ調査をして、この浅川ダムの予定地の安全性というものについては相当問題があるということが指摘されている訳なんです。ですから、この検討委員会で、浅川部会でのダムの安全性についての議論というのはほとんどまだ行われていない。特に浅川部会では今言いましたように、地すべり等技術検討委員会の委員長ともうひとりの方をお呼びして、そして、お話しも聞き、そういう段階で、相当あの地すべり等技術検討委員会の報告書というのは問題がある、疑義がある。むしろ、それからあと、松島(信)委員が調査をした結果ですね、これまで、地すべり等技術検討委員会がダムの建設に影響を与えるような第四紀断層は無いんだと言っていたのが、実際はそこにある。しかも、それが非常に問題であるということで、だんだん明らかになってきている。そういうことをまずここで話し合いをしてみる。私は論点整理のところでは一番として、浅川の答申はダム無し案に一本化すべきであるというのは、地質上問題があるようなところへ、ダムを造るというような選択というのを、本当に人命とか、そういうものを考えた時にはとるべきでは無いと思っています。ですから、ここでもダム無し案に一本化すべきであると出したのは、この地質は問題だということから言っている訳です。それから砥川の問題についても、私は砥川の議事録を読みました。特にショッキングだったのは東海地震があったときには、ダムがふっとんじょうなんて話しが議事録にのっかっている訳ですよ。それから、それだけではなくて、松島(信)委員もそのこと、要するに地質の問題について指摘をしているということがある訳です。そういう問題がこの検討委員会で議論されないで、ただ、そのダムあり、ダム無しというふうな話しになっていますけれども、本当にあそこにダムを造って良いんですか。大丈夫なんですか。そこら辺のところが無い、今までこの検討委員会の中で十分話し合いがなされていないんじゃないか、だから、そういう意味で私は論点整理の中に、そういう問題を入れたんですけども、どうも私の提案がここにおこっちゃっているんで、ここを入れて頂きたいと思います。

宮地委員長

今、お話しを伺いまして、藤原委員のお名前を落したのも誠に申し訳ないんですが、テーマとしては、この地質の安全性、今の地すべり等技術検討委員会報告の評価という意味で、それから、あらたに発見された第四紀断層の影響評価、こういうふうには書いてございませんですが、それはむしろ、これから議論になる話だと私は理解しておりますが、いかがでございましょう。別にお名前を書かなかつたのは誠に失礼でございますけど。

藤原委員

そういう問題があるんで、それも議論の対象にして下さいと。

宮地委員長

今、私、上から言っておりますので、そこまで行きませんが、当然、私ちょっと今日、本当に申し訳ないんですが、今まで議論が成されていた部分もあるし、それから新しく議論しなければいけない問題とごっちゃまぜになっている点はあると、これはちょっとお詫びを申し上げたい次第でございますけれども、藤原委員のおっしゃっていることも当然これからは議論になると、私は思っております。いかがでございましょう。

竹内委員

今のお話しですけど、今までの検討委員会の議事録を見て頂ければ分かるんですけども、地質の問題については、当委員会に専門家が1人しかいらっしゃらないという経緯を含めて、なおかつ、いろいろな経緯の中で、地すべり等技術検討委員会を巡る評価もそれぞれ2通りある。まして、様々な見解があるということからしても、ダムを造るとなった場合に検証しようではないかということが、今まで石坂委員から発表されていまして、それを全部ここでまた一からやるということになると恐らく私は方向は出ないだろうと、従って私も意見書の中には、論点整理の中にはそういうことを踏まえた中で、私の希望としては、土木研究所なりにまた調査を依頼することを考えるべきだということをおえて、触れさせて頂いているということですから、その辺はちょっと、ですから、論議の整理の仕方、先程治水から始めるんだとあって、今地質の問題になっていますので整理頂いて、やって頂きたいと思います。

宮地委員長

私もそう思っております。今の話はそこに言った時には、当然出る話だと私は理解しておりますけど、いかがでしょう。ちょっと初めのところで言ってしまいましたが、共通の問題の中で、特にこれだけは話しておきたい。私は話をさせて頂きましたが、その他、大熊委員、高田委員のご意見も出ました。その他の委員で、特にこれは話しておかなければいけないという点がありましたら、例えば、これ私ずっとやって参りました河川改修計画の問題点の検討、これは一応話しは載せますけれども、いろいろダムの改修案の話して法面とか橋梁の架け替えとか、そういうものも出ておりますので、一応頭の中にあると思いますが、新しいの、例えば、ダムによる環境破壊と生態系の破壊、こういうのがございますですね、これは本当に部会の中でどれだけご議論あったか、私、よく分かりませんが、検討委員会としても何にも議論していない。こういう面がございます。ですから、むしろそういう意味で、新しい問題提起についてなるべく議論を集中して頂いた方がいいのではないかという感じも持ちますけれども、そういう意味で、治水のところいかがでございましょう。

五十嵐委員

ここで言っている論点整理というのは、これから、17日と24日の間に議論して決着つける材料という形で論点整理ってなさっているんでしょうか。意味が分からないんです。例えば、今、ちょうど、委員長おっしゃいました環境というのは、治水、利水と並ぶ新河川法の最大の問題でありまして、非常に大きな問題です。この問題について、ダムを造った場合にどういう環境破壊が生じるのかということについて、ここで議論するというんですか。もし言うのであれば、環境調査をしなければ、いわゆる、環境アセスメントしなければ議論の材料がまったく無いんです。それはどうするんでしょうか。予め環境アセスメントやってくれと、3ヶ月とか何ヶ月とか掛かりますよ。しかも、ここで議論しても、何の材料もなしに議論したって、全然議論のできようもないと、私は思っております。そういう意味で決着を付けるという意味でやるのであれば、限られた時間内でどれとどれとか、ということを決めなければいけませんし、答申の前提としていけば、環境のことについて触れない答申なんて議論にも市民にもまったく何と言うか、議論持たないと思っているんですけど、どうすれば良いんですか。そういうこと。

宮地委員長

ですから、それは五十嵐委員のご発言になっている訳でございますが、私は決着のつく問題と決着のつかない問題があると思うのですが、但し、委員会としては答申書く上で、是非、これは議論しなくてはいかんという問題があると思うんです。

五十嵐委員

いわゆる、費用対効果というの、どこでも用いられている一般的手法ですけど、これもまったくやっていません。費用対効果をもし本当に計算しようと思えば、3ヶ月くらい掛かるだろうと思っています。それどうするんでしょうか。基本高水ずっとやっていきますけど、圧倒的に基本高水というのは全体の中で行けば、主要な論点の一つしかないのに、時間としては100%やっている感じなんですけど、大事なことは全然議論されない、この運営の仕方について、私は問題があると思います。

宮地委員長

これはこれからの答申を纏めていく短時間での間のことでございますが、その辺、今の五十嵐委員の、私も新しいことだけ、例えば、答申にどうしても触れなければいけない問題、答申触れる問題としては、やはり、これだけの項目があると、私は判断したから書いたんですが、既に、何と言うか、議論尽きているとは申しませんが、かなりの議論が費やされた部分もあるし、そうでない部分もある。

五十嵐委員

基本高水の議論の仕方について言いますと、450と350どちらでもいいんですけど、まさに費用対効果で行きますと、450億を掛けて、流域に一人しかいないという場合でもやるのかどうかというようなことは非常に重要な論点だと思うんです。そういう議論もまったくないままに、この雨量が正しいかどうかをずっとやっている。全然私には理解できません。

宮地委員長

はい、どうぞ。何かご意見ございますか。

竹内委員

あとで申し上げようと思ったんですが、そういう論議が出ましたので、私はっきり申し上げたいと思います。今日、基本高水についてどう論議するかということがずっと続いているのは要するに選択ができないということだと思うんですよね。ですから、元々脱ダムで考える場合に、基本高水をどう下げて、論議をしていくということ自体が私今までの論議の中で見てみると、基本的には検証できない、合わないと思うんです、論議として。そのことはいっくらこれやっていても、それは結論出ないし、先程の話でも国土交通省の見解もそうですし、県の見解もそうですし、それから大熊委員、高田委員、松岡委員、それぞれの見解が違う訳ですよ。ですから、どんなにやっても、何に信頼性を置いてやれば良いのかということになってしまって、私は結論でないと思うんですよ。ですから、そこは違う観点でまた検証すれば良いと思いますし、私は基本的には結論が出ようもないものを、やはり、一番どうやって検証していくのかといえば、住民の安全を基本に考えていくべきだということを含ねがね申し上げている訳で、その点はある程度整理を、両論になって、どちらが信憑性あるか分からない訳ですから、整理をして検証していった方が私良いと思います。

宮地委員長

私申し上げたいのは、部会ではこの問題はずっとやってきまして、ひとつの報告が出ている訳です。その中には、確かにいろいろ議論したことがございますけれども、私、ここで決着をつけるかを云々というよりも、委員会としてもその問題を取り上げて、それについ

て決着は付かないなら付かない、そういうことはちゃんと見ていった方が良いんであると、こう思っておる訳です、実際は。ですから、決着をつける為にやるといよりも、むしろ分からないところは分からない。一致するところは一致する。それはどこかで、なるべく短時間の議論でとにかく、話題に載せないで答申は書けないだろうと、委員会としては部会の報告の中をピックアップするについても、そのことは委員会として当たっておく必要があるだろうと、こう考えておる訳ですが、だから、その辺であんまりひとつのことに深く立ち入っておりますと、今の五十嵐委員のご指摘のようなことが起こる訳ですけれども、どうでしょうか。どうぞ。

竹内委員

ですから、基本高水で論議をしていけば、私はいくらでも申し上げたいことがあります。それは、大熊委員の今日出された文書に対しても、まだ私見解述べていませんけど、河川砂防技術基準案に対する捉え方も、全然、私は都合の良いところだけ引用していて、書いてあることで漏れていることが一杯ある訳ですよ。そういうことをやり出せば、それは出口無くなってしまうと思います。例えば、先程の宮地委員長が個人的だと言われたことも、例えば、到達時間に対する時間の割合とか、先程、国土交通省の方でも出している訳ですよ、見解としては。しかも、浅川、砥川は流域が短いと、従って時間的雨量に左右されることが多いということで、考慮しましょうということも、書いてある訳ですよ。やり出せば、今日 1 日やったら終わらないと、意見も合わないし、しかも部会では両論併記で意見が割れている訳ですよ。

宮地委員長

私は部会に参加をしておりませんので、意見として申し上げたんです。ですから、私の意見を採用するとか、議論するとか言っているのではなくて、私は言っていないから、お話しをした。ですから、冒頭にも申し上げましたように、この問題について決着がつかどうかわかりませんが、前にどこかでお話しになった議論の繰り返しだったらお止め頂きたい。但し、趣旨は私は前の議論のどこかに入りますけれども、個人としてしゃべるのは初めてですから、お聞きを頂きたいと、こう申し上げた訳でございます。それはご理解頂きたいと思います。ですから、例えば、浅川部会の問題に対して、砥川の部会に属しておられた委員の方が、ご質問になる。これは同じこともあるかとも思いますけれども、そういうふうにご理解をいただかないと、部会の報告をそれではこれでそのまま、いわば、我々も丸呑みにして良いかというお話しは出てくるのではないかという話しは出てくると思いますがどうでしょう。どうぞ。

石坂委員

浅川部会の取り纏めの報告に書かせて頂いたんですけど、部会の議論が結果としてひとつに纏まらなかったのは、勿論、時間を掛ければ纏まったかということ、そういうものではないと思いますけれども、浅川、砥川の場合、特に浅川の場合、3月末という非常に限定的な期限を申し渡されまして、限られた時間の中では先程五十嵐委員からお話しがあった、本来の議論すべきことということで言いますと、あるべき河川改修のより良い方法はどういうことなのだろうかということで、例えば、環境の問題とか、住民参加の問題とか、そういうことはほとんど実際は議論できなかったというのが現実です。今ずっとお話しありますけど基本高水とか安全性の問題をずっと引きずって、結局それぞれの代替案や対策案などの提供も頂いたんですけど、そういうことの一つ一つについて深めて議論するということは、時間的な制約の中でできませんで、結果として議論半ばで部会を終わらざるを得なかったというのが実情なんですね。事情はいろいろあると思います。私は一つは安全性の問題では先程出ております、地すべり等技術検討委員会の先生方にもっと早くきて頂ければ、安全性の問題の議論をもう少し早く、たとえ両論に分かれるとしても決着が付いたと思いますけれども、お願いしてからきて頂くのに非常に時間が掛かってしまいました。また浅川にとって避けて通れない、千曲川との問題でも、国土交通省において頂くのはも

う最終盤になってしまって、そういうことを判断材料にして、本格的な議論をするというのには、あまりにも時間がない中で終わらざるを得なかったということで、とても心残りです。従いまして、この検討委員会では時間の制約がまたまたある訳ですけれども、先程からこの論点整理の中で上げられております環境問題や堆砂、維持管理、災害時の措置などの問題、例えば、治水問題で共通として挙げられているこれだけの問題でも、どれも大事な問題な訳ですよ。しかも、費用対効果というお話しありますけれども、実際にどういう対策を最終的に選択していくかということには、当然費用も関わる訳ですし、その費用対効果のいろいろな検討をする場合に今言ったようなことを話し合わないでどうして費用対効果の議論ができるのかなということにもなりますので、今月一杯というような、一応この間検討委員会で内々にといいますか、委員長からもそんなご提案があって、報告を纏めていこうという期日との関係では、非常に無理も感じる部分もあるんですけど、今ここに整理されている論点については議論をしないまま終わる訳には、検討委員会の報告を纏める上ではいけないと思いますので、限られた時間の中で精一杯それぞれの論点についてやはり、議論すべきではないかと思います。

宮地委員長

議論がかなり紛糾していて申し訳ないんですが、いかがでしょう。暫らくちょっと頭を冷やした方が良いのでは無いかと思うのですが、ちょうど12時でございますので昼食の休憩にして、その間にいろいろご相談してみたいと思うのですが、午後になりますと、宮澤委員も松岡委員もご出席になりますので、そう致したいと思います。昼食休憩にして、午後は1時から再開致します。よろしくお願い致します。

<昼食休憩>

事務局（治水・利水検討室）

申し訳ございません。事務局からご案内申し上げます。定刻、午後の開始の時間になりましたけれども、起草委員の皆様方が別室で会議をしております、そちらが長引いております。もう暫らくお待ち下さい。申し訳ございません。

田中治水・利水検討室長

それでは時間よりちょっと遅れておりますけれども、午後の審議よろしく申し上げます。委員長お願いします。

宮地委員長

はい、午前中論点整理の話しに入っていたんですが、基本高水のところで止まってしまって議論があまり進みませんでした。ちょっと午後になりまして、宮澤委員もご出席ですし、松岡委員もご出席でございますので、前からとにかく全然報告を受けていないし、前回の議論の延長として、ひとつ財政の方のご報告を頂いて、これは新しい話でございますので、いろいろじっくり見た方が、ご議論も頂いた方が良く思っております。それでちょっと論点整理の話しをちょっと中断を致しまして、財政の方のお話しを頂きたいと思いますが、五十嵐委員、お願いいたします。

五十嵐委員

財政ワーキングの報告をしたいと思います。これは非常に vivid（鮮やか）な前提条件を置いてしておりますので、前提条件があまり大きく狂うと数字が動いて参ります。とりあえず、一応確実だと思われる前提条件を置いた上でいくつか発表させていただきます。まず第一に、ダム案とダム無し案というのが砥川と浅川の双方について出ております。部会報告及び部会でのいろいろな資料がありまして、それに基づきまして、砥川及び浅川双方について代替案というものを確認したいということであります。代替案の内容について更に移動がありますと、また数字が動きますので、今日はその代替案これでいいかということは今

からお見せしますので、まずそれを確認して頂いて、とりわけ、両部会の部会長にこの案でいいかどうかを聞いてもらってください。砥川の方は前回終わっておりますので、できれば、浅川の河川改修案について今から財政ワーキンググループで確定した案というものを発表させていただきます。よろしいでしょうか。

宮地委員長

そうしますと砥川の方は、前回、浅川の資料もございましたけれども、今日河川改修単独案について、これは浅川でございますね。砥川の方は前回の資料でよろしいと。

五十嵐委員

砥川の部会長、砥川の方は代替案は前回の通りでよろしいですね。

宮澤委員

それ以後私のところに特別委員を含めて新しい変更等のご意見等はございませんので、前回、部会で審議して参りました内容と同じでございますので、結構だとお願ひします。

五十嵐委員

では、浅川だけに確認させて下さい。

宮地委員長

浅川の方を部会長さんに。

五十嵐委員

スライドで今からご説明しますので、皆さんに。

宮地委員長

そうですか、お願ひ致します。

幹事（浅川ダム建設事務所）

それでは浅川の河川改修単独案につきまして、ご説明させて頂きたいと思ひます。これにつきましては前回ご説明をさせて頂きましたけれども、その後、指示事項等変更が生じまして、再度考え方を変えておりますので、前回説明致しましたスライドに基づきまして、主に、変更内容等につきまして、重点的に説明させて頂きたいと思ひます。前回説明後、新聞報道等で、県の作成した代替案というような表現になっておりますが、前回もご説明しましたが、部会及び委員会の考え方、ご指示を頂いて、事務局の考えが極力入らないようお手伝いをさせて頂き作成しております。次、お願ひします。こちら辺は前回ご説明しましたので飛ばさせて頂きますけれども、その次をお願ひします。前回までのご説明の中では、真ん中の段の計画基本高水ダムカット100m³/s後の合流点付近で350m³/s、直ノ橋付近で270m³/s、五反田橋付近で230m³/s、それからそれよりも上流につきましては、昭和34年型降雨の新めがね橋付近で180m³/s、浅川橋付近で140m³/sの基本高水のご指示を頂いて、計画の方をさせて頂いております。その後、これにつきましては、昭和34年型降雨に合流点付近330m³/s、直ノ橋付近270m³/s、五反田橋付近220m³/s、新めがね橋180m³/s、浅川橋付近140m³/s、昭和34年型の降雨で合流点から上流まで考え方を統一するというご指示を頂きました。この考え方によりまして、断面等検討させて頂きましたけれども、今画面に出ておりますけれども、基本的な考え方、これにつきましてはご指示頂きましたとおり、変わっておりません。続きまして、基本高水流量の考え方でございますけれども、これにつきましては、先程ご説明しましたので省かせて頂きたいと思ひます。続きまして、断面それぞれの代表断面でございますが、これにつきましては、前回、ダムあり案、河川改修案、共に350m³/sでございましたけれども、合流点付近につきましては、330m³/s、ダム案につきましては350m³/sとなっ

ておりますが、現在完成しております、断面が広いものですから、このままというご指示で前回の説明と変わっておりません。続きまして、次の断面、次の画面になりましたけれども、富竹大橋付近、こちら辺につきましては前回のご説明と変わりございません。次の他力橋、平成橋付近の横断図につきましても、前回のご説明と変わりございません。浅川橋付近の横断図につきましても、変わりございません。上流部の代替案につきましても基本的に変わっておりません。前回の委員会におきまして、高田委員から橋梁についての意見がございましたが、お休みのところご足労頂きまして、高田委員、石坂部会長に5月3日に現地の架け替えの伴う橋梁全てを確認頂きました。橋梁の架け替えにつきましては、基準から判断した場合には、架け替えの伴う可能性のある橋梁、実施につきましては、その考え方、あと、橋梁の数等につきましては問題ないことを確認して頂きましたので、この場をお借りして報告したいと思います。また実施に際しましては、詳細な調査の必要があるというふうに考えております。簡単ではございますが、以上、変更点、それと漏れましたが、上流部の沈砂池、土砂流出防止施設、流木対策施設につきましては、積算の基準上、計上しない場合もございます。以上でございます。

五十嵐委員

浅川部会の部会長、及び検討委員会の方、これを前提にして、財政の報告してよろしいでしょうか。

宮地委員長

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

石坂委員

今ご説明があった中で橋梁の架け替えですけれども、基本高水の設定を変えることによって現場を見せて頂きました。現時点で架け替えが必要とされる橋については、共通して余裕高の関係で20cm上げることが必要と、よって、架け替えが必要という判断になる訳ですけれども、高田委員からもご意見を頂ければと思いますが、その20cm足りなくなる分を、橋の架け替え、つまり、橋を上げるということによって、解決するのか、それとも、上流部に遊水地なり、他の手立てをとって解決をしていくのか、その考え方について、最終的な検討委員会としての検証といえますか、結論を頂きたいというのが、私、専門家でありませぬので、お願いしたいことです。

宮地委員長

そうですね。まだ、そこは決まっていない訳。

五十嵐委員

もう止めて下さい。またやるんですか。決めて下さい。どちらでも。

宮地委員長

今の話し、20cmの嵩上げですか、それで済みますのか、沈砂池を造るか。

石坂委員

いえ、違います。20cm足りない余裕高をすべて橋の架け替えという形で解決をするのか、それとも足りない分の20cmの分を上流部で他の手だてを取って、橋の架け替え無しに済みますのか、どちらが良いのかというご意見をお願いしたいということです。試算をするという点では架け替えで試算して頂いても結構ですけど、最終的な選択の時点では、それは判断のいる問題だと思いますので。

五十嵐委員
部会長、決断して下さい。3回目ですよ。

石坂委員
ですから、私、専門家でないので、分かりませんので、専門家の委員の方のご意見を願
いしたいと思います。

宮地委員長
高田委員、先程手をお上げになった。

高田委員
既に、新設されている橋が20cmクリアランス、架空高が足りないということですが、
それは、いろいろな方法があります。五十嵐委員が心配されている大きな金額の変更はな
いと思います。ジャッキアップの問題、今度のところは古い橋は架け替えないといいな
いたくさんあります。それは今度のところは例えば、護岸が1割護岸になっているん
ですが、それを区間をもう少し、勾配の7分とか5分とか、橋の前後でそういう形で擦り付
けてあるとか、その辺のところでは解決できるんじゃないかと思います。ですから、大きな金
額に、平均的な金額を出して行って頂ければ、大きな変更になるとは思いません。以上で
す。

五十嵐委員
どうするんですか。

石坂委員
今のご説明の案をお願いします。

五十嵐委員
説明の案って何ですか。

○石坂委員
事務局の案です。

宮地委員長
つまり、今の話し、橋を架け替えないといいないのか、それとも他に何か手当てがあるの
か、検討委員会で議論してくれと言っても、ちょっと困っているんですが、幹事会の方、
そういうことについてどうお考えですか、どちらかの方法で進むんですか、話しは。私は
率直に言って全然分かってないんですが、とにかく、橋は、例えば、その他の手段として
はどういうことが考えられるんですか、石坂委員、高田委員。

高田委員
新しい橋はジャッキアップの方法が採れるんじゃないかと、20cmでしれている。荷重
の設計変更的くらいのもはらないと思うんです。上流の未改修区間の古い橋、これを
例えば、他力橋とか浅川橋は架け替えるということは決まっています。どちらにしても。
その他の橋をそのまま残せるかどうかというのは、事務局の方で考えて頂けたら良いと思
うのですが。

宮地委員長
こういうことですか。事務局の方はこの橋は架け替えないといかんという意見をもってい
る。その中で、架け替えなくても良いという話しがあるというのですか。その他に何か手
段があるんですか。

高田委員

私はそれは分かりません。例えば、稲田大橋は幹線道路で、あれ架け替えるのは大変なのかもしれませんが、構造的に駄目だったら架け替えないといけない。その判断は事務局の方でやって頂いたら、いいのではないかと思います。新しい橋を架け替えるということではできないと思うんですけど、古い橋、鉄筋コンクリートの古い橋、例えば、歩道がないものとか、そういうのがあります。それともうひとつは橋に水道管とか、通信ケーブルとか、そういうのがぶら下がっているのがあります。だから、そういうのは平均的な金額を挙げておいて頂ければ、良いのではないのでしょうか。

宮澤委員

委員長、私は浅川の論議はよく分かっておりませんので、あれなんです、財政ワーキンググループのところで話しをする中で、果たして浅川は2つの案が出ているのだろうかという疑問を私自身は率直にもっております。450以外の案が出ているとしたら、案として纏まって頂かないと、検討委員会に全部任せるということならば、最初から全部の議論でございますし、一応、新聞紙上等では、浅川は2つ案を出したと、こういうことございまして、そのひとつの案の具体的ところで、最後、幹事会なり事務局で決めてくれとなると、一体どういうふうになっちゃったのかなということ、率直に感ずるんでございます。ですから、部会の審議も当然あるでしょうから、そういう審議を受けて、具体的にこうだという案を出されて頂かないと、余裕高を取るか、取らないのか。ましては、今ちょっと承りましたら、上流部に土砂止めを造らないということになりますと、余裕高20cmを取るか取らないかということは、これは流木が流れてくる可能性がある訳でありますし、土砂止めを造らないということになりますと、それなりきの川のパワーは余計増す訳でありますから、余裕高を余分にとるというふうに考えるのが常識的なことであって、そこら辺のところもしっかりと考えた上でひとつの案を出して頂かないと、やはり、まずいんじゃないかと、こういうふうに思います。ですから、きちっとした案を出していかれないと、やはり、まずい。そのことについては事務局が答えるべきところではないと私は思います。ですから、どうか、浅川のご関係者の中で明確な代案、450の今の出ている案ともうひとつの代案を明確に2案提起ということならば、して頂かないと、残念ですが、代案はなかったということにせざるを得ないのではないのでしょうか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

その点につきましては、前回の報告と議論の蒸し返しになりますけれども、浅川部会で、宮澤委員のおっしゃったような、これがこれこれこの2つの案であるという代替案を煮詰めた最終的な議論はできなかつたと申し上げます。基本的な考え方だけが両論併記と言われる形で出されていますので、それを受けて検討委員会では是非煮詰めて欲しいというのが浅川部会の最終報告ですので、代替案があったかなかったかということについて言いますと、最終的な、具体的な詰めた議論ができなかつたというのが、部会の結論ですので、これ以上それを蒸し返して頂いても困ると思うんです。

宮地委員長

私、話しを聞いていまして、前回、とにかく財政の方で裏付けの話しを出すのには、案を確定して欲しいと、こういう意見がございましたね。それについて今の今日はそういうお話しが決まって出ると私は期待をしておったんですが、今の話しを聞いていますと、よくわからんのは、橋の、具体的にこの橋は架け替えなければいかんのか、架け替えなくていかんのか、架け替えなくても済むのかという話しなのか、或いは、それに代わるのには土砂の堆積の、土砂のダムを造るとか、そのことまで検討委員会で考えてくれとおっしゃ

っておるのか、そこのところはごっちゃまぜになってよく分からんです、私は。それを検討委員会で決めるとおっしゃってもよく分からない。どうぞ。

石坂委員

そういう議論になりますと、ではダムの方の現行計画でも、考えなければいけないことがあるのではないかということで、どうして20cmのことで、全部こちらが全部結論を出して計算式に当てはめるところまで、しかも部会の議論がそういうかたちで終わっているのに部会長に述べよとか結論出せと言われるかは、私は分からないんです。なぜそういうことを申し上げますかと言いますと、先日5月3日に現地の橋を全部チェックに行った時に、現場で立ち会って頂き、ご案内頂いた職員の方からも、それから高田委員の側からも先程私もお話した、この20cm足りない分を橋の架け替えで解決するのか、もっと大きな他のことで解決するのか、考え方は2つあるというお話しが出ましたので、私は専門家でないので、そのご判断はどこかでして頂かなければならないということですし、もっと言いますと、私は橋の架け替えも含めて、現行の450m³/s 基本高水の今までの従来検討してきた浅川のダム計画で100m³/s ダムでカットし、残りの350m³/s 呑める河川改修の計画が進んできたというふうに受け止めています。そうしますと、基本高水330m³/s に例えば、変更した場合に、350m³/s 呑める川の河川改修計画が進んでいるのに、どうして橋の架け替えが必要になるのかということも素人ですので分かりません。そこも含めて検討は専門家の方に、県の職員の方、或いは、検討委員会の専門家の方に判断して頂く以外にないということで申し上げている訳です。

五十嵐委員

財政ワーキンググループの3人の意見を聞かなければいけないんですが、これは纏まらなくて、報告やめましょう。どうしようもない。纏めて下さいよ。

宮地委員長

ちょっと待って下さい。そこまで言われますと、私も今とにかく、ダムを造る方は、今まで計画があったからやっていますね。それはひとつの案としやっている訳です。それが妥当であるか、妥当でないかは別にしまして、もうひとつは基本高水を変えた、下げたと私申しませんが、変えた案がある。その具体的にどうするかという話しの時に、やはり、基本的に橋の架け替えが必要であるか、先程の高田委員の話によると、お金がそう変わらないから、どっちでも良いよという話しなら、そんなことは言わない方が私は良いと思うんですよ。

五十嵐委員

本当ですよ。何回、やれば良いんですか。この間、この委員会終わった時にですね。またあそこで上でやって。それで確定したではないですか。

宮地委員長

藤原委員、新しいですから。

藤原委員

5月2日の日にこの案が出された時に、私は砂防のダムの話しについて土砂流出防止施設というものについては、こういう大きなものについては、私は考えていませんでしたと言った訳ですね。その後、うえに行きまして、浅川部会の委員の間でこの沈砂池と土砂流出防止施設と流木対策施設については、積算はするけれども、括弧にしておくということで、それで終わったと思ったんです。ですから、今になって、5月3日の日にどこかに行って、何か言われたら、しかもそのことについて、私達、全然聞いていないんですよ。今ここで初めて聞いているんですよ。それは非常に五十嵐委員が怒るのも無理はないと、そんな問題はなしにして、5月3日になって見てきてどうのこうので、そんな問題出されれば駄

目になるに決まっているではないですか。我々だって、5月2日の時にこれを見て、そういうあれで括弧付で計算はするけれども、ということで全部済んだと思っている訳ですよ。

五十嵐委員

だから括弧付で計算してありますよ。

藤原委員

5月3日の日に見に行き、それでもって、2人だけでそういうふうにして、検討委員会に投げかけるというのは、ちょっと僕は困ると思います。やはり、そのままやって下さい。それからそんなに違わないというんだしたら、何もわざわざ時間がない時に、紛糾するようなことをやらないで、そのままやって頂いた方が良いでしょう。

宮地委員長

どうぞ。

高田委員

一番最初に橋梁の架け替えの話が出てきた時には、非常に沢山の橋がそれに該当していて、本当かなと思って、それで5月3日に行ったんですけど、結論的に言いますと、砂田大橋ですか、他力橋から上流は古い橋だと思えます、多分。それは架け替える必要があるんじゃないか、それくらいです。ですから、下流の方はジャッキアップでいけるのではないかと。或いは、JRのめがね橋は事実上、無理ですから、ボックスの内側の護岸工を取って、断面を広げるとか、そういう形で逃げれると思えます。ですから、今の段階ではこういう古い橋、今の新しい基準に基づかない古い橋は架け替えるくらいの形で纏めてしまわないと駄目だと思います。

宮地委員長

ですから、高田委員、先程の話、藤原委員、括弧付とおっしゃったんですがね、そういう具体的にやる時に、これはいるか、いらんかという話で済むのなら、私は今の括弧付の話で十分でないかと思う訳です。ですから、

高田委員

それで結構です。

宮地委員長

それ以上の何か新しいファクターを、例えば、砂防ですか、そういうものを作るかどうかこの委員会で判断してくれとおっしゃるものだから、分からなくなる。つまり、括弧付のお話で良いのなら、話しは進められるんだろうと、私は思っているんです。そういう範囲ですとおっしゃって下されば、良いと思うんですが。どうぞ。

石坂委員

そういう点ではちょっと話しは整理して話さなかったので申し訳なかったんですけど、ただ事実は3日に突然ということではなく、2日の先程おっしゃった藤原委員も含めて集まって頂いた時に、事務局からも橋の架け替えの話もありまして、実際の橋の架け替えのチェックは必要であるということで、大熊委員もお忙しくて現場を見れないので、高田委員にお願いしたいということで、お願いしまして、皆さんのいる場所で確認して頂いて、3日には見ていますので、扱いについては、今委員長がおっしゃったように括弧付の中に入れて頂いて結構です。

宮地委員長

いかがでしょう。

五十嵐委員

計算できません。決めて下さい。今から計算するんですか。どれが要る、要らないかということ。

宮地委員長

大熊委員、どうぞ。

大熊委員

あくまで今まで議論しているのは基本高水のひとつの方法案だと私は理解しています。最終的に財政、環境等も考慮して、最終的に決めていくということなんであって、とりあえず今、試算されている財政部会の結論を是非、ここで報告して頂きたいというふうに思います。

五十嵐委員

浅川部会で纏めて下さいよ、意見違うんですから、本当に。

宮澤委員

是非とも纏めて頂きたいと思います。それでないとやりようがないと思いますから。それから、今大熊委員おっしゃられましたけど、基本高水の問題だけでこの2つのケースが考えられているのでは、砥川の場合ではございません。はっきり申し上げまして、280については、利水問題も200についての利水問題も、砥川の場合については両方セットで出ている訳でありますから、総合治水の中で280と200が出てきている。ですから、基本高水の問題だけの論議の中で出てきているのではないということだけのご理解頂きたい。ここに出されている、検討委員会に出されている結論というものは、それなりにやはり、全国から注目されている訳でありますから、そういう中で、財政的にきちんと出していかないと、出した数字が今度はひとり歩きしてしまいますし、それが出された時の信憑性というものがなくなってきてしまう。括弧を付けるか付けないかではなくて、括弧はあくまでも括弧で、やはり、ゴシックで書かれる文字はゴシックで書いてもらわないと進んでいかないということです。どうぞ、そこをご理解して下さい。

宮地委員長

前回の意見と同じような成り行きを辿っていると思うんですが、そういう意味で、ここで浅川部会にご相談を頂くということで解決が進みますか、或いは、ここでこういうふうにしましょうということによってしまった方が良いのか。どうでしょうか。

五十嵐委員

何回も確認しているではないですか、また変わるというんだから、信じがたいですよ。

○大熊委員

これでいいです。

○石坂委員

変わる材料を持ち出したのは幹事なんですよ。

五十嵐委員

もう一回やりますが、変わる材料を持ち出したのは、幹事なんですか。

宮地委員長

どうぞ。

大口河川課長

何にも出していないと思いますけど、与えられた条件の下で整理して、座長それから委員さんと相談をしながら出してきているので、ひとつもうちの方から新しい材料を出したつもりはありません。

宮地委員長

どうですか、その辺。意見が食い違っていますが。ですけども、誰が出したか出さんかよりも、これは私どもはこれで考えようやと言うよりしょうがないんじゃないですか。どうですか。駄目ですか、五十嵐委員。

五十嵐委員

3回延期されていますから、決めて下さい。私の意見ではありません。それに基づいてやりますよ。

宮地委員長

どうでしょう。私は、あの話しは聞いていない。砂防施設が問題になっておりましたね。ひとつは。

五十嵐委員

それは前回ですね。何回やっても意見纏まらなかったものですから、2階に上がりまして、意見纏まりませんでした。造る場合と造らない場合に分けて、造るとしたらいくらあります、それを括弧付で出そうということを出してあります。そういうことです。今はその問題ではなくて、橋の上げ下げ話ですよ。

宮地委員長

そうです。だから、その橋の、ダムの話はそういう砂防の話は、そういうふうに理解致します。橋の上げ下げについては、個々の橋を、この橋は現実問題として改修が必要かどうかということはいろいろ進行上でも考えられることであるならば、私は今までの案でよろしいと思うんですけど、どうぞ。

高田委員

橋の話で、実際、これから詰めていくことは一杯あると思うんです。ダムの場合でも、一応、概算が出てますけど、掘ってみないと分からない。例えば、砥川の下諏訪ダムの場合、残土の処理するとか、そういうような問題詰め切っていないんで、かなり大まかな値しか出ていないと思います。ですから、橋の扱いというのも今の第一近似として、詳しい方法、改修の方法なりなんなりというのはあとで修正するという但し書きが必ず出てこない、今、実施設計的な精度を要求するのは、全てのものに対して無理だとは思いますが、ですから、あくまで近似という、但し書き、但し、何が近似がということについては、但し書きしといて頂いたら良いと思いますけど。

宮地委員長

単なる括弧付では駄目だということですか。

高田委員

ですから、今、ちょっとお聞きしたいんですけど、橋梁に関してはどういう状況で積算なりやられているんでしょうか。どういう前提で橋梁に。

宮地委員長

それは浅川部会がご依頼になったんじゃないんですか。

五十嵐委員

図面も示してありますし、工法もこれで良いですかと、何回もやっていますよ。失敬ですよ、ほとんどそういう議論は。どういう方法でやっているかなんていうことは、図面見ているでしょう、全部。だから、こういう方法で良いですか、全部説明していますよ。

宮地委員長

どうぞ。

大熊委員

そういう意味では個々の橋について決めている訳ではありませんので、恐らく事務局は全部架け替えるとかいう、そういう前提で計算されていると思うんですけど、とにかく今、それで、それがいわば上限値になると思いますので、それで公表して頂きたいと私は思います。

五十嵐委員

この点については、こう説明してあります。私の方からご説明致しますと、河川改修案が最終的に国土交通省の整備計画にもとづく、様々な法令に適合しないと実現性を持たない。橋脚については、allowance(余裕)がないと実現できません。そういう意味で法令上予想される allowance(余裕)については、予め取ってあります。ということの説明してあります。

大熊委員

はい、了解しました。

宮地委員長

いかかですか、それでよろしいですか。つまり反論の意味が、僕にはよく分かっていないんですがね。つまり今日お示し頂いたのは、私はそういう申し合わせによって、成されたと思うんですけど、単独河川改修案ね。これについて、これの話して裏付けを付けて良いか、発表して良いかということをおっしゃっている訳ですけども、それをやるのにはまだこういうことが必要だとおっしゃったように私は聞いたものですから、非常に途方にくれておるといのが実情なんですけど、どうですか。この中でやっていって、この案についての裏付けを聞くということでは、いかなのですか。それはむしろやはり、石坂委員と高田委員ばかり責める訳にはいかなのですけど、藤原委員からもご意見ございましたけれども、竹内委員、どうです。どういうふうに感じておられます。竹内委員、浅川の部会の委員でしょう。

竹内委員

兼ねがね代替案についてははっきりして頂きたいということは申し上げてきたんですが、前にも五十嵐委員からも代替案に責任もてと、こういう話があったんですけど、私は代替案そのものについては基本的に代替案になっておらないと思っていますので、責任もてということについては、意見は差し控えたい。

宮地委員長

そう言って頂いたんでは、話しは先にいかなと私は思いますね。

竹内委員

責任もてと言われても責任持てない。

宮地委員長

賛否ではなくて、この話しを載せる上には。

竹内委員

それは決めてきたルールからすれば、今まで藤原委員言われた通りでよろしいのではないかと思います。論議の経過は、藤原委員と大熊委員が言われた通りで良いと思います。

宮地委員長

松島(信)委員はどうか。

松島(信)委員

同じです。

宮地委員長

進めていって良い。いかがですか。この、要するに結論的に申しますと、いろいろお考えのことはあるように思いますけれども、ここで指名された河川改修単独案、これをひとつの代替案のモデルと思って、検討委員会がですね。この案についての財政の裏付け案をひとつお願いをしたい。そういう報告頂いてよろしゅうございますか。実際にやる場合にはそういう話しが出てくるかも分からない。それは今後の話しだと思いますけれども、今の議論の中ではそういう方向で行きますが、よろしゅうございますか。ご了解を頂いたと判断致します。五十嵐委員、それで釈然としませんか。釈然としてくれないと。

五十嵐委員

それでは良いということなので、ちょっと資料等を配布して下さい。それから数字がたくさん出て参りますので、スライドで事務局の方から数字については説明させていただきます。よろしいでしょうか。資料が4種類あると思います。確認して下さい。ひとつは長野県治水・利水検討委員会財政ワーキンググループ報告と名付けた文書です。2番目は各治水対策案に要する費用の試算書です。3番目は財政改革基本方針です。3種類です。よろしいでしょうか。それでは本文の方から説明致しまして、途中でグラフ等で数字で説明させていただきます。なお、今から申し上げることは財政委員会、私、竹内委員、宮澤委員の一致した意見であります。ただ、あとでいろいろな数字が出てきますので、数字のところについては、私が補足説明致しますので、もし間違っていたり、修正したりすることがあれば、それぞれ竹内委員と宮澤委員から補足、或いは、修正をして下さい。よろしいでしょうか。

まず全体的な意見というのがございます。これは長野県及び全国とも極めて厳しい財政状況にあるということを確認したいと思います。読ませて頂きます。まず全国的な傾向としまして、日本では国及び地方自治体ともかつてない財政危機に陥っている。簡単に言うと国と地方自治体で約700兆円の借金を抱え、しかもかなり長期に渡って、約80兆円の歳出に対して約50兆円の税収しかない為、絶えず約30兆円の借金を続けなければならない。ほかに道路公団などの特殊法人等に膨大な隠れ借金があり、さらにはここ当分、日本の経済は低迷を続けるとされているというのが全国的な財政認識であります。ここは書こうと思えば山ほど書けるんですけども、端的に長野県の方に入った方が良いと思い、簡単に致しました。次も長野県の場合について説明致します。長野県の場合には財政改革基本方針というのが平成14年4月に発表されておりますので、数字及び傾向等については主にこの財政改革基本方針から要約したものというふうに理解して下さい。長野県は平成14年4月財政改革基本方針を発表致しました。それによれば、平成14年度予算の財政構造を前提とした場合の長野県の財政状況は次の通りになります。

- 1.平成13年度末に697億円あった基本残高が14年度には364億円に減り、15年度には4億円の財政赤字となり、以降16年には280億円となる。つまり、財政再建団体転落ラインである財政赤字250億円を超える。

このままの財政で行きますと、平成16年には、民間企業で言う倒産になります。なお

これには国の構造改革と経済財政の中期展望により、平成15年度0.6%、平成16年度以降は1.5%の経済成長を前提とした数字であります。

2.としてなぜこのようなことになったかということに関しまして、ひとつはマイナス成長を続けて、

- ア、県税収入が戦後最大の落ち込みになっていること。
- イ、イ、財政の硬直化が進み義務的な経費が増加していること。
- ウ、過去の借入金の返済が県財政を圧迫していること。

ことなどが挙げられております。その結果、公債費が急増し、平成14年度当初では1866億円と県予算の18.6%を占める。それは、これまでに実施してきた経済対策や災害への対応に加え、北陸新幹線、高速道路の開通、冬季オリンピックの開催に合わせて県民要望の強い社会資本整備を進める為、集中的に公共投資を実施してきた結果であります。その結果県債残高は平成11年度以降1兆6000億円を超えている。起債制限比率は、平成昭和12年度に16.4%になるなど全国的に見ても、最下位に近い状態の財政危機状態に長野県はあります。今後、の見通しでありますけれども、

- ア、前記試算はいずれも、プラス成長が前提となっていたが、これがマイナスになれば、当然税収は減る。国からの地方交付税や補助金だけでなく、県税も減る可能性が大きい。
- イ、国全体の傾向として公共事業の縮小が言われていて、平成14年度予算が平成13年度と比べて、10%減となったように今後も減少する可能性が大きい。
- ウ、今後、高齢化社会を反映して福祉経費が増大する。
- エ、これらを考慮すると今後、投資的経費を増やすことはできない。もう一度原点に立ちかえてそれぞれの事業の必要性や優先度を点検し、県民にとって必要な事業を厳選する必要がある

というのが、先程言いました財政改革基本方針の決定事項であります。

これを更に詳しく河川関係事業費の推移で見ました。この報告書の裏に河川関係事業費の推移の表がありますので見て下さい。まず、別紙、河川関係事業費の推移を見ますと、県単独事業における河川事業を見て下さい。これによりますと平成11年度約43億円、12年度が約39億円、13年度が約34億円、14年度が約29億円であり、この中には相当の義務的な経費、維持管理費等が含まれる。つまり、ずっと減っていく傾向にあるということであります。また一般公共事業費における河川、ダム事業費の推移を見ても、平成11年度には約248億円だったが、12年度約176億円、13年度約143億円、14年度には約138億円と11年度の半分近くに減少している、ということです。表に記載されている通りであります。これを前提としまして、砥川と浅川について、ダム案と河川改修案について費用を検討したいと思います。正式に言いますとダム案というのはダム+河川改修案であります。言葉の都合上、これをダム案と言いまして、いわゆる、代替案というものを代替案という形で呼びたいと思います。まず砥川についてダム案と河川改修案について、数字を紹介したいと思います。今から申し上げます数字は、次のような前提で作られた数字であります。

- ア、それぞれ部会及び本委員会で作成した案について、従来から用いられてきている計算方式に基づき、概算費用を出してあります。単位は千万円単位になっております。
- イ、基本高水については、ダム案は280m³/s、河川改修案は200m³/sとした。
- ウ、補助事業の採択要件及び、補助率などについては、2002年4月現在採用されている方法で算出してあります。
- エ、双方の費用は現時点での費用を計上しておりますけれども、状況によっては今後、増加することも有り得る。

ということでありませう。どうぞ、説明して下さい。スライドで砥川のダム案から説明して下さい。

幹事（河川課）

河川課でございます、費用につきまして、説明させていただきます。始めにお手元にお配りしました資料3の2をご覧ください。お手元の資料とスクリーンの方を比べながら、ご覧ください。別紙1から説明させていただきます。始めにこの表でございますが、左側から工種、概算金額と記載してございます。この概算金額に対しまして、財源を横の行で記載してございます。財源としましては、大きく分けまして国庫補助、県費、その他の費用と分けております。更に県費につきましては、起債で充当される分と県費（一般財源）に細分しております。更に起債の中につきましては、交付税措置されるものを、県の一般財源で対応するものと分けてございます。この概算につきましては、金額につきましては、現地の詳細な測量、設計に基づくものではない為、概算としております。また、補助率や起債充当率につきましては、平成14年4月現在でありますので、交付税措置率は未確定であります。今後、変更される可能性がございます。適用事業につきましては、現行事業以外は採択の可否が不明の為、想定とさせていただきます。それでは、ダム＋河川改修案について説明させていただきます。

大熊委員

手元明るくしてくれますか。スライドは字が小さく、どっちみち見えないから。

宮地委員長

小さいから。手元にこれがあるから、反って見やすいと思います。

幹事（河川課）

ライト、お願い致します。

宮地委員長

傍聴の方にも資料行っているんですね。明るくしていきましょう。

五十嵐委員

通し番号になっていますからね。別紙1とか、別紙2とか。

幹事（河川課）

それでは、別紙1から説明させていただきます。始めにダム＋河川改修案について説明させていただきます。ダム＋河川改修（補助）案、ダム建設費、これにつきましては、現行の多目的ダム建設事業における平成14年以降残額について記載してございます。ダム建設費から利水者負担金を除いた治水分につきましては、概算金額212.3億円でございます。でございます。財源としましては国費が53.9億円、県の一般財源が58.4億円でございます。次に利水者負担金でございますが、9.3億円計上してございます。次に河川改修費についてでございますが、諏訪湖合流点から医王渡橋までの区間約2.6km区間の部分改修費について、計上してございます。14億円でございます。財源と致しましては、国費が9.1億円、県の一般財源としまして4.9億円でございます。その下の流木対策施設費につきましては、ダム計画の有無に関係なく提案されている為、金額の計上は今回しておりませぬ。次、ダム＋河川改修（県単）案について説明させていただきます。これにつきまして、ダム建設費、治水分とし212.3億円、財源としましては、国庫補助、国費で153.9億円、県の一般財源といたしまして、58.4億円、利水者負担金と致しまして9.3億円計上してござませぬ。河川改修費（県単）これにつきましても14億円計上してございます。財源としましては国費で8億円、県の一般財源としまして、6億円でございます。流木対策

施設費につきましては、同上の理由により、金額を計上してございません。ダム＋河川改修（県単）案につきましては、今の内訳を集計したものが の黒帯のところの数字が挙がっております。ダム＋河川改修（県単）案、235.6億円。内、財源致しまして、国費が161.9億円。県費と致しまして64.4億円、その他、費用としまして、9.3億円でございます。次、別紙1、次のページに移らせて頂きたいと思えます。河川改修単独案、河川改修費、河川改修（補助）案について説明させていただきます。諏訪湖合流点から医王渡橋までの区間2.6km区間の部分改修と、砥川合流点からダム計画地点までの区間についての部分改修について積算してございます。15.2億円でございます。財源と致しまして、国費が9.9億円、県の一般財源と致しまして、5.3億円でございます。流木対策施設費につきましては、同上で計上されてございません。河川改修案（県単）案でございます。河川改修費15.2億円、国費と致しまして、8.7億円、県の一般財源と致しまして、6.5億円計上してございます。

五十嵐委員

ちょっと待って下さい。その次説明します。これが一応、ダム案と河川改修案です。次に河川改修案ということはダムを中止するということですから、ダムを中止した場合にどのような費用が掛かるかということについて、費目と金額を出しております。これは非常に大きい論点を含んでおります。ひとつは国庫補助金というものがあまして、これが返還を必要とするかどうかという問題がございます。これはあとで私の意見は申し上げますけれども、とりあえずは国の判断によるということでありまして、2番目は利水者負担金の問題がありまして金銭だけやりますと、比較的簡単に、考え易いのですけれども、代替水道施設の整備等が求められる可能性がありまして、それがどういうものになるかについては、現在のところ判断できておりません。3番目、ウですけれども、補助事業の県負担分の記載充当分については、繰上償還を求めることは考えられますが、これはどうなるか現在のところ判断できません。4番目、エ、用地買収予定地の処理については、あくまで可能性として検討しております。数字発表して下さい。

幹事（河川課）

それでは説明させていただきます。別紙3をご覧ください。河川改修単独案に関する項目でございます。河川改修（補助）案、（県単）案、共に共通の数字でございます。項目に付きまして、過年度国庫補助金の返還、これは国の判断による為、0または9.4億円と計上しております。上記に係わる加算金につきましては、平成14年度に返還する場合想定致しまして、各年度の補助金×10.95%に経過年を乗じて算出してございます。これにつきましても、国庫補助の返還に係わる数字でございます。0または9.3億円と記載してございます。次に過年度利水者負担金の返還についてでございますが、これにつきましては、利水者の意向により、金額の返還ではなく、代替施設を要求される場合は不要となる金額でございます。0または800万円でございます。これに掛かります利息と致しまして、平成14年度に返還する場合を想定致しまして、各年度の利水者負担金×5%、これに経過年を乗じて算出しております。0または3000万円でございます。次に砥川で現在進められています砂防事業についてでございますが、過年度国庫補助金の返還、これにつきましても国の判断によることが理由により、0または2.2億円でございます。これに係ります加算金と致しまして、1.1億円でございます。14年度に返還する場合を想定してございます。次の代替水道施設費でございますが、これにつきましては、利水者の意向によって、金額の返還ではなく、代替施設の整備を要求される場合、必要とされる費用でございます。計画案が決定していない為、不明と記載してございます。次に調査施設撤去費でございますが、調査用杭、横杭、ボーリング孔の閉塞、水文観測施設の撤去等を積算しております。6000万円でございます。用地買収予定地の処理と致しまして、用地買収を予定してました11haにつきまして、算出してございます。それにつきましては、地権者の意向によって、金額が様々であることが想定されます為、不明または5.5億円と記載してございます。次にダム建設予定地周辺の道路整備でございますが、将来

のダム建設を前提として、据え置かれていた道路整備費は全額を計上しておりますが、各地域の意向により様々な対応も考えられるので、不明と記載を致しました。不明または11.5億円と記載してございます。過年度利用起債の一括返還につきましては、事業箇所ごとの借り入れ先を特定できない為、利息を含めた借入金算出できない為、不明と記載をさせて頂きました。

五十嵐委員

次にダムを造った場合とダムを造らない代替施設を造った場合のそれぞれの維持管理に関する費用について説明いたします。ダム案の場合には、堆砂の浚渫、運搬費用、老朽化に伴う補修費用、撤去費用、管理費用等が考えられ河川改修案では、搬出費用、老朽化に伴う補修費用が考えられております。これは今まで試算した例がございません。今日まで試算することはできませんでした。これについて付け加えることありますか、事務局の方で。よろしいですか。別紙4全部、不明にしてあります。4番目、災害発生した場合の損害賠償等についてということでもあります。仮に河川改修案を選択した場合、どのような被害が生じ得るかということに関しまして、洪水ハザードマップ等のソフト対策の充実が早急に必要なため。それが無い場合には、県などにどのような損害賠償が発生し、それがいくらになるか、現在のところは算定不能であるというふうにしてあります。(4)の災害発生の場合の損害賠償等について付け加えることございますでしょうか。ありませんか。以上が砥川に関する費用の概要であります。引き続き、浅川についてよろしいでしょうか。

宮地委員長

そうですね。行って下さい。よろしいですね。またあとからご質問頂くように致したいと思えます。

五十嵐委員

ダム案、及び河川改修案について、ダム案の場合には別紙5、河川改修案については別紙6で積算しております。なおこれも先程と同じようにいくつかの前提条件が課せられております。

ア それぞれ部会及び本委員会で作成した案について、従来から用いられてきている試算方式に基づき、概算費用を算出致しました。

イ 基本高水については、図にある通り、以下の通りとしてあります。

ウ 補助事業の採択要件及び、補助率などについては、2002年4月現在採用されている方式で算出致しました。

エ 双方の費用は現時点での費用を計上しておりますけれども、状況によっては今後、増加することも有り得る。

オ JR 信越線と浅川との交差点付近は、新幹線、長野電鉄、県道、市道が輻輳している為、詳細な調査が必要になり、その結果によっては、多額の費用を要する、ということであり、この前提で別紙6と別紙7を試算してありますので説明して下さい。

宮地委員長

はい、お願いします。

幹事(河川課)

説明させて頂きます。別紙5をご覧ください。ダム+河川改修案について説明させて頂きます。内訳と致しまして、ダム建設費、これにつきましては、現行多目的ダム建設事業における平成14年度以降残額を記載してございます。ダム建設費から利水者負担金を除きました治水分につきましては、193.7億円でございます。財源と致しましては国費が140.4億円、県費が53.3億円でございます。次に利水者負担金でございますが、5.6億円でございます。河川改修費につきましては現行の広域基幹河川改修事業で行っております浅川の平成14年度以降残額を記載してございます。57.8億円でございます。

財源と致しましては、国費が37.6億円、県の一般財源と致しまして20.2億円でございます。集計を致しますと、ダム+河川改修(補助)案と致しまして257.1億円、財源と致しましては、国費が178億円、県の一般財源と致しまして43.5億円、その他費用と致しまして5.6億円でございます。失礼致しました。財源と致しましては、県の一般財源と致しまして73.5億円でございます。別紙6をご覧ください。河川改修単独案について説明させていただきます。河川改修(補助)案、河川改修費115.9億円でございます。財源としましては、国費が75.3億円、県の一般財源と致しまして40.6億円でございます。次につきまして、括弧書きで記載してございます土砂流出防止施設費3.5億円でございます。国費と致しまして2.5億円、県の一般財源と致しまして1億円でございます。遊砂地設置費についてでございますが、3.7億円計上してございます。国費につきましては2.7億円、県の一般財源と致しましては1億円でございます。流木対策施設費につきましては5億円計上してございます。財源と致しましては、国費が3.6億円、県の一般財源と致しまして1.4億円でございます。これらを集計致しまして、河川改修(補助)案と致しまして括弧書きを除いた集計につきましては115.9億円、財源と致しましては、国費が75.3億円、県の一般財源と致しまして40.6億円でございます。括弧書きを併せた集計と致しましては、概算金額が128.1億円、国費としまして84.1億円、県の一般財源と致しまして44億円でございます。河川改修単案、河川改修費、ここにつきましては、浅川について、長野県地域防災計画の重要水防区域として掲載されている区間につきましては、地方債の自然災害の防止事業債を想定しております。この部分につきましては、概算費が23.8億円。財源としましては、国費が、13.6億円、県の一般財源と致しまして、10.2億円でございます。その他の区間につきましては、下段になりますけれども、92.1億円、県の一般財源と致しまして92.1億円でございます。その次につきまして砂防施設でございますが、土砂流出防止対策費3.5億円、遊砂地設置費3.7億円、流木対策施設費5億円でございます。これらを集計致しまして、河川改修単案、()を抜いた集計でございますが115.9億円、財源と致しまして国費が13.6億円、県の一般財源が102.3億円でございます。括弧を含めた集計でございますが、金額が128.1億円、財源と致しまして国費が13.6億円、県の一般財源と致しまして、114.5億円でございます。別紙7をご覧ください。

五十嵐委員

これも説明致します。浅川の場合にも、河川改修案を取る場合にはダムを中止するということがありますので、ダムを中止した場合にどの程度の費用が掛かるかということも別紙7で積算してあります。これも前提条件ありまして、3つ前提条件が付けられています。まず、国庫補助金返還が免除されるか否かは国の判断によるというのが第一です。第2番目、利水者負担金は過去の経過を含めて考えると、金銭による清算に代えて代替水道施設の整備が求められる可能性があるが、これについては現在のところ判断できないという前提です。補助事業の県負担記載充分については、繰上償還を求められることが考えられるが現在のところ判断できないという前提で試算しております。どうぞ、説明して下さい。

幹事(河川課)

それでは費用について説明させていただきます。別紙3をご覧ください。河川改修単独案に係る事項でございます。河川改修(補助)案、(県単)案ともに共通した事項になります。始めに過年度国庫補助金の返還(ダム事業)についてでございますが、99.6億円、これは国の判断による為、0または99.6億円と記載してございます。これに係ります加算金と致しまして、平成14年度の返還する場合を想定致しまして、各年度の補助金×10.95%に経過年を乗じて算出してあります。0または82.6億円でございます。過年度国庫補助金の返還、河川改修事業費でございます。これにつきましては110.4億円計上してございます。これも国の判断による為、0または110.4と記載してございます。これに係わる加算金として平成14年度に返還することを想定しまして、各年度の

補助金×10.95%、これに経過年を乗じてございます。112.9億円でございます。次、過年度利水者負担金の返還についてでございますが、これは利水者の意向により金額の返還ではなく代替施設を要求される場合は不要でございます。5.6億円でございます。これに係わる利息と致しまして、平成14年度の返還することを想定しまして、各年度の利水者負担金×5%に、これに経過年を乗じて算出しております。2.1億円でございます。記載につきましては0または2.1億円と記載してございます。代替水道施設費についてでございますが、利水者の意向によって金額の返還ではなく、代替施設整備を要求された場合、必要な金額でございます。これについては計画案が確定していない為、不明と記載してございます。ダム建設予定地の復旧工事費、残土処理上の復旧、仮排水路、横坑閉塞、仮道仮橋撤去、道路補修等を計上してございます。7億円でございます。ダム建設の営繕施設撤去費、これにつきましては、倉庫、宿舍等の撤去、整地を積算してございます。0.2億円でございます。次にダム本体工事一時中止に伴う損害賠償でございますが、これにつきましては、平成12年度分に請負業者から請求があったものについて、計上してございます。0.3億円でございます。契約解除に伴う損害賠償金につきましては、裁判所の判断による為、不明と記載してございます。借地契約済み地権者への賠償金と致しまして、これにつきましても、裁判所の判断による為、不明と記載してございます。境界杭設置でございますが、ダム予定地の買収済み用地に係る隣接者の境界立会い、境界杭設置に要する費用でございます。通常はダム建設工事の中で行われております。0.3億円でございます。次の過年度利用起債（ダム建設）の一括返還、これにつきましては、事業箇所ごとの借入金を特定できない為、利息を含めた借入金が算出できず不明と記載してございます。過年度利用起債河川改修分につきましても同様の理由により、不明と記載してございます。

五十嵐委員

それで、各治水対策案の維持管理に関する費用を報告させていただきます。先程と同様にダム案の場合には、堆砂の運搬浚渫費用、老朽化に伴う補修費用、撤去費用、管理費用等が考えられ、河川改修案では、土砂搬出費、流木搬出費、老朽化に伴う補修費用等が考えられます。しかし、これについても砥川と同様にこれまで例がないことや対象期間が未定の為、算出できませんでした。これについて付け加えることありますか、ありませんね。次に同じく災害発生の場合の損害賠償等について考えております。仮に河川改修案を選択した場合、洪水ハザードマップ等のソフト対策の充実が早急に必要である。またその結果災害が発生した場合には、県などに損害賠償の義務が発生するのか、その額はいくらになるかについては、いずれも、現時点では判断できないということでありまして。これについて、付け加えることありますか。以上です。総括まで全部申し上げてよろしいでしょうか。

宮地委員長

お願いします。

五十嵐委員

現時点で今のような積算結果に基づいて、若干のコメントを財政ワーキンググループで報告させて頂きたいと思っております。1、個別論点について、砥川について申し上げます。治水と利水に分けてありますけれども、Aが治水対策であります。費用の総額はダム案が約236億円、河川改修案が約10億円というように、莫大な差があります。長野県の負担分、一般財源だけを見ても、ダム案が約64億円、河川改修が国庫補助事業で実施した場合に約5億円、県単事業で実施した場合約6億円であり、これまたダム案の方が圧倒的に費用が掛かります。ダムを中止した場合、長野県の負担分、一般財源は算出できる範囲で最大で約41億円となります。なお、代替水道施設や過年度利用起債の繰上償還については不明であります。逆にダムを建設した場合の費用は、将来撤去までを視野に入れ、環境回復までを考えると、およそ天文学的なものになると想像されますけれども、算出は不可能であります。河川改修における治水対策については、地下水等の水源を岡谷市内で確保する

案が提案されているが、その額がいくらになるのか今のところ算定できません。次に浅川について申し上げます。これも同じように、治水対策と利水対策について分かれております。まず治水対策について申し上げます。費用の総額はダム案が約257億円、河川改修案が約116億円(砂防施設を含みません)というように莫大な差があります。ただ、これが重要だと思われましても、長野県の負担分一般財源だけ見ると、ダム案が約74億円、河川改修案が国庫補助事業で実施した場合約41億円、但し(砂防施設を含まない)、県単独事業で実施した場合約102億円、(砂防施設を含まない)となっております。ダムを中止した場合、長野県の負担分一般財源、算出できる範囲内で最大限約421億円である。なお、代替水道施設や過年度利用起債の繰上償還については不明であります。逆にダムを建設した場合の費用は、撤去まで視野に入れ、環境回復までを考えれば、天文学的な数字になると予想されますけれども、これは算出不可能であります。次、利水対策についてでありますけれども、河川改修における利水対策については、長野市の給水人口の推移から見て、新たな水源は必要ないと考えております。これは個別論点であります。全体的な論点についてでありますけれども、以上のように、これまで検討してきた結果、財政については今、示してきたように多くの部分で不明なところがありました。かつ不明なところこそ決定的な影響力をもっているものと考えております。これについて今後、どのようにしたらいいか、皆さんのご意見をお聞きしたいと思っております。それがひとつです。2番目は、これ関連致しまして、先程ちょっと午前中出ておりました今後の論点にも関わる問題でありますけれども、財政試算に基づきまして、ダムのいわゆる費用対効果というものをどのように考えるかべきか。どういう方法で考えていったら良いだろうかということが論点として残されております。2番目にダムを造った場合に、幾分か、河川改修案でもそうでありますけれども、生態系など環境破壊が生じます。それをどのように算定したら良いか、これについても非常に重要な論点と考えておりますけれども、現時点では財政ワーキンググループではまだ算定できませんでした。算定できない理由は計上してないことについて、具体的条件が定まらないと、なかなか難しいと。最後に今までずっと説明してた中で不明ということを書いてきておりましたけれども、その不明はなぜ不明なのかということについて、概算金額が不明となる項目の理由について指摘しておりますので、今から申し上げたいと思っております。第一番目は、ダム中止に伴い必要となる可能性のある措置に要する費用であります。代替水道施設費、代替水道施設費とはダム中止に伴い、本来ならば確保できたはずの水道施設がなくなる為に、単に利水者負担金の金銭による清算ではなく、代替としての水道施設整備を要求された場合の費用であるということです。これについては、利水者の意向が現在のところまだ確定できておりませんので算定できませんでした。2番目、過年度利用起債の一括返還であります。国庫補助事業における県負担額の起債充当分については、返還残高について繰上償還を求められる場合が想定されるが、事業箇所毎の借入先を特定できず、利息を含め、借入金の確定ができない為、算出致しませんでした。3番目、契約解除に伴う損害賠償金であります。ダムを中止することで建設工事請負契約が履行できない場合が想定されるが、契約不履行に伴う損害賠償請求については、最終的には裁判所の判断によると考えておりますので、これについて試算行いませんでした。4番目、借地契約済み地権者への賠償金の問題であります。ダムを中止することで借地契約が履行できない場合が想定されるが、契約不履行に伴う賠償請求については、最終的には裁判所の判断によるものとし、これについて試算致しませんでした。大きい2番目について申し上げます。各治水対策案の維持管理に要する費用、ダム案の場合であります。堆砂の浚渫搬出費でありますけれども、ダムは計画堆砂容量として100年分の堆砂を見込んでおりますが、それ以降の浚渫搬出費は対象とする期間が未定の為、算出できませんでした。管理費、対象とする期間が同じように未定の為、算出できませんでした。老朽化に伴う補修費、ダムコンクリートはフリージング不純物の除去や適切な温度管理など慎重に施工しており、通常の構造物で打設するコンクリートと比べ、劣化は小さいと考えられております。また老朽化に対する補修費は老朽の度合い、具体的な補修案などが未定の為、算出できませんでした。ダムの撤去の費用であります。将来においてどのような状況でダムを撤去するのか想定できず、また、その状況に応じた撤去方法も不明の為、算出致しま

せんでした。2番目、河川改修案。埋塞土除去費でありますけれども、対象とする期間が未定の為、算出できませんでした。老朽化に伴う補修費。河川管理施設の補修については、コンクリートの劣化や流出土砂による摩耗など老朽の度合いや具体的な補修案などが不明の為、算出できませんでした。土砂搬出費。土砂流出防止対策、遊砂地、沈砂地の維持に係る土砂搬出費は対象とする期間が未定の為、算出できませんでした。流木搬出費、流木対策施設の維持に係る流木搬出費は対象とする期間が未定の為、算出できませんでした。以上であります。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。大変具体的な数字が出てきて、ショッキングな部分もある訳でございますけれども、全般についてまったく新しいことでございますので、いろいろご質問あると思います。浅川、砥川、いろいろませこぜになってもやむを得ないと思いますが、どうぞ、ご質問を頂きたいと思います。いろいろと資料が飛んでおりましたので、いかがでしょう。まったく質問がないはずがないと思うのですが、どうぞ。

藤原委員

国庫補助の補助金の返還についてなんですけど、これ第2回の検討委員会の時に幹事長の方から再評価委員会です承されれば、返還しなくても良いことになるのではないかとということがあったのですね。これはどういうふうになるのですか。

五十嵐委員

私の考えを申し上げます。補助金の返還については様々な考え方があり得るというふうに思います。徐々にこれが類型化してきておりました、国土交通省の定めるある種のスクーリング、それは県で置かれています公共事業評価委員会等で、このダムはいらなかった場合には、補助金の返還を求めない傾向にあるというふうに言われております。今回、浅川等について、こちらの方で、ダムは要らないという結論を出しました時、再評価委員会の方で、これを要するというか要らないというか分かりませんが、再評価委員会です要らないということになりますと、比較的、返還は事実上しなくても良いのではないかとという方向に推量が働きます。ただ、私は過去の実例ではなくて、補助金の適正化に関する法律の解釈の仕方として、できれば、長野モデルなどを打ち出して頂ければ、全国的にも非常に有意義なものではないかと考えております。つまり、補助金の返還等について、適正な手続きにのって、正当な理由がある場合には返還しなくてよろしいとし。例えば、こういう場合には、正当な理由と認められるというようなことが一般化すれば、他の事例の取り扱いにも非常に良いのではないかと。例えば、この検討委員会等でこれだけの十分な議論をし、合理的な答申が出て、その結果、ダムは要らないというようになった場合には、補助金を返還しない正当理由になるのではないかと、そういうことを長野モデルとして全国に発信できれば良いのではないかと、私は考えています。ただ、これは私個人の意見ですから、財政ワーキンググループ全体の意見ではありません。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

ここで結構大きい額なのですよ。ですから、これが相当手かせ足かせになる可能性がある訳ですよ、判断する場合に。もうひとつそういうことだということ、やはり、再評価委員会に掛けるというのが手続きとして残っているということになる訳ですよ。もうひとつお伺いしたいのは、鳥取の中部ダム、山梨の大月ダム、ここが事業の途中で中止になっていきますよね。この場合には現実についてどうなのですか。

五十嵐委員
補助金の返還は求めていると思います。

大熊委員
他の点で質問していいですか。

宮地委員長
はい、どうぞ。

大熊委員
別紙7のところでも過年度国庫補助金返還、ダム事業というのは、これからダムを造ろうとして、今までダム事業ある程度進んできていることは分かるのですが、2つ下の過年度国庫補助金返還（河川改修事業）というのがありますけれども、これは河川改修事業をやって、河川改修としてはそれなりに効果を発揮して現在ある訳で、これについて、なぜ返還が必要なのか、ちょっとご説明頂ければ、有り難いと思います。

五十嵐委員
事務局の方で説明して下さい。

宮地委員長
幹事会、お願いできますか。どうぞ。

幹事（河川課）
河川課でございます。今のご質問につきましては、浅川本川につきまして、ダムありということで本川の改修を進めてございます。そうした理由から、もしダムがなくなった場合につきましては、本来の目的と若干、違ってくる改修になるということをご鑑み致しまして、河川改修事業費につきましても返還される可能性があるということで、提示をさせて頂きました。以上でございます。

宮地委員長
よろしゅうございますか。はい、藤原委員。

藤原委員
浅川の場合なんですけど、ここで出されたダム+河川改修案というのは、257億というふうになっていますが、400億というふうに言われている訳ですね。既に200億円出してあると、そうすると257億というのは、200億にプラス257億ということですか。どうなのですか。

五十嵐委員
事務局で説明して下さい。

宮地委員長
ご返事頂けますか。先程の257億は、今まで200億使ったという訳ですね。ということなのでしょうか。

大口河川課長
これにつきましては、ここに記載しております数字につきましては、平成14年以降降残としまして、残っている金額を記載してございます。これから掛かる費用でございます。

宮地委員長

これからですね。はい、どうぞ。

藤原委員

とすると、ダム+河川改修案というのは、257億ではなくて、457億ということなのですか。

五十嵐委員

事務局、いかがですか。

宮地委員長

単独案というのはこれから単独でやる訳、もっともその中には既に改修した部分も入っているということですか、少しは、どうでしょう。その辺。

大口河川課長

別紙5ですけれども、今までやった数ではなくて、これから進める量についての積算をしてあるということです。それは河川改修単独案もイコールです、考え方は。

宮地委員長

どうぞ。

藤原委員

そうすると、あそこのループ橋ですよ、あれは、既に払った200億の中に入っている訳ですよ。そこのところはどうかです。その費用。あれはダムの為の付替え道路というふうに聞いているのですけど。そうするとダム案だから、それに入るのではないのですか。

宮地委員長

課長、どうぞ。

大口河川課長

先程も話していますけれども、これからやる費用です。今までやった費用についての勘定については同じですから、これからやる費用がいくら掛かるかという積算です。河川改修の単独案についても今後やる費用についてだけ積算してありますので、今まで350m3でやってきて330で流れるところについては、積算してありませんので、先程のループ橋の考え方なんかとまったく同じです。

宮澤委員

委員長、よろしゅうございますか。ここで事業費を比べる為に今、財政ワーキンググループの方で話し合いをしてきた訳ではないのです。こういう財政の状況の中で、これからどうなのかということでもって話しを進めている訳です。ですので、ダムがいくら掛かった、今までがどうのこうのということは、勿論、それをどうのこうのということはお意見としてはそれぞれお持ちの方は結構でございますが、財政ワーキンググループとして、ないしは検討委員会では財政面として、これからどうなるか、私最初に申し上げましたけれども、国、県、市と3つのそれぞれの行政に絡んでいる訳です。県がやりますと市に対する負担の金額も決まってくる。そういうようなことで今後のこれからの財政という問題のことについての負担、それから先程、五十嵐座長からございました賠償金の問題、これについてもそれではそれなりきの合理的な国が判断できるような、賠償金をNOとできるかどうかという判断、これやはり、再評価というたまたまそういう組織だけの問題ではなくて、国が判断することでございますから、そこら辺の問題も含めてあるということでございます

ので、これはそういう状況で算出してきた。だから、明確でない部分も多くある訳で、これは座長言われた通りでございます。先程座長も個人的なご意見ということで、お話しした賠償金についてのご意見、これは財政ワーキンググループの中でも、3者3様であります、同じではありませんので、そういうことについて問題でございまして、そこのところをよくよく意見交流して頂きたいと、こういうふうに思います。

宮地委員長

よろしゅうございますか。これからの勘定をしている。ループの話はもう既にやった話しだという訳ですね。やっていない。どうでしょう。確かに今までどれだけ金を使っていたかということよりも、計画を変えたらどれだけ金を返さなければいかんかという問題になっているということですね。その他、いかがでしょう。第一発、この数字を聞いただけでまだなかなか全体的に目が通らないかも分かりませんが、しかし、まとめを書いて頂きましたので、かなり理解には助かっているように思いますが、これは今まででなんというか、お金の問題について一切触れずに議論をして参りましたので、かなり深刻な問題も生みかねない。但し、これからまとめる段階になって、話しが空転し出すとまずいと思えます。

五十嵐委員

若干、論点的に少し議論をしやすい為にこの報告の特徴をひとつだけ提案したいと思えます。それは先程からずっと問題になってきております浅川の代替案というものについてです。別紙6を見て頂きますと、河川改修単独案は先程ご承認頂きました施工方法と規模等に基づきますと、128億、土砂流出防止施設取りますと115億、補助案で掛かります。単独案でいきますと115億円ですけれども、どこで違ってくるかと言いますと、補助ありの場合には国庫補助が75億、単独案の場合には、13億円になりまして、県の負担部分が40億円と102億円というふうに非常に異なってくる。私の直感的な印象ではかなり高い費用が付くということが論点です。ちなみに、これ砥川の場合、非常に明瞭でありまして、ダム案とダムの代替案で非常に格差がはっきり数字上出て参ります。

宮澤委員

もうひとつよろしゅうございますか。

宮地委員長

はい。

宮澤委員

砥川の場合でございますが、私は財政ワーキンググループで、また部会長という立場でございますので、砥川の場合の今の財政ワーキンググループの中でいろいろな議論がございまして、座長がまとめられた通りなのでありますが、その経過の中で、例えば、ダムを造るか造らないかであって、あと全部の条件は同じなのでございます。80m³/秒をどうするかという問題が一番大きな問題で、これはダムが必要かどうかという、先程申しましたように、基本高水どう見るかというような問題、それと座長も何度も言われましたですけど、利水者負担の問題であります。現在、私も検討委員会の方に部会で論議が足りなかったということで、3つの案が部会では出た訳であります。横河川上流からの取水問題、それから、和田トンネルからの取水問題、この問題は過日の5月2日の検討委員会で、幹事長答えて頂きましたけれども、河川管理者と道路管理者で具体的な会議をもってもらいたい。こういうことでお願いを致しました。それからもうひとつ地下水の問題、つまり土壌改良の問題については部会の中で岡谷市から具体的に土壌改良には約600億円近いお金が掛かりますということを確認に水道管理者から具体的な額が出ております。この額をどういうふうにこれから考えていくか。これは水道事業者との問題でありますので、このところについて具体的に600億円の内の、どういうふうに県があれするのか、そうい

うようなことは水道事業者から何の申し入れもない訳でありますので、具体的にはそういう問題点のことについて、論議することはできなかつた、こういう問題であります。それについても砥川の一番の最大の焦点でございますので、これも検討委員会を通じまして、それぞれの管理者、それぞれのところへ答えを求めて、それが出でないと具体的に、例えば、道路管理者と和田村と下諏訪町で良いではないでしょうかということになれば、そこから取水する工事費を算出すれば、それだけ出る訳でございますし、そういうような問題点も様々あるので、その結論が出でこない中では砥川全体の総合利水計画の財政的問題のところにもまで波及はできないという問題は当然でございますけれども、今の現状の治水計画の中ではこの段階しか前では進んでいかないと、こういうことでございます。ご理解頂いて、早くに河川管理者と道路管理者から明確な検討委員会へのお答えを頂きたいと、こういうふうに思うところであります。

宮地委員長

ちょっと砥川の方お伺いしたい。今の利水の話して、多分、前にあったのは横河の話して、もうひとつ地下水の汚染の処理のお話しがございましたね。新規水源の開発の話がございます。それは我々も応援しなければならぬ。例えば、地下の汚染の600億円というやつですね、あれを我々がここで考えなければいけないのですか。

宮澤委員

委員長、私は部会の中で幹事会が土壌を変えたとしたならば、600億のお金が掛かるということを出されたので、それについて水道事業者、つまり市からこのところに具体的に、現状に対する要望書、これは市長名で出ておりました。そのことについてどうだということについては何にもございませぬし、平成5年1月22日の協定の扱い、これについて結論を出した場合どうなるかということによって、市の対応が変わって参りますし、そこら辺のことについては、先程座長がここに書かれましたように、報告書の中にありましたように、利水の実際の水道事業者からの問題が具体的に出ておりませぬので、それでこういう問題点、地下水の問題については、私は申し上げるつもりはございませぬ。今の状況だけお話ししました。ただ一番私が申し上げたいのは、この前それで横河川上流からの取水問題と和田トンネルからの取水問題、これについては道路管理者と河川管理者にお願いしたい。これ早く出でないとやりようがないということだと思ひます。

宮地委員長

結論が出でなくても、こうやって欲しいというような要望書としてはいろいろ書ける訳ですね。

宮澤委員

現実問題で、利水ワーキンググループの方からそれについては2つとも不可能だという話が出てきております、部会報告書として。それが出てきておりますけれども、何度も申し上げましたけれども、部会の中で、ないしは、終わった後で公聴会の中でも、その部会の論議の中で報告にも関わらず、そういうような要望が多く出ていましたので、もう一度、確認して頂きたいということで前回お願いした経過がございます。利水ワーキンググループからはその2つの結論については不可能である、ということについては、私は頂いておりますけれども、そここのところはもう一回確認をさせて頂きたいということでございます。

宮地委員長

部会の審議とそれから公聴会の話もございましたですね、ああいうのをすべて頭に置いて、話しをした方がよろしいと思ひますが、その他、いかがでございませぬ。はい、どうぞ、松島(貞)委員。

松島(貞)委員

ちょっと質問なのですが、これは砥川のケースで良いのですが、ダム+河川改修案で、補助というのが一番最初の別紙1に載っておりますが、220億のダムと14億円の河川改修というのは、ちょっと県の負担のことがあるので、だいたいダムは何年計画くらいの建設の時間が掛かるのか。14億くらいの河川改修、補助でやった時はだいたい完成までにどのくらいの年数が、今までの経験からいって必要なのか、時間的なことを分かっておたら教えて頂きたいと思います。

五十嵐委員

事務局の方で答えられますか。

宮地委員長

はい、お願いします。

大口河川課長

砥川部会でも出た訳ですけれども、建設着手後、概ねダムについては10年前後が今までの例でございます。改修につきましては、今後、事業の中身、事業の種類を詰めなければ、何ともお答えできないところでございます。

宮地委員長

本体、着工から10年ということでございますか。はい、どうぞ。

五十嵐委員

それに関連して、これは座長としての意見でありません。五十嵐個人として問題提起させて頂きたいのですが、冒頭に長野県の財政のことを申し上げました。今後、皆様方がそれぞれの案について意見を述べられる時に、是非、頭の中に踏まえて頂きたいことがあります。それは、政治とか政策によって、違うのかもしれませんが、とにかく全体的に費用がきつくなっているということですね。とりわけ、河川計画の県単独事業費というのを見ますと、平成14年度では先程言いましたように29億円です。この内、維持経費が大よそ3分の1くらいとほばいわれておりますので、それを削りますと、20億±くらいが長野県の単独の河川関係事業費になります。砥川及び浅川案を見て頂くと分かりますけれども、それぞれの費用が掛かるということでありまして、率直に言って、現在の県の河川課の単独費用ではとても手に余るような数字にいずれの場合もなっているということに注意して頂ければ有り難いというふうに思います。これはとりあえず2つのダムについてでありまして、更に7つある訳ですから。これをどういう順序でどういうふうにするか分かりませんが、これより確実に、増えることは確実にありまして、こういうものと財政関係をどう見たら良いかは、非常に重要な論点ではないかと私は思っております。なお先程も言いましたように、これは河川事業だけではありまして、長野県財政全体が非常に薄化しておりまして、先程の財政方針でも平成16年には財政再建団体に転落する可能性があると言っているものですから、この状況を踏まえて下さい。以上です。

宮地委員長

どうぞ。

竹内委員

今の話しと関連する訳ですけど、個人的意見ということですので、意見が違う部分がございますので、お話しを申し上げておきたいと思いますが、ワーキンググループの報告に先立ちまして、いろいろ論議あったのですが、基本的に、先程以来の財政の健全化に関わる基本方針に対する捉え方もそれぞれまちまちなところがあるということで、一応、こういうことが県から出ています、方針が出ていますということの報告に留めたということ

です。資料として出されている今の6ページの河川関係事業費の推移、今例に取られまし
たけれども、河川、平成14年度29.73億円、この予算というものは、脱ダム宣言以
降、言ってみれば、河川行政、ダムに対する経費、そういうものが削除されていったもの
も反映されているということでいきますと、それを推移として物事をみていくということ
については、データとしてこれは確かに、14年度までのデータではある訳ですが、
そういう政策的な背景が裏にはあるということは念頭において、判断頂きたいというこ
とは申し上げたところでございます。従って、県の全体の事業ある訳ですが、全体の
事業はあくまでダムに限らず、すべてある訳ですが、そういう政策的な範囲の中で
予算が配分されていくものであるということは意見が違うところであるということだけは
申し上げておきたいと思えます。

松島(貞)委員
もう一点、すいません。

宮地委員長
はい、どうぞ。

松島(貞)委員
もう一点質問ですが、その前に長野県の財政予測の中の14年度が364億円で基金が減
るという話は資料の最初にのって、県も中期展望示しておりますが、年度当初の基金の
取り崩しの予算であるので、かなり県も努力するというふうに思っておりますので、14年度
の最終的にはここまで減らんのではないかと、個人的には思っております。それはそうい
う感想ですが、もう一点は、河川改修の補助事業と県単と分けてありますが、補助事業と
県単河川改修記載の事業と組み合わせてやることは当然できると思うのですが、そういう
解釈でよろしいでしょうか。一部、補助事業を加えながら、一部を県単でやることは可能
だと思えますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

五十嵐委員
事務局の方、ちょっと答えて下さい。

宮地委員長
はい、どうぞ。

大口河川課長
今までからすれば国庫補助が入れば、原則国庫補助ですとやってきているのが建前です。
急に何かがあって、急がなければいけないというものがあるのは、その時には入れるかもし
れませんけれども、原則的には国庫補助でやってきております。

宮地委員長
できるだけ、国庫補助を取るよう努力をするということですか。そうではない。はい、
そうです。だから、はい、どうぞ。

大口河川課長
今、松島(貞)委員が言われる、その通りです。今、松島(貞)委員が言われたのは、国庫補助
の区間として設定したのものについては、国庫補助で入れて、そこに県単や何かが入らない
のかということなので、今までやっているものについては、国庫補助の設定された候補に
ついては、国庫補助で原則やっているということですが。

宮地委員長
よろしゅうございますか。

宮澤委員

よろしゅうございますか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

今のご説明だと河川改修案、今度の河川改修案について国庫補助でできるということをお願い切られたことですか。そういう質問ではないのですか。具体的に一般的な話しの質問ですか。ではないでしょう。ここの具体的なところの浅川に対したり、砥川についての質問でしょう。

松島(貞)委員

一般的な質問ですが、当然、浅川も砥川も含まれているというふうに考えております。従って、考え方としては今の事務局の話をお聞きすると、この河川は国庫補助の対象、河川改修の河川、これは県単でやる河川というふうに多区分けをしとったというふうに解釈しますが、これから考える時は、国庫補助と県単の組み合わせということも必要になっているのではないかなという、今の話を聞いての印象をもったということでございます。

宮澤委員

委員長、違うのでは。

宮地委員長

課長手を挙げておられますから、先に返事頂きましょう。

大口河川課長

国庫補助の採択基準に入ってやれるところについては、原則国庫補助でやっているということですが。

宮澤委員

その解釈わからないのですが、例えば、浅川の場合、カバー率70%で出した330の河川改修が、国庫補助でできるということと言われたということですか。そうではないでしょう。そこのところ松島(貞)委員が言っているのは、そういうことでしょうか。国庫補助でできる部分とできない部分とが地域的に場所的にあるのでしょうかということ言ってらっしゃるのでしょうか。今、浅川は国庫補助でできるのですか。

宮地委員長

私はそういうふうには伺わなかったのですがね。

宮澤委員

では私の方からあえて質問します。浅川は今の状況で国庫補助と県単と同じ河川の中で、国庫補助ということは国が認めてその河川改修をこの案にして持ち込めるという自信が、河川課長のお話しではあるということですね。

宮地委員長

はい、どうぞ

大口河川課長

先程から話している採択基準に入ればということですが。前回もお話しした通り。

宮澤委員

ちょっといいですか、私の言っている意味が分からない。川の中で、ひとつの川でここは国庫補助で、ここは今の条件の議題が話題になっている中でもって出ているのですから、抽象的とか一般論をもってこられたって議論はちっとも深まらないではないですか。幹事会の方で浅川のこの部分のところについて、その可能性があるかどうかという話しも含めて言わないと、これは議会では知事は明確に答えている部分なのです。そのところも含めてしっかりと河川課は、国庫補助でできるなら、これは財政ワーキンググループの方でも組み合わせでやりますよ。この部分は国庫補助だ、この部分は県単だと、そういうことが具体的にできるかどうか、今そういうふうにおっしゃられるのならば、その検討はまだ財政ワーキンググループで甘いということです。そのところ、よく今の質問をよく呑み込んで答えて下さい。

宮地委員長

私はちょっと違う。何かご返事されますか。はい、お願いします。専門家の方が良い。

幹事（河川課）

この点については、前回の委員会でもご議論になったと思うのですがけれども、いわゆる河川整備計画の認可が入るかどうかという話しが前回されましたけれども、今言われている河川改修単独案の方ですね、それでやった場合の試算をされている部分がある訳ですがけれども、それが基本高水について合理的な、変更の理由、そういうものが、合理的な理由があるかどうかという点で判断されると思っております。

宮地委員長

私はこう思ったのですが、河川改修単独案ではとにかく、要求を新しく出す訳ですよ。要求出す訳ですから、その認可がどうなるかという話しと関連している。そういう意味だと私は思っているのですが。

五十嵐委員

その通りです。これは私も前回質問したと思えますけれども、完全に国庫補助受けられるとか、絶対に受けられないという判断はしておりません。財政上、補助を受けられる場合と補助を受けられない場合によって、試算しておりますので、認可を受けられるかどうかは別問題です。

宮地委員長

国土交通省もそういうものが出てきたら判断するとおっしゃっている訳ですな。ですから、それが部分的に。

宮澤委員

私が言っているのは、合理的な理由で国庫補助を受けられるとしたならば、全河川、私は国庫補助を受けられるのではないかということなのです。一番問題としていることは、ここからここが国庫補助でここからここが県単でやるなんて、そんなことは絶対ないということをおっしゃっているのです。ひとつの河川であって。そういうことを申し上げているのです。だから、答えがおかしいと言っているのです。同じ河川の中で、そのこととございます。

宮地委員長

私は部分的にというのは、河川改修も含めて利水の話もございませぬ、それについての補助率は違ってくるだろうと、こういう感じをもっているものですから、そう申し上げたのですけど、正しいかどうかはちょっとわかりませんが、確かにひとつの河川改修の中

で一部分だけ特別というのはおかしいと思います。それに伴う全体的な中では、いろいろなものがあり得るだろうという感じは私はしておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

松島(貞)委員

私の意見を申し上げておきますと、例えば、当初の計画が変わってしまったようなケースでは新しく造った堤防を、先程の橋の話と同じようなもので、やり直さないといかんとすることがあるかもしれません。嵩上げというようなこともあったりした時には、一つの河川であっても国庫補助の部分を補完する意味とか、手を加える意味で、県単独の改修とかお金を入れるという、そういうようなことは今後、柔軟的に考えなければ、これからはいけないのではないかなという気持ちを持っておるので、そういうことも含めて今までの経過をお聞きしたということです。

宮地委員長

いかがでしょう。待ちに待っていた財政案が出てきて、意外に質問が少ないのでちょっと驚いておるのですが、どうでしょうか。ちょっと時間を掛けて考えないと良い知恵は出ないということもあるかも知れませんが、差し当たってご質問はございませんか。ひとつ、かなり解説をたくさん頂いたので、ページ数もいっていますし、どうしましょう。休憩しましょうか。それでは今から、今3時5分ですから、15分間、20分まで休憩を致します。ちょっと委員の方々別室でちょっとお集まり頂けませんか。次のことちょっとご相談したいことがあるので。

宮地委員長

予定の時間をオーバー致しまして申し訳ございません。傍聴の方にはご迷惑掛けております。打ち合せというのはつい話しが延びるものですから、ご迷惑を掛けたことをお詫び致します。それでは休憩後の議論を再開致します。先程の財政の方のご報告、質問があれで終わったのかどうかよく分かりませんが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

浜委員

財政の関係で一点だけ幹事会に確認をしておきたいことがあります。先程の説明の中にも河川整備計画が通るか通らないかということは、これは提出をしてみなければ分からないこと、というご説明がありましたですね。もし、通らなかった場合には知事は県単独事業でも行うのだというお話しを明言しているのですが、これはそういうことになり得るのかどうか、即ち、河川整備計画が通らなくても、それは事業化できるのかどうか、県単で、その辺だけ少し確認をしておきたいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大口河川課長

2月議会の話しでよろしいのでしょうか。先般の2月議会の時に委員会の話しは知事は国庫補助でお願いしていくなかで、国庫補助が採択になるまでは県単でやりたいという趣旨で言われたというふうに私は受けておるのですけれども、整備計画の云々ではなくて、国庫補助の採択に向けてやっていきますけれども、採択にならない場合には、その間県単でということで意味で言われたように私は思っております。

浜委員

委員長。

宮地委員長

はい、どうぞ。

浜委員

そういう意味ではなくて、いわゆる、河川整備計画が通らない場合に、県単で事業化ができるかどうかということを知っているのです。

宮地委員長

できるかどうか。何かご返事は頂けますか。はい、どうぞ。

大口河川課長

単独でやる場合にも事業認可がなるように進めていかざるを得ないということです。

浜委員

委員長。そうしますと、河川整備結果が認可にならないければ事業化はできないということなのですね。その辺ははっきりお答え下さい。そうでないとまた本会議でやらなくちゃならない。

宮地委員長

質問、よく分かりかねておるのですが、私、返事をする訳ではないのですが、どういう案が出てくるか、実際財政の裏付けで、この検討委員会がやれといえるかどうかという話しがそれ以前にもあるような気がしているのですがね、率直に言って。県知事。どうぞ。私の意見よりは。

藤原委員

今、幹事会の方の返事がくるのまで、ちょっとお聞きしたいことがあって、このことでお尋ねします。浅川の257億というのは、ここに書かれているのは治水分と利水者負担金と河川改修費ということで負担分については書いてある訳ですよ。ところがこれはダム+河川改修案の費用の積算のあれが全然出ていない。それに対して河川改修単独案の場合には、例えば、土砂防止施設が3.5億円とか、沈砂池が3.7億円、流木対策費5億と河川改修費億115億円というも橋の架け替えとか、そういう費用ですよ。こちらの河川改修案の方は費用からこの額が積算されている。それに対してダム+河川改修案というのは負担分は分かるけれども、これの積算の内容というのは示されていないのですけれども、これはどういうことなのか。

五十嵐委員

事務局の方、今の質問の意味、分かりました。

宮地委員長

事務局の方、協議中ですが、今松島(信貞)委員のご質問お聞きになりました。すいません、藤原委員のご質問を。

藤原委員

本体工事がいくらだとか、そういうようなことでこの257億円というのが出ているのではないような気がするのですよ。治水の負担分が193億、利水者負担が5.6億円と出ていますけど、これは単なる費用負担分ですよ。工事費がいくらか出ていない。別紙5を見てですね。257億という額の内訳というのは、別紙5には。

宮地委員長

別紙5には確かにございませんですね。

藤原委員

ないですね。別紙6の方は多分、これは付替えとか、河川の拡幅とかいろいろなものがこれだけ掛かりますよという、これは工事費ですね。

宮地委員長

ちょっとその点、私間違っているかもしれませんが。実は、前に浅川の河川改修とダム建設についてという河川課から平成11年度末現在という資料、平成11年8月25日という資料をもらったことがあるのですよ。それによりますと、平成12年度以降にダム+河川改修というのは、河川改修は65億円、それからダム建設が200億円、合計265億円こういう数字が出ております。河川改修の65億円の範囲には護岸が4km、橋梁が1橋、用地買収が1万3000m²、家屋補償が15件、そんな数字が出ている訳です。私、この数字が割合近いものですから、それはむしろ、このご報告はそのことを前提にしているのかなと、近いのかと理解をしておったのですが、いかがでございましょうか。

藤原委員

今回これを積算したという訳ではないのですか。ダムの方はどうでしょうか。

宮地委員長

はい、お願いします。

大口河川課長

別紙5の関係ですけれども、ダム建設に要する費用は、治水分として193.7億円、利水者負担金として5.6億円、併せて199.3億円ということです。

藤原委員

これは費用負担分でしょう。これ。

大口河川課長

工事費です。浅川ダムを造るのにあと残りのお金が199.3億掛かりますと、その内、河川管理者が負担する治水分というのが193.7、あと、アロケで、5400m³/日を取るのに必要な工事費が5.6億円という意味です。よろしいですか。

藤原委員

そうすると、これの内訳というのは分かりますか。

大口河川課長

193.7億円の内訳ということですか。

藤原委員

193.7億円の内訳です。別紙6の方はこれは一応、総工事費ですよ。

大口河川課長

別紙6は、単独費やって、扱い方は同じですけども、どういう意味か、分からない。

藤原委員

別紙6の方は土砂流出防止の為に3.5億円とか、沈砂池が3.7億円とか、流木費は5億円とか、そういうような積み上げて、河川改修費というのも多分、橋をいくつ替えてどうのこうのという、そういう積算できている訳でしょう、これは。それが、115億円になっている訳ですね。

大口河川課長

115.9億円に加わるものは別紙5の193.7です。これからダムを完成させるに必要なお金ということです。

五十嵐委員

いずれも、工事費用。

宮地委員長

そうでしょう。どうぞ。

青山幹事長

表の見方なのですが、ダム建設の費用としては199億掛かる訳ですよ。それで、この利水者負担金というのは、あえて2つに分けていますが、財源内訳の部分で、その内、多目的ダムで使う利水者負担金というのが5.6億円ございます、ということでございますから、例えば、治水分と利水者負担金をひとつの表にして、一番最後のその他の部分にありますね、利水者負担金等、これが一緒になって199億円のダム建設費が必要だという、こういう理解でどうですか。要するに利水者負担金もダム建設費の一部なのですよ。アロケですから。だから、財源として利水者負担金から5億6000万頂きますと。財源の内訳として頂きますと、こういう理解をして頂きたいと思えますけれども。

宮澤委員

藤原委員、よろしゅうございますか。藤原委員、ではダムの方は利水の費用はあって、河川改修の方は利水の部分はないではないか。お水の、飲み物の費用が換算されていないではないか、こういうご趣旨にもなるのかなと、こんなふうに思いますが、河川改修の中での利水の具体的な案、これについての止めた時に、その部分をどこでもって、今度は、どういう工事で、どういうふうにするかということは、先程申し上げたように、水道管理者なり、水利権の関係者のところから話がありませんので、河川改修するとその部分は全然費用の中に入れてない訳ですね。入れていないので、だけど請求とかやり方とかということの具体的な請求がないものですから、財政ワーキンググループの方としてはそのダムによる利水分の河川改修はその分余分になる訳ですけども、具体的にお金を算出することはできなかったと、こういうことですね。だって別に利水の部分の費用のところについては、河川改修案の中には盛っていないでしょう。

青山幹事長

先程の報告にございまして、利水については、浅川の場合ですよ、利水については水源は必要ないと言っているのですよ。だから、必要がないのだから、事業費に載ってくる訳がないのですよ。そういう解釈でしょう。違うのですか。

宮澤委員

ダムの場合の利水だけどうして換算するのですか、とこういう理論になっちゃうでしょう。

青山幹事長

ダムが必要な場合については、利水まで換算した事業費を計算していますよ。

宮澤委員

ダムだけ、今藤原委員言ったように、ダムだけ、利水の方だけ換算するのですか、ということになっちゃうでしょう。ダムの中にある程度の高さ分だけは、利水分の負担が入っているということでしょう。そういうことだと思うのですよ。ダムの建設費用の中には、要するに利水分の費用が入っておりますよ。それを水源を取るか取らないかは別問題として、地元のところからそういう要望がなかったの、入れてないのですよね。利水分のことに

については、利水の座長の方からお答え頂きたいのですが、そういうことではないかと思うのですよ。ダムの方については、利水の部分の工事費用が入っている。ところが、河川改修の方については、河川改修の案については、その部分についての費用は、同じ案として、基本高水の問題以外で比べる時には、その案は入ってない訳でしょう。そこだと思のですよ。水源が必要とするかは、それぞれの案の中から提案されている問題であって、具体的にこれから総合的治水、利水の問題になってきた時に、河川改修案の中で、利水の問題はどうするのということは論じられていない訳でしょう、まだ、と私は理解しています。ですから、利水の問題については、浅川の場合については、ダムの中に利水の費用が入っているけれども、要するに、河川改修案の中については、その利水の問題については触れていないという、これは新たな、要するに違うサイドの問題だと思うのですね。そういうことで、利水の浅川についてのダムに代わる利水問題は、どうするかという論議はまだされていないのではないかと思うのですよ。だから、その案についていないということでしょう。

宮地委員長

幹事長の話しもそうですね。

宮澤委員

代替案についてはいないということであって、その問題をトータル的にどうするかという問題はまだ論じられていないということでしょう。そうだと思うのですよ。そういうことを私申し上げた。もし長野市の方から利水のことでこうしてくれという要望があったら、もっと費用が高むということでしょう。そのことについて財政ワーキンググループはそういう要望がまだないから、具体的には論議がされていない、こういうことだというふうに私は思いますが。

宮地委員長

幹事長の説明もそういうふうに理解したのですが、どうでしょうか、いいですね。藤原委員、それでよろしいですか。

藤原委員

それともうひとつ感想を言わせて頂きたいのですけれども、前に長野県のダムというのは当初計画よりも実際には2、3倍大きいのは、7、8倍も掛かっているというのがありましたね。この当初計画が125億と聞いているのですね。それで今の段階で200億円使っちゃって、その段階で300億になったダムあり、330億になったダムあり、400億円になったの、これ併せると450億円なのですね。多分ダムを造るのに後10年掛かるということになりますとね、当初125億から始まって、とてつもない額になるのだなという感想を持ちました。

宮地委員長

その意見は確か、浅川部会でも出ていましたね。議論があったと思いますが。砥川の方でも同じようなのがあった。はい、ですから、今のご意見はご意見として、全体的な話しのまとめの方でお考え頂きたいと思っておりますが、その他、いかがでしょう。はい、どうぞ。先程の浜委員のご質問が残っております。

大口河川課長

河川整備計画の認可にならなければというお話しでよろしい訳ですよ。河川整備計画は、県単であれ、一定の計画にもとづいてやる改修については、河川整備計画の認可を取らなければ、事業としてやっていけないということ、先般お話しした通りでございます。

宮地委員長

よろしゅうございますか。そうですか。なるほど。それでは、財政のことに関連した話しは、一応、ここでちょっと置いといてよろしゅうございますか。はい。

宮澤委員

財政の方のことでございますが、五十嵐座長の方からお話しになられた通りでございます。私ひとつここでもってひとつお聞きをさせて頂きたいのは、今は国と県、これの国費と県の負担と、こういうことが論じられています。そうすると問題になってきますのは、その下の行政団体であります。泰阜村長さんもおられますけれども、市町村の財政負担というものをこの検討委員会で論じなくて良いのかどうか、こういう問題が次に上がってくるような気がします。これは皆さんのご意見をお伺いさせて頂ければと、こんなふうに、私自身としては委員の一人として思っているところであります。あくまでも県のレベルでの費用で良いのかどうか。それとも、その下の代表として市町村、議会の代表も高橋さんお出でになっている訳であります。市町村の財政負担、これについて案を通す時に、どういふふうな負担が考えられるのかということを経済的にアプローチしなくても良いのかどうか、ここら辺のところのご意見は頂きたいと思っております。

宮地委員長

今、宮澤委員は財政部会のワーキンググループの委員なのですが、財政の方ではどう考えますか、そういう点は、確かに関係はして参りますね。ダムを造るか、造らないかによって、負担金も市町村違ってくると思いますが、その辺、五十嵐委員。

五十嵐委員

事務的にこれはすぐできるものでしょうか。相当時間を要するものでしょうか。事務的にできるものでしたら出したほうが良いと私は思いますが、どうですか。

宮地委員長

かなり細かい話しになりますが、ご返事を頂けますか。幹事会の方はどうでしょう。あまり無視する訳にはいかんけれども、今ここでその答えがないと話が進まない。

宮澤委員

委員長、今座長もおっしゃって下さいましたが、もしそういうことが必要ならば、また財政ワーキンググループの方で論議を皆さんから、こうした方が良いということになれば、それを、また、それを取り上げればいいことだと思いますけれども、市町村の財政負担のことについては、今まで財政ワーキンググループの方でもあんまり触れてきませんでした。ですので、その必要性があるのかないのかということについても、やはり、重要なポイントだと思いますので、どうかと、こういうことでお聞き頂ければと思います。

宮地委員長

例えば、私、よく訳からんのが、長野の場合、今の単独河川改修案の方は利水はいらぬと言っている訳ですね。それを市がやるかどうかという意味もありますね、きっと。どれだけ負担するかということは、必ずしも、県が考えなければいけないことばかりでもないと思うのですが、その辺は、あくまで俺のところでは、市がおっしゃるかも知れないし、しかし、みすみ負担をかけるのだったら、県も面倒見ようと、そういう話しもあるかもしれませんが、その辺は私ちょっと分かりかねておるのですが、はい、どうぞ。

高橋政策秘書室長

事務局からお聞きしたいのですが、現在、市町村の負担については、利水者負担金で既にここに計上されておるのですが、これ以外の負担というのはどのようなものが考えられるのでしょうか。

宮澤委員

例えば、市道の架け替えでございますね。市の道を架け替える場合、それから、そういうような部分の道路改良とかいうのはあるので、出てこようと思うのですね。そこら辺の部分を論じなくても良いのかなと、こういうふうには実は思うのでございますけれども、それから、利水の問題も利水負担金という問題の他に、利水関係で出てくる問題はたまたま今の場合はダムを造った場合の利水負担金はございますけれども、そうではない場合のところになりますと、県というよりも市町村の方の負担が大幅に増えるのではないかとということも想像する訳でございます。ですので、一応、このことについて、触れておく必要があるのではないかと、こんなふうに先程思いましたので、ご提案しましたところ、財政ワーキンググループの方へ、これからどういうふうに座長とも竹内委員ともお話しをするところでございますけれども。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(貞)委員

市町村の場合一般的に、県道もそうですが、一級河川を改修するとか、ダムを造るという、利水者負担は別にして、というケースでは、市町村が負担するということはないと思っておりますので、ちょっとイメージが湧きません。ただ、今は宮澤委員が言われる通り、関連して、市町村道を改修しなければいかんとか、水路を改修しなければいかんとかいうのはあるかもしれませんが、一般的に私どもが、国庫補助で県が仕事をしてくれる場合は、市町村の負担はないから、非常に県を頼りにしているということでございますから、そういうふうに理解をしております。だから、具体的に提案されておる砥川、浅川のような河川改修のケースでは、市町村が負担することはないと思っております。利水の問題また別の話だと思っております、利水の座長の方からきくと報告でかえってくると思っておりますが、例えば、私は岡谷市のようなケースは、当然、地下水ではなくて、河川から表流水を取るという判断を市長さんはされるというふうに思っております、それについては、やらなければならないと思っておりますから、ダムを造るよりダムの利水者負担より多くのお金が掛かる訳でございます、その財政負担をどうするかというのは、まさに、これからの利水の議論だというふうに思っております。そのことは当然、利水ワーキンググループの報告でも必要な水道事業者が新たに河川から表流水を確保するという、これは財政ワーキンググループで言えば、水をなんとかしてくれと言われた時にどうするかという問題に通じると思っておりますが、その時の負担については、利水の関係で十分支援をしてもらわなければ困るということだと思っております。

宮地委員長

どうぞ。

竹内委員

関連ですけれども、例えば、浅川の場合、これは部会でも申し上げたことなのですが、代替案出せという時に、私も出したというふうに申し上げたのですが、例えば、浅川流域連絡会ができた経過で、それぞれ長野市、そして県、或いは、豊野町が役割をもって、それぞれの雨水対策、特に内水対策をやっていきたいと思いますということで、学校貯留とか、調整池の整備とか、そういうことをやってきた経緯がある訳です。そういう意味からしますと、例えば、基本高水下げた場合に、そのことに対する当時の約束事が変わってしまいます。その場合に想定されることとしては、当然、現在の国の制度でいきますと、調整池作りにも、雨水量整備事業とか、そういうひとつの国との関わりの中で、2分の1ずつ出してもらってやっているとか、補助制度だけでは事足りないという部分で、県もひとつ絡んで頂けないかと、そういう意味のことは今後予想されますし、私としては、最後の方でそのこ

とは報告書なりに盛り込む中で県の姿勢として、例えば、今年度、長野市が導入しました雨水タンクの整備についても、雨水利用という観点から、当然県も積極的に支援すべきであるということも申し上げようかと思ったのです。そういうことも想定されるでしょうということは付け加えておきたいと思います。それは、負担という問題と違うんですけど、予想できない課題があるということです。

宮地委員長

分かりました。今の話し、初めから、どれだけ負担がいるか数字を出さなくても、つまりそういうこと、これをやる以上、ここの話しは考えてもらった方がいいですよと、そういうことをやって、特に市町村がどういうご要求を出されるか、それも考えて対策を練ってくれと、そういうふうに要望しようというのは竹内委員のお考えに近いと思っておりますが、今の段階でそこまでこっちで詰めておく必要があるかどうか市町村のご要望もよくわからない段階です。ですから、確かに、ダムができなかったら、どこかから水を取ろうと、長野市がお考えになれば、長野市はまたご要求になるのでしょうか。どうでしょうかね。今、わざわざ。

宮澤委員

委員長、私も先程五十嵐委員もおっしゃられましたけれども、市町村の負担のことについては考える必要はないと、こういうお考えならそれはそれでいいのですよ。財政ワーキンググループとして、やはり、財政の方でもって、そういうような市町村のやはり連携の中で、そういう負担のことについて、やはりワーキンググループの方で財政の方では考えておいた方がよいのではないかと、こういうことかどうかということだけ、私はお話しをご提案している訳でございます、私は市町村の財政がどのくらい負担をするかと、なければないでいいのですけど、そういうふうなことをやはり、詳らかにした方がいいのではないかと、こういうふうにした訳ですので、それを提案したということです。あと、皆さんのご意見でございますから、検討委員会だから、県のことだけでいいで、市町村はいくら負担したって構わないと、こういうことならそれはそれで私は結構だと思いますけれども。

宮地委員長

竹内委員、そういうことを言ったのではないと、私は思います。

宮澤委員

だから、具体的なところでそれだけ決めて下さればいいのです。先程の松島(貞)委員も竹内委員もあるかもしれない、こういうことはある、立て替えとすればあるかもしれない。それだったら、それを明確にした方がよいと、この検討委員会で、ということなら、それを検討すれば良いことですから。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

今のご意見に関連してですけれど、今のその問題は市町村の側から見れば負担ということになりますし、県の側からみれば、どういう支援ができるかということで、問題は同じ問題になってくると思うんですけど、やはり、今後、どういう案が最終的に選択されていくかにもよりますけれども、例えば、基本高水のことが大分議論になりましたように、ダムに依らない河川改修や治水対策案を取った場合に、先程松島(貞)委員が言われたことにも関連するんですけど、水道事業者が例えば、多目的ダムから取水する場合には、建設費用の応分の負担を一応はしますけれども、圧倒的にはダム建設の事業費は県と国が2分の1ずつということで、市町村の建設費の費用はまるまる市町村が水道事業の為だけに例えば、

貯水池ダムなどを建設する場合とは、かなり違ってくるということもあって、やはり、補助の厚い多目的ダムからの取水の方がより有意義でないかというような選択も今まであったと思うのです。だから、もし、そういう多目的ダムでない方法で、しかし、利水問題がかなり、その自治体にとって、ウェイトを占めていて、解決を迫られる、新しい方法をどうするかというような問題とか、それから竹内委員からお話があったような、治水対策、総合治水というような問題で、市町村が住民と連携して努力する問題に対して、新しい方向での支援策というか、一緒に頑張っていく施策というか、どういうものが相応しいか分かりませんが、やはり、できることは新しい発想で応援もするし、一緒に頑張っていくということ、検討委員会の中では当然議論すべきことだと私は思うのです。ただ現段階で財政的な試算とかなければ、この議論は進まないということではないとは思いますが、考え方としてはとても大事なことだというふうに思います。

宮地委員長

どうですかね。具体的に、宮澤委員、どうでしょう。例えば、長野市は5000m³、水が欲しいと言っていますね。最終的に長野市がどう要求されるか分からんけれども、一応そういう話が出ていると、それに対してもし単独でやったらすると、市町村の負担がいくらくらいになるか、そういう試算をもらった方がいいのでしょうかね。

宮澤委員

私は市町村のひとつの案ができて、石坂委員もおっしゃられたように、全部の角度から見つめることは大事なことだと、こういうふうに思います。でも、その必要はないと、ここは県の、私はそういうふうに思います。市町村の負担分も全部財政でやるべきだと、こういう考え方ですが、ここは県の検討委員会ですから、若干趣旨が違うというふうに思ったものですから、その必要があるかどうかということをご意見をお願いして、と思っています。私自身はやったほうが良いと、こういうふうに思っています。

宮地委員長

資料、今の話しお願いしたら、割に簡単に出るのですか。

宮澤委員

財政ワーキンググループでは受けるというのなら、先程五十嵐委員も言われたように検討できると私は思いますけれども。

宮地委員長

財政ワーキンググループがその資料を、ひとつどういうものがあるかということをご要求して頂いて、それをこの次、出して頂ければ、今までの大筋を、話しをそれほどひどく変える訳ではないと思っていますので、追加資料として出して頂ければ、よろしいかと思うのですが、そういう意味で財政の方でお願いできますか、テーマを絞ってよろしくお願ひします。すいません。大分時間も過ぎてしまいました。それで、これからあとの議論の仕方ですが、とにかく、論点整理の話しを始めて、基本高水で止まってしまったのですが、私が全体的にべたっと並べたものですから、つい時間を取りましたのですが、冒頭にも申し上げましたように、論点整理の中には、今までいろいろところで議論されていたことをございますけれども、今まで議論されていなくて、是非、これは答申を作る上で絶対に議論しておかなければいかん、そういう問題をまずはっきりさせて、それについて議論をすると同時に今まで議論したことでも言い足りないところを付け加えていく。そんなふうに議論を進めていかなければいかんかと考えておりますが、いかがでしょうか。それでもしそういうことがよければ、その点を言って頂きまして、まず今日の内に論点整理をできるだけ話しを進めておく。絶対に今日中には終わらないと思いますが、5時という時間制約もございますので、それまでできるだけのことを進めて参りたいと思っています。それで、次回の話しを少しご相談をしたらと思っていますが、どうでしょうか。はい、ど

うぞ。

藤原委員

午前中の論点整理の時に申し上げたのですが、やはり、ダム安全性ということについては、これは、まず第一に話しをしておかなくてはいけないのではないかと。ダムを造ることについて、浅川部会ではダムの安全性というものについて、議論がされたのですけれども、それはまだ検討委員会にはまだそれほど多くはされていないというふうに思います。それから、砥川のことについても砥川のダムの安全性ということについて議事録にはあるのですけれども、このところではほとんど私どもは聞いていません。ですから、そういう意味でダムの安全性ということについて、まずきちんとして頂きたい。私はいろいろと浅川ダムの問題で、地すべり等技術検討委員会の話しを聞いたりして、委員の方の話しを聞いたり、また松島(信)委員の調査の結果を聞いて、これはダムを造るところではないというふうに、私は判断している訳です。ですから、そういう大きな問題があると思いますので、そのところはまず検討委員会で議論して頂きたいというふうに思います。

宮地委員長

ご自分のご意見というよりも、むしろポイントをお示し頂きたいと私は思っておりますが、藤原委員のお話しはこの下の治水、利水、森林、地質、ダムの安全性、つまりこういう項目であってよろしいですね。

藤原委員

ここに書いてあるので結構です。

宮地委員長

とおっしゃいましたが、私も思います。部会で議論されたことと検討委員会でしゃべることとは、やはり、意味が違って参りますので、答申を作る為に検討委員会で是非触れなければいかんと、そういう意味でおっしゃって頂いたなら、理解できます。今ダムの安全性、これは、では丸を、はい、どうぞ。

五十嵐委員

私の全体的な意見は、今日、皆さんに配られてあります資料集の中に答申作成に当たっての論点という形で包括的に示しております。要するに一番基本的には、この答申は知事や県議会、市町村、県民、ならびに全国内外から注目される答申になるだろうということです。従って意見もなければいけませんし、非常に説得力もなければいけないというふうに私は思っています。だから、常識的にみて、普通の答申であれば考えざるを得ないことについては、全部触れる必要があるという意見ですね。大きくいいまして、残されている論点という形で、私の意見を言っております。ひとつは、ダムをどう考えるかということがあります。基本高水については随分言っておりますけれども、基本高水以外にもいろいろな角度からの論点整理が可能だということです。費用、費用対効果ですね、或いは、環境の問題、堆砂による機能不全に対してどう対応するか。或いは、ダムの操作ミス等にどう対応するか、或いは、もっと広く財政的な観点から、福祉の費用等から比べて、本当にダムの費用というのは優先度が高いのかどうか、というようなことが、ダムについてのメリット、デメリットの論点だと思います。それから、先程ちょっと私の意見を述べたのですが、2番目、補助金の返還、ダム中止の場合ですね、これは全体的に検討して頂いて、長野理論モデルみたいなもの考えたらどうか、ただ国の判断によりますと言ったって、何百億という金違ってくるものですから、これはちゃんと理論武装するべきではないかと思っております。3番目のダム無し案ですが、これは先程から気になって、気になって仕様がございませんので、代替案がずっと部会で固まった代替案を前提として財政的な費用を弾いてきて、本当にこの代替案でよろしいのでしょうかというのが私は心配です。ドイツなどでは再自然工法がたくさん導入されていて、コンクリートで固めるような方法でない、も

っと生き生きとした総合治水の観点からの代替案をもっと考えて良いのではないかと。今回出されている浅川、砥川の代替案というのは、基本高水を下げた。それに併せて検討していますから、発想としてはまったく同じです。要するに基本高水を下げた、その結果どうなるかというだけの話しですから、そういうのではなくて、もっとここに書いてあるように、遊水池としての田畑や休耕田の利用とか、治山事業との協力体制とか、内水氾濫対策、或いは、科学的な水防林の設置、水防体制、水害被害がでた場合の損害保険の検討など、もっと常識的に世界中で行われている代替案の検討というのは、本当に考えられないのだろうか、というのが、私のダム無し案についての意見であります。それから費用対効果、これは非常に重要でありまして、これもほとんど検討されておりません。それから国土交通省の最近の河川行政の変化は非常に著しいものがございます、必ずしもダム案よりも最近はまさに総合治水の観点から環境への配慮とか、自然のシステムの再生とか、総合治水、住民参加とか、水利権の考え方の変遷とかありまして、こういうことをもうちょっと検討する必要があるのだろうと、併せて4番目にヨーロッパやアメリカのダムについてのいろいろな動向については少くく見識をもっておかないと、基本高水だけでやっているようなやり方では、如何にも古すぎると、私は思っています。これ、最後に一番難しい問題だと思っているのですが、要するに今の部会の報告を見ますと、ダム案とダム無し案が出ているのですけれども、どっちが優位かと考える時に、まったく個人の主観でばらばらにこっちだと言って良いのか、理論的にこういう方法であれば、ここは共通項になるというような理論を考えることできないのだろうか。これがまさに長野モデルの最大の問題だと思うのですけれども、これを考えたいということですね。更にそれをやるには治水や利水、財政、地質や植生などは、いろいろな意見がある訳ですけれども、これを統一的に理解する方法というのは考えられないのか、というようなことを考えております。それで、ひとつだけ時間的にどうしても作業、仕事があるのが、私2つあると思います。ひとつは環境でありまして、環境アセスメントというものを何らかの形で答申に入れなければいけないと思っているのですが、時間等の関係でいきますと、どこまで可能だろうかというのがひとつです。2番目は投資対効果、費用対効果の問題、これもなんとしてもいれなければいけないのですけれども、どういう作業方法ですれば良いだろうかという辺りは、皆さんで検討して頂きたい、というふうに思っています。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

今五十嵐委員、代替案というふうなことで何にもないような話しをしていますけれども、私の方は前から緑のダムというようなこと言っています、それで今度の場合にも論点整理ということで、ダム無しの場合の森林の整備の具体的にというのをここに書いてあります。ですから、そういうことで、何も代替案がないと言うのではなくて、むしろ、ダム無しの場合には、森林整備ということで、これだけではない訳です。森林の整備をすれば全部済むというふうには私は思いませんけれども、少なくとも、代替案としての森林の部分については、緑のダムとしての働きをもっと重視して、その為には具体的にはこういうようなことがあるのではないかとこのことをここで提案しています。ですから、それも今度の時には検討して頂きたいというふうには思いますけれども、非常に具体的に書いていますから。

宮地委員長

つまりダム無し案というと、ダム無しの河川改修にすぐ頭がいつっちゃうのですが、それ以外のファクターもあるということがございますね、いろいろ、私もそう思います。ただ、そういう意味で実際、五十嵐委員の提案というのは確かに、今まで議論していないことがいっぱいあるのですが、例えば、ダムのメリット、デメリットというところは具体的にはそういう形では出していませんけれども、多分、堆砂と維持管理とか、いろいろダムにつ

いて具体的な話しの中に、分散して入っているような感じが致しますのですが、ですから、そういう意味ではそれがダムのメリット、デメリットというものに繋がっていくだろうと、こう思っております。ですから、ちょっとその言葉自身はそのまま使ってはありせんけれども、五十嵐委員がおっしゃっておられることも、例えば、国土交通省の最近の河川行政の変化、外部の状況、こういうところはあとで入っておりますし、その辺も是非、これからご議論頂きたいと、こんなふうに思います。ダムによる環境、生態系の問題とか、そういうものもございまして、今のご発言、では を付けたいと思います。いかがでしょう。他に、そういう、例えば、ここであんまりやっていないのは、災害時に対する措置、防災のためのソフト計画、ハザードマップとか、防災対策、これもちょっと抽象的になるかもしれませんが、方法は出はる訳です。ですから、それもちょっと委員会としては、やはり、言及しておかなければいかんと思います。その他では、どうでしょう。私がしゃべるよりはむしろ皆さん方、部会のご意見、或いは、反対の方の部会の方から、浅川の方が砥川の方に、これはどうだとか、こんな話しがあっても、はい、どうぞ、竹内委員。

竹内委員

先程申し上げたのですが、浅川に関連致しまして総合治水という観点が問われると、ですから、全体を通して全体的なこと考えるべきなのですが、ただ浅川とか、そういう今までの蓄積のもとに物事はあるということも、市町村、特に長野市の事業の中ではありますので、いずれにしても、総合治水という観点から、例えば、利水とか雨水の利用とか、そういうものに対する長野市が単独で始めている事業について、どう対処していくのか、或いは、これからそれを全県にどう普及させていくのか、そういう観点も、検討すべきであるというか報告書に載せるのか、載せないのか、検討頂きたい。また開発行為などに対するひとつの対応として、雨水対策をどうしていくのか、そういうこともやる必要ありますし、最近、流行ではビルの屋上に対する緑化とか、そういう問題もあるのですけれども、そういうことも当委員会としては、脱ダム宣言を知事が出した以上、県として基本的にそういうことに対する責任という問題として、対処していく必要があるというふうに、その辺も検討を是非加えて頂きたいと思います。

宮地委員長

今の竹内委員のお話しはこの論点整理の中には具体的にはあんまりはっきりした格好では出ていないのですね。

竹内委員

論点整理には。

宮地委員長

論点整理の中の、できるだけ竹内委員のおっしゃられたことも書いてあると思うのですが、その中に具体的な言葉としてははっきり出てませんですね、今のお話し。

竹内委員

私が出した論点に対するものについては出してあります、書いてあります。

宮地委員長

今、おっしゃっておられるのは、それでなかった部分ですね。そうですか。それはもうちょっと簡潔にまとめるとどういうことで、どういうことで表しといたらいいのでしょうか。これからの議論の。

竹内委員

私個人の載っていますから。

宮地委員長
こちらには書いてある。

竹内委員
個人で出したのに入っています。

宮地委員長
竹内委員の中に、そうですか。拾いそこなったのかな。言葉としては。そうかもしれませんが。できるだけご提案の内容をはっきり書こうと思ったのですが。そうですか。例えば、2番目のようなところですか、竹内委員の。

竹内委員
私の書いているものの論議がされていない課題の1です。

宮地委員長
ここですね。はい。こういうことですか。その中にはいろいろ部会で出ていたこともあるのですね。雨水貯留施設、貯留タンク、そういうような話し、いろいろございますね。第1行のところは違うでしょうけれども、分かりました。はい。他に、いかがでしょう。どうぞ。高田委員。

高田委員
超過確率洪水に対する対策というのは、ちゃんと項目を挙げるべきだと思います。超過確率洪水。

宮地委員長
超過確率洪水。

高田委員
その言葉はいると思います。

宮地委員長
そうですか。それは治水の中に入りますですね。

高田委員
治水の中。言葉としては貯留という言葉盛んに出ているのですが、流出抑制というのと、超過洪水対策、言葉としてあげておいた方が良くと思います。共通のところだと思いますけれども。

宮地委員長
高田委員の書いておいで頂いたものの中には、どこに、具体的に。

高田委員
その言葉は入っていません。今ちょっと思いついた。

宮地委員長
超過洪水と。

高田委員
超過確率ですね。

宮地委員長

超過洪水対策、それでよろしゅうございますか。

高田委員

流出抑制。

宮地委員長

超過洪水対策、これは先生がお書きになった中にはありますね。それから流出抑制というものは、言葉はよく理解していないな。

高田委員

言葉としてあったほうが良い。

宮地委員長

これを上の方に足しといて頂きます。他にいかがでしょう。ぱっといかないかもしれないけれど、話している内にそこへいくかも分かりませんが、そうしますと、どうも私今までみていまして、特に議論した方が良いのは治水の中では、3番目のダムによる環境破壊、生態系の破壊。それからダムの堆砂と維持管理、これもある訳ですかね。あんまり話しをしていない。今の災害時に対するソフト対策、それから超過洪水対策と流出抑制。それからずっと利水と森林については、多分水利権見直しの更改などいろいろありますが、何かこれはもう少し一般的にはかなり議論されている。森林もちょっと全体とすればソフトな感じになっていますが、強いご要望があったら、次の地質、ダムの安全性、それから財政の問題がございまして、先程あった。それから外部の状況、答申の全体像というところに大体行くのだろうというふうに思っておりますが、そういう形にポイントをできるだけ絞って、あとはタッチでいくという感じでよろしゅうございますか。実は、今日そこに大分入れると思ったのですが、申し訳ないのですが、こういう状況になりました。どうしましょうか。5時に終わりたいのでございまして、少し。松島(信)委員、どうぞ。すいません。松島(信)委員からのレポートが出ておりますが、これはちょっとご披露した方が良いでしょう。

松島(信)委員

今日レポートを出してはありますけれども、論点整理にそれをどの程度生かせるかということに絞って、私の調査の報告みたいなことにならないように、論点整理の中で、地質安全性は、私自身がやらなければならないので、私の立場から、両方の部会で議論してきたことは、安全性が地質上は大変疑問であるということを書いて来た訳です。それに対して砥川で言いますと、砥川の場合は、疑問であるという人の意見だけ聞いておいたのでは駄目だと、疑問ではない、絶対安全だという人の意見も聞かなければならないということで、8回の砥川部会の時に、土木研究所の地質官が絶対ここは安全でありますということを説明した訳ですよ。その場所にはいない人は分からないですけども、その説明は、砥川のダムサイトの具体的な地質に対する説明というような形というのではなくて、国ではこの程度の地盤だったならば全然心配ないよというような、非常に一般的な説明に終始していたのです。その立場は分かるのですけれども、実際、砥川の場合、地質で言うならば、非常に岩石が堅いところと、その正反対、粘土化が進んでいて、それを県の方では熱水変質脈とっておるのですけれども、そういう場所が非常に頻度が高く繰り返すのです。これは基本的に安全をそんなに簡単に言って良いのかというのが一番の大きな疑問だったのです。そのことを国土交通省の場合は、この程度だったら全然問題ないというような言い方で終始した訳ですよ。それで下諏訪町長さんがダムは絶対安全だとおっしゃって頂けませんか、と最後に聞いたら、日本のダムの一般論からすれば、これだけちゃんと調査もしてあるし、この程度の場合だったら大丈夫ですよ、というような回答で終わっちゃったのです。ですから、私の疑問点に対して、もっと具体的な答えが返ってこない。とする

と、案を書く時に、ちょっと困る訳です。それで、こういうことをお願いできれば良いかなと思うのですけれども、本当にそういう砥川のあの地質岩盤そのものが、あれだけ不均一性があっても、その工法でもって乗り切れるというのは、それは分かるのですけれども、それだったら、そういう実例、事例があるのだったら、どこのダムはこういう状況でというような詳細な岩盤地質の平面図なり断面図なりを見せてくれて、そういう材料を探してくれて、そして比較できるようなものがないと、なんか一方的なような気がするのですよね。全然具体性がないのです。安全だということの具体性が、それで今日はそのことについて調査したことについての報告をここに何枚かに渡って書いてあるのですけれども、写真で見て頂ければと思うのですけれども、4ページの写真のところには、この写真1はダム堤直下の場合で、最もダムサイトの中の堅岩が多く出ている場所なのですから、そこにあるようにそれだけずたずたに切れたような形で粘土帯がある訳です。粘土のところ明るい色になっているから分かると思います。それから、写真2はそういうところは地表では開口しているのです。開いています。そういう部分がありますから、横抗の中では上から流入した粘土が、黄褐色の色に写っている写真を出してあります。それから、ダムサイトの周辺というのは、そういうようなところが、多く続いていますから、これを溜めた時には、ダムそのものの場所はグラウチングによって水漏れを防ぐかもしれないのですけれども、貯水池内では水漏れになってしまうのではないかなと、それは写真3のように、現在でもこういうように斜面のところが規模が小さくても動いている訳ですから、地下の水の動きというのは非常に活発であると、下諏訪ダムの場合は夏の水位と冬の水位が大きく違うのですよね。冬はワカサギ漁の為に水をいっぱい溜める訳ですね。夏はピーク雨量を抑える為に、水位を下げる訳ですね。その差が相当幅がある。そこは全部岩盤が剥き出しになっちゃう訳ですね。そういうところにこういう熱水変質脈、これが無いよ、というそんなことではなくて、熱水変質脈ですから、砥川の流域全体に広がっている訳ですね、ダムサイトのところだけがスポット的だという説明に県は終始してきたのです。ですから、そういう矛盾するようなことに対しての言葉の上ではなく、具体的な資料があったら出てこなければなんとも言えないのですよね。それから、写真の4、5、6というのは熱水変質脈というのは、断層でもってできて、その断層破碎帯に熱水が上がってきて、変質して粘土化したものなので、けれどもいつの間にか断層という言葉は使われなくなって、熱水変質脈という言葉で置き換えられたのですけれども、熱水変質脈をよく調査してみると、地表調査の結果ですけれども、みんな断層を伴っているのですよね。例えば、写真5の場合の、これF4断層というところですが、スケールの横のところが見えると思いますが、ここを拡大したのが写真6です。この1円玉の写真の左を見てもらえば分かるのですけれども、最新の断層粘土とその条線もちゃんと見えるのです。ですから、こういうのは過去の問題ではなくて、現在の問題、つまり第四紀断層の問題なのです。でもこの程度のものだったら破碎帯ではないので、全然問題にならないような説明があったのですけど、破碎帯という意味は熱水変質脈、そのものが破碎帯なのですから、それがこんなに沢山数多くあったのでは、40本から50本あるのですから、ダムサイト全体の中に。それから砥川の右岸側というのは、厚い、30mに達する砂礫層に覆われていて、そこは全然分からないのです。そのボーリングデータみたいなものしか分からないのです。写真7は砥川の話ではないのですけど、実際にダム軸を掘削してみると、その下から何が現われてくるか。これはまったく分からない問題です。でも、現われてきた時点においては、もう手の打ち用がないのです。それで。

宮地委員長

松島(信)委員、すいませんが、新しいご資料をご説明ですから、いろいろ掛かると思いますが、それを今ずっとあまり詳細に聞いておると難しいように思うのですが。

松島(信)委員

だから、もう止めなければならぬですね。

宮地委員長

ですから、どうでしょう、新しい資料。

松島(信)委員

私が言いたいことは、言葉の上で、これはこうやればできます、大丈夫ですとか、そうではなくて、ちゃんとした事例を出して欲しいなど、前、浅川の場合スメクタイトの問題で出して下さいとお願いしたら、どここの場合はできましたということが出てきておるのですけれども、3つばかり東北の例がでまして、あの程度だったらパンフレットが出るのと同じですよ。パンフレット程度では、どうしたらいいか。

宮地委員長

新しい資料について、今、国土交通省の資料ご請求になって間に合うかどうかという問題がひとつあると思うのですよ。それが判断の決定的な種になるのかどうか。私無視する訳ではございませんが、先程ダム安全性という問題の中に、やはり、砥川の場合にもダムサイトの地質の評価という問題が入っていますから、そこら辺の時に、この資料のことについて、なおおっしゃりたいことがあったら、もう少し足して頂くと、そういうふうにした方が私は良いのではないかと思うのですが、どうでしょう。話しの腰を折って、誠に申し訳ないのですが。どうでしょうか。おっしゃりたいことはよく分かります。これ新しく調査なされた訳ですね。

松島(信)委員

ワーキンググループではないので、地質の安全性をどう書くかという時に一番困るのは、私のようなダムが無い方が良いというような立場のところ、書く訳ですので、それに対して浅川の場合は地すべり等技術検討委員会のレポートがありますよね。それをいわゆる、ダムも必要だという為のひとつの議論の種として出せるのでしようけども、砥川の場合はそういうものがないものですから、具体的には。

宮地委員長

国土交通省のこの間の話しというのは、ひとつの反論になっていると思うのですが。正とかどうかは別にしましてね。

松島(信)委員

一般的な反論に過ぎない。

宮地委員長

今はそれしかないという訳ですね。材料は。つまりもうひとつのものがないと、絶対書けないのかな。

松島(信)委員

書けないというか、要するに、偏った書き方になってしまうよと。私の価値観に基づいた書き方になってしまう、そういう恐れが十分出てくるよという意味です。当然、そうすると、反対する検討委員会の方も相当出るはずですから、また水掛け論になっていくと。

宮地委員長

ひとりしかおらんので、相談する相手もないというようなことなのですが、私はそういう場合に、やはり、起草委員の方にまとめをお願いするとすれば、そういう今まで出てきた話しも頭において書いて頂きたい。それをちゃんと両論併記という格好になるにしても、そちらの方にも是非言及はして頂かないと、いかんだろうと思っております。ただ、ウェイトはどうつくか分かりませんが、主観もある。それは五十嵐委員が言われるように、ある書き方をする時にはどうしても価値観が入りますよということよくおっしゃって

おられますですね、そういう意味で私は理解致しますけれども、全然これでは書けないとおっしゃられるとちょっと困っちゃうのですが。

松島(信)委員

そういうような意味ではなくて、相当地質の場合は最初からある程度偏ったようにならざるを得ないというような意見なのです。

宮地委員長

特に浅川の時なんかも感じたのですが、地質学者と工学系の人とは大分議論のスケールが違いますね、地震の問題にしても、そういう意味での、噛み合わなさというのを実は感じているのですけれども、松島(信)委員もそういうお感じをもっておられるのだらうと思います。どうぞ。

高田委員

ダムของ安全性の問題、平時の安全性というのは、水が漏れて、その漏れたところが拡大して行って破壊に繋がる。多分、それだと思います。湛水地に大量に土砂が流れ込んでダム洪水を起こす、それはあるのですが、ダム本体に対して平時の場合の破壊原因というのは漏水だと思います。コンクリートダムの場合の漏水に危険を孕んでいる訳ですが、それは適当に水位を下げて、またカーテングラウトを増すとか、そういうことで対応している訳です。それで問題はダムの耐震性です。日本のため池は壊れた例はたくさんあります。少なくともダムというのは、ちゃんと施工管理やって、ある程度近代的な形を昔も取ってきました。それで壊れたということは日本ではありません。ダムの典型的な破壊例というのはこの前の台湾地震で、石岡ダム、あれは堰の大きいものですが、あれが引きちぎれて、断層がダムの下に走っていて、それが股裂きをしてしまった。問題はそういうことがこういう場所であるかということです。松島(信)委員が言われているように、長野県のこの辺りというのは、どこかにいわゆる線状構造があって、それが動かないという補償はない訳です。動く確率というのは、しかし分かりません。一応、そういうことを抑えて、ダムが造られる訳です。砥川の横にある横河川の場合はダムが計画されて、それが断念されたということを知っています。恐らくその場合は今の砥川地域に比べて、もっとひどい風化状態で、それで判断されたと思うのですね。もうひとつダムの安全性ということ、重力式コンクリートダムの安全性というのは、よく分かりません、正直なところ。私は地盤工学で本職です。本職に近いところなのですが、正直言って無力感を感じます。以前出てきた静的震度法で主にダムを造って、それで重要な、或いは、気になる時は動的な計算をして、それで確認をする。あくまで設計は静的震度法でやるのですが、それが重要な地域では0.15とか0.16とか、そういう値になるのですが、近辺で地震が起こったら、0.2とか0.3とかいう地震震度が想定される。そしたら全部のダムが安全率を確保出来ないことになってしまいます。本当そういうことでダムの安全性がチェックできているかということ、これは日本で自信もって言える人は、多分いないと思います。ですから、そのややこしい場所は止めましょうということ以外には有り得ない。それ以上の情報は今のところないのではないかと思うのです。ですから、ここの下諏訪ダムの状況、或いは、浅川ダムがいろいろな場所を点々としたというのもその裏返しかもしれません。これは誰かが最後に判断しないとイケないものだと思います。

宮地委員長

今の話しを聞いていると、決め手はなさそうだというふうに私は思っちゃった。むしろダムの安全性の中身にちょっと入りすぎちゃったと、私は思っているのです。ですから、そういう点も踏まえて、松島(信)委員のようにひとりで自分の考え方があるからちょっと書き難いとおっしゃいますけれども、今のような議論もまた出てくると思いますので、そのことも頭に入れて、ひとつお書きを頂きたい。私は思うのでございますがどうでしょうか。資料を要求をするなどと言っている訳ではございませんけれども、今ここで新しいのが出て

きて、これに対してどういう質問を、というまでなのか。それをやると、ちょっと時間が掛かりすぎるように思うのですが、どうでしょうか。

松島(信)委員

勿論、今言われたような立場で努力させて頂きます。いずれにしても、土木工学の立場と地質の立場は、土木研究所の地質官が、こう言いましたよね。純粹地質は大学では一生懸命やっているし、大勢やっていますが、これはダムには役に立ちませんよと、言い切っていましたね。そういうことと次元が違うと思うのです。ダムを造ることに対しては、確かに地盤工学をやっているダム地質は役に立つかもしれませんが、純粹地質をまったく抜きにして、浅川とか砥川のような非常にその地域が変動帯そのものだという場所へ、大規模構築物を造るということは、長い百年と言って短いかどうか、分からんですけれども、そういう百年とか、数十年とか、そういう時間で言ったって、全然、それではそういうことをやった為に一体どういう負荷が起こるか、長い時間的という意味は、自然の変化というものは非常に長い時間掛かって起こりますよね。ですけれど、ダムは一瞬にして10年くらいで大きな負荷を掛けるのですから、そのことによってどうなるかということは、例えば、ダム地震の発生の問題だとか、山地崩壊の問題だとか、それは各地で実際に明らかになっているのですから、純粹地質をまったく無視してということは、これは片手落ちだと思います。

宮地委員長

このダムの安全性、地質についてのひとつのご意見だと承りました。ですから、そのことは今日、そこは入ってしまいましたけれども、また出るかも分かりませんので、そのことはやはり、お考え頂いて結構だと思っております。いかがでしょう。大分時間も過ぎてしまいました。今日もうこれ以上、時間的に話しを進めるのは無理だと思いますので、ちょっと次回のことについてご相談申し上げたいのですが、全体の答申への時間もかなり切迫しておりますので、今後、勿論、この論点整理の話しを進めては参りますけれども、それが今度の会議の問題にもなりますけれども、それに加えまして、そろそろ答申のことについて、前回、起草委員のことをお願い致しましたのですが、まだ議論が進んでいないところもございませぬけれども、そろそろそれぞれの分担の範囲につきまして、今までの部会、或いは、公聴会、そういうところでのご意見を頭において、確かにひとつの価値観が入ったまとめになるかもしれませんけれども、とにかく草案のひとつひとつのパートを受け持っていて、それを少し纏めることを各起草委員の方にお願いをしたいと、私はそう考えておるのでありますが、ちょっと誠に無理かも分かりませんが、多分、時間的なこともございませぬので、お考えを頂きたい。それで、勿論、議論がいついていないところはまだ書きようが無いとおっしゃるかもしれませんし、それはそれで結構でございませぬけれども、次回の委員会までには、とにかくちょっと事務局の方へ、そういうものを一纏めして頂いて、あんまり長短があるとまずいのですが、どのくらいなら書けますかね。A4でパソコンで打って、1、2枚という感じになりませぬでしょうか。勿論、それが全部という訳ではありませんけれども、それは各パートがそれぞれのお考えでまとめておることですので、それはまだ公表するには至らないと思います。委員長のもとで集めまして、それをいろいろアレンジして、また各起草委員の方ともご相談しながら、まとめる方向でもっていきたい、そんなように考えておる訳でございませぬ。それで、ただ時間的にどういうふうになりますか。浅川の場合と砥川の場合といろいろ状況が違いますので、その辺、進め方をいろいろ変わってくるかも分かりませぬけれども、とにかく次回までには起草委員にお考えを頂いた上で論点整理を精力的に進めたい、そんなふうには私考えておるのですが、どんなものでございませぬ。ちょっと抽象的になりますけれども、先があんまり見えないものですからお願いをしたのですが、よろしゅうございませぬか。各起草委員の方。起草委員というのはワーキンググループにまた人がおられる訳ですから、その辺とも出来るだけお打ち合わせを頂きながら作って頂きたい、そんなふうには考えております。よろしゅうございませぬでしょうか。抽象的になりますが、よろしくお願いを致します。それから、最後になります

が、ちょっと事務局、来て下さい。ここどういことですか。それではもうひとつ、事務局の方から検討委員会のメンバーの話して、お話しがございしますので、あると伺っておりますので、幹事会の方からひとつお話しをして下さい。お願い致します。

青山幹事長

前回もちょっと申し上げましたけれども、新しく議会の方で会派ができて、最大会派の県政会からの委員さんの選出が今の状況では、ない状況でございます。始めは浅川なり砥川の審議終わったあとということで考えておりましたけれども、議長或いは、会派の代表から早く委員に選任して欲しいという強い要望がございましたので、次回の委員会から委員として参画をして頂くような形を取りたいので、ご了解を頂きたいと思います。それで会派としましては、風間議員が委員ということで、議会の方から推薦頂いておりますので、それに基づいた任命手続きをしたいと、このように考えていますのでよろしくお願い致します。

宮地委員長

知事の方から県会の風間委員をこの検討委員会にもうひとり追加をしたいと、指名をしたいと、こうおっしゃっておられます。確かに委員の指名は知事の任命権による訳でございますので、そういう点では権限は我々がとやかく言うことではないかも知れませんが、欠員がたまたまひとりあったということで、私は率直に言うと県会の会派が増えたということは理由にならないだろうというふうには思いますけれども、私いつか申し上げたことがあると思うんですが、欠員があったらもっと必要な人を先にこちらで推薦しておけばよかったと、そういうことすら思いますけれども、今そこまで言っても仕方がないと思いますので只今の知事からのご提案を皆さんにお図りする訳ではありますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、新しく入って頂く委員の方、これだけ議論がピークに差し掛かっている時に入って頂くので、いろいろ難しい問題、出てくると思いますが、県会のお仲間の方も沢山おいでになる訳ですから、委員会の状況もよくお話しを頂いて、スムーズに溶け込んで頂けるように、考えいっただらと思いますが、ということで、今の話し了解したという返事を知事に申し上げてよろしゅうございましょうか。

大熊委員

今先程も控室で少し議論をやったということで、我々が何にも議論をしないで単純に決めたということではないということで、一応、我々の中には賛成しなかった委員もいるといったようなことも申し添えて、それで報告して頂きたいと思います。今誰も黙っていましたからね。全員 OK であったということではないということであった訳ですから、その辺は一応、申し添えて頂きたいというふうに思います。

宮地委員長

今のようなことをここで言うと、あとで私はマスコミに随分詰められそうなのですが。

大熊委員

できるだけ公開でやってきている訳ですから、現実。

宮地委員長

私もそういう意味は申し上げた訳ですが、とにかく結論としては、それでよろしゅうございましょうか。それではそういうふうになりましたので、知事にはご報告頂きたいと思っております。はい、どうぞ。

青山幹事長

先程の議論の中で、環境問題ですが、この委員会で更に議論していかなくてはいけないというような問題提起がございました。それでダムを計画する際にダム周辺の環境、アセス

とは違いますけれども、環境調査をしてきておりますので、そういう審議をして頂くデータと申しますか、そういう資料を材料として事務局の方で用意をして議論して頂くような形を取ったと思いますけれども、その点をちょっと議論して頂きたいと思いますけれども。

宮地委員長

そういう資料があったら、特に環境の問題、議論しておりませんので、是非お出しを頂きたいとは思いますが、皆さんいかがでございましょう。はい、どうぞ。

松島(信)委員

それは良いのですけれども、この次の部会にそれが出てきたのでは遅いので、直接送って欲しいのですけれども、出来次第、委員のところへ。

宮地委員長

できるだけ早く先に。

松島(信)委員

それを予め見ておかないと、この次の委員会に議論を深められないと。

宮地委員長

分かりました。そういうご要望ありますが、できるだけ早く、事前に目を通せるようにという意味だと思います。

青山幹事長

どのくらいのデータがあるか、ちょっとまだ不明確な点がございまして、早速その点について調べまして、今の要望に応えられるものはできるだけ早く委員さんの方にお送りするような手続きをしたいと、このように考えておりますけれども。

宮地委員長

はい、それではよろしゅうございますね。お願い致します。それでは、次回の日程についてでございますが、前々から申し上げますように、5月17日、よろしゅうございましょうか。時間も午前10時から午後5時までを予定しておりますが、皆様方、よろしくお願致します。お願い致します。議題は一般的に言うと、浅川、砥川の答申についてという話になりますが、論点整理を深めて答申への方向に絞っていきたい、そんなふうを考えておりますが、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

石坂委員

一点だけ確認と要望があるのですけれども、午前中の議論の中で、国土交通省河川局に改めて五十嵐委員の方からご質問と回答をお願いしたいという願いがありました。それはして頂けると確認してよろしいでしょうか。その場合、私も2点ほど質問がありますので、文書で出したほうが良ければ、後程文書で出しますけれども。

宮地委員長

ご質問、五十嵐委員からもございましたし、もしそういうことがあれば是非、早急に事務局のほうに出して頂いたほうがよろしいと思います。そしたら対応して頂けますね。

大熊委員

そういう意味では私も一点。

宮地委員長

そういう意味ではいろいろと出てくるかもわかりません。どうぞ。今の宛先は同じですから、質問事項は明確に書いて頂いた方がよろしいかと思しますので、お願いを致します。それでは、これからもこういう質問ではなくて、資料が新しく出てくるといろいろと惑うことはある訳ですが、その点はまたご配慮を頂きたいと思っております。

田中治水・利水検討室長

委員長、すいません、ちょっと事務局です、よろしいでしょうか。今の質問の件ですけれども、早急に国の方と連絡取らないといけないものですから、今日中にお願ひできますか。

大熊委員

明日の朝一番、朝8時30分前にメールで。

田中治水・利水検討室長

できれば夜、連絡取りたいのですが。

大熊委員

では今考えます。

田中治水・利水検討室長

実は明日、明後日、部会がございまして、それぞれ。

宮地委員長

事務局の苦勞もございしますが。

田中治水・利水検討室長

できれば、そんなふうにお願ひできればと思うのです。手書きで頂ければ加工なりはします。

宮地委員長

できるだけ早く事務局にはお届け頂きたい、よろしゅうございますか。

田中治水・利水検討室長

もう一点ですけど、各ワーキンググループの座長さんの方でいろいろ考え方をまとめて頂くという関係は事務局の方へ送って頂くということによろしいですか。

宮地委員長

できるだけお互いにも見て頂く方が良くも分かりませんし、できるだけ私まだ書かん段階でそんなことと言ってはいけませんが、何日頃までに出た方がいいですかね。お書きになる方の、但し、まだ書く段階には至っていないという方も当然おいでになるかと思うのですが、素案でも書いて頂いて、来週の、今日は木曜日ですね。部会の方の都合はどんなふうになっています。

田中治水・利水検討室長

部会は。

宮地委員長

対応できるような事務局の時間の空き方というのは。

田中治水・利水検討室長
部会は14日を予定しております。

宮地委員長
それでは、以前の方がいいわけ。

田中治水・利水検討室長
部会の方は直接的には、手分けでやりますから、送って頂いて、それでは、また委員長にお届するというのであれば、少し前にというふうに思っておりますけど。

宮地委員長
今度17日ですから、15日とか14日という段階でしょうか、お届け頂きたいというのは、14日中にというふうにお願ひしたい。

田中治水・利水検討室長
そんなふうにお願ひできれば有り難いと思います。

宮地委員長
なかなか今度の論点整理でも五月雨レポートがあったようでございますので、できるだけひとつ時間に間に合いますようお願いをしたいと思います。では以上で、本日の会議を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。どうもありがとうございました

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印